

# 小野町地域防災計画

小野町防災会議



# 小野町地域防災計画 目次

第1編 総 則	1
第1章 総 則	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成	3
第4節 防災会議	3
第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	5
第6節 住民等の責務	10
第7節 防災アセスメント及び防災ビジョン	10
第2編 一般災害対策編	16
第1部 災害予防計画	18
第1章 災害に強い体制づくり	18
第1節 防災組織の整備	18
第2節 地区防災拠点の整備	19
第3節 情報通信体制の整備	20
第4節 応援協力体制の整備	23
第2章 災害に強いまちづくり	24
第1節 道路・河川・橋梁の整備	24
第2節 建築物の不燃化の促進	24
第3節 文化財災害予防対策	24
第4節 ライフライン施設の安全化	25
第5節 消防力の整備強化	27
第3章 災害防止対策	29
第1節 水害予防対策	29
第2節 火災予防対策	30
第3節 土砂災害予防対策	31
第4節 雪害予防対策	34
第5節 竜巻・台風・突風対策	34
第4章 避難・誘導体制づくり	37
第1節 避難場所等の指定・整備	37
第2節 避難誘導体制の整備	44
第5章 緊急輸送の整備	46
第1節 陸上輸送の整備	46
第2節 航空輸送の整備	46
第6章 備蓄・調達体制の整備	48
第1節 備蓄品の確保	48

第2節	備蓄場所の確保	49
第3節	水防倉庫の設置	50
第4節	緊急調達体制の整備	50
第7章	防災知識の普及啓発	51
第1節	防災知識の啓発	51
第2節	自主防災組織の育成・強化	52
第3節	防災訓練の充実	54
第8章	要配慮者の安全確保	57
第1節	社会福祉施設・介護保険施設における対策	57
第2節	在宅介護支援の必要な町民への対策	58
第3節	外国人及び町外からの来訪者への対策	61
第2部	災害応急対策計画	62
第1章	応急活動体制	62
第1節	初動体制	62
第2節	災害対策本部	64
第3節	職員の動員	69
第4節	職員の服務	70
第2章	応援の要請及び広域避難者の受入れ	71
第1節	県に対する要請	71
第2節	町と公共的団体等との協力	72
第3節	自衛隊の災害派遣要請	72
第4節	広域避難者の受入れ	76
第3章	情報の収集・伝達	78
第1節	気象注意報・警報・特別警報等の伝達	78
第2節	被害状況等の収集・報告	85
第3節	通信の確保	88
第4章	災害時の広報	89
第1節	実施機関と相互連絡体制	89
第2節	町が行う広報及び手順	90
第3節	報道機関への発表・協力要請	90
第5章	消防・救急救助活動	91
第1節	消防活動	91
第2節	救急・救助活動	91
第3節	航空消防防災体制の活用	93
第6章	避難対策	95
第1節	避難の準備情報提供、勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示	95
第2節	避難の誘導	100
第3節	避難所の開設・運営	102
第4節	警戒区域の設定	107

第7章	交通・社会秩序の維持	108
第1節	交通秩序維持対策	108
第2節	社会秩序維持対策	109
第8章	応急医療・救護体制	110
第1節	医療・助産救護活動	110
第2節	医療資機材等の調達	112
第9章	飲料水・食料等供給対策	113
第1節	給水対策	113
第2節	食料供給対策	113
第3節	生活必需品供給対策	114
第10章	緊急輸送対策	116
第1節	輸送体制の整備	116
第2節	緊急輸送路等の確保	117
第3節	輸送拠点	117
第11章	清掃・防疫等活動	118
第1節	清掃及びし尿処理	118
第2節	障害物の除去	120
第3節	防疫及び保健衛生計画	121
第4節	行方不明者の捜索及び遺体収容処理・埋葬計画	124
第12章	生活救護対策	126
第1節	応急仮設住宅の建設	126
第2節	被災住宅の応急修理	128
第3節	災害相談の実施	128
第4節	要配慮者に対する支援	129
第13章	文教対策	132
第1節	児童生徒等保護対策	132
第2節	応急教育対策	132
第3節	給食計画	135
第4節	園児・児童・生徒の避難計画	135
第5節	文化財等の応急対策	135
第14章	ライフラインの応急対策	137
第1節	上水道施設応急対策	137
第2節	電力施設等応急対策	137
第3節	電話施設応急対策	139
第3部	災害復旧計画	141
第1章	町民生活のための緊急措置	141
第1節	罹災証明の発行	141
第2節	租税の徴収猶予及び減免等	141
第3節	義援金品の受納・配分	142

第4節	災害弔慰金等の支給	142
第5節	公営住宅の一時使用	143
第6節	各種資金融資等計画	144
第7節	職業の斡旋	145
第8節	被災者生活再建支援法に基づく支援	145
第2章	災害救助法の適用	150
第1節	災害救助法の適用	150
第2節	災害救助法の適用基準	151
第3節	災害救助法の適用手続き	152
第4節	救助の種類及び職権の委任	152
第3章	激甚災害の指定	154
第1節	基本方針	154
第2節	激甚災害に関する調査	154
第3節	激甚災害指定の推進	154
第4章	災害復旧事業	155
第1節	災害復旧事業計画の作成	155
第2節	財政援助及び助成計画の作成	155
第4部	個別災害対策計画	158
第1章	航空災害対策計画	158
第1節	航空災害予防対策計画	158
第2節	航空災害応急対策計画	159
第2章	鉄道災害対策計画	161
第1節	鉄道災害予防対策	161
第2節	鉄道災害応急対策計画	162
第3章	道路災害対策計画	164
第1節	道路災害予防対策	164
第2節	道路災害応急対策計画	165
第4章	危険物等災害対策計画	167
第1節	危険物等災害予防対策	167
第2節	危険物等災害応急対策計画	169
第5章	大規模な火事災害対策計画	171
第1節	大規模な火事災害予防対策	171
第2節	大規模な火事災害応急対策計画	173
第6章	林野火災対策計画	175
第1節	林野火災予防対策計画	175
第2節	林野火災応急対策計画	176
第7章	原子力事故災害対策計画	179
第1節	原子力事故災害予防対策計画	181
第2節	原子力事故災害応急対策計画	184

第3編 震災対策編	190
第1部 災害予防計画	192
第1章 福島県の地震災害と地震想定調査	192
第1節 既往の地震災害と本県における地震発生特性	192
第2節 地震被害の想定	196
第2章 災害に強い体制づくり	202
第3章 災害に強いまちづくり	202
第4章 災害防止対策	202
第1節 建築物防災対策	202
第2節 ライフライン施設の耐震化	203
第3節 震度情報ネットワークシステムの概要	205
第5章 避難・誘導體制づくり	206
第6章 緊急輸送の整備	206
第7章 備蓄・調達体制の整備	206
第8章 防災知識の普及計画	206
第9章 要配慮者の安全確保	206
第10章 二次災害対策	206
第1節 地震による火災の防止	206
第2節 落下物防止対策	207
第3節 ブロック塀等の倒壊防止対策	208
第2部 災害応急対策計画	209
第1章 応急活動体制	209
第2章 職員の配備体制	209
第1節 災害対策本部設置前の配備体制	209
第2節 災害対策本部設置基準	209
第3節 災害対策本部設置後の配備体制	210
第4節 動員数	210
第3章 応援の要請	210
第4章 情報の収集・伝達	211
第5章 災害時の広報	212
第6章 消防・救急・救助活動	212
第7章 避難対策	212
第8章 交通・社会秩序の維持	212
第9章 応急医療・救護対策	212
第10章 飲料水・食料等供給対策	212
第11章 緊急輸送対策	212
第12章 清掃・防疫等活動	213
第13章 生活救護対策	213
第14章 文教対策	213

第15章	ライフラインの応急対策	213
第16章	ボランティアとの連携	213
第1節	ボランティア団体等の受入れ	213
第2節	ボランティア団体等の活動	214
第3節	建築物応急危険度判定士の養成・活用	214
第4節	被災建築物応急危険度判定活動体制	215
第3部	災害復旧計画	216
第1章	町民生活安定のための緊急措置	216
第2章	災害救助法の適用	216
第3章	激甚災害の指定	216
第4章	災害復旧事業	216

# 第1編 総則



# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、小野町の地域に係る防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、関係機関の総合的かつ計画的な対策の整備推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を図ることを目的とする。

## 第2節 計画の性格

この計画は、関係機関の実施責任を明確にするとともに、関係機関相互の緊密な連携を図るための基本を示すものである。

災害は、突発的に不測の事態が発生し、しかもその実態が多様化する一方であることから、迅速かつ的確な災害対策活動が行われなければならないため、関係機関との連携が特に強く要求されるので、その基本となる本計画は、常に地域の実情に沿ったものでなければならない。

## 第3節 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、小野町の地域に係る災害の実態を分析して問題点の究明に努め、これに即応した具体的な対策を定めようとしたものである。

したがって、第1編を総則、第2編を一般災害対策編、第3編を震災対策編としてまとめ、3つの編をもって構成し、これらに関する資料を「資料編」としてまとめたものである。

なお、福島県東部(沖)地域は、昭和53年8月21日の地震予知連絡会において「特定観測地域」に指定され（昭和62年には福島県（東部）沖を震源とする地震が多発するといった状態であったため、昭和63年度において福島県地域防災計画の「震災応急対策・復旧計画」が策定され）たことに伴い、当町においても地震災害（震災）対策を強化するため、平成5年度に新たに「部門別地域防災計画編」として「地震災害（震災）対策編」を設けた。

## 第4節 防災会議

小野町防災会議は、小野町長を会長として、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく、小野町防災会議条例第3条に規定する機関（下記2）の長又はその指名する職員を委員として組織するもので、下記1に掲げる事務を所掌する。

## 1 小野町防災会議

- (1) 町地域防災計画書を作成及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

## 2 組織

役 職 名	区 分	防 災 機 関	T E L
会 長	小 野 町 長	小野町	0247-72-2111
委 員	副 町 長	小野町	0247-72-2111
委 員	指定地方行政	東北農政局福島県拠点(地方参事官) 仙台管区気象台福島地方気象台長	024-534-4142 024-534-0321
委 員	福島県知事の 部門の職員	県中地方振興局長 県中保健福祉事務所長 県中農林事務所長 県中建設事務所三春土木事務所長	024-935-1295 0248-75-7800 024-935-1510 0247-62-3151
〃	福島県警察の 警察官	田村警察署小野分庁舎所長	0247-72-2121
〃	小野町の町長部 局職員	副町長 総務課長 企画政策課長 税務課長 町民生活課長 健康福祉課長 子育て支援課長 産業振興課長 地域整備課長 出納室長	0247-72-2111
〃	小 野 町 議 会	議会事務局長	0247-72-2111
〃	教 育 委 員 会	教育長 教育課長	0247-72-2111
〃	郡山地方広域消 防組合消防長及 び消防団長	田村消防署小野分署長 小野町消防団長	0247-72-2630 0247-72-2111
〃	指定公共機関又 は指定地方公共 機関の職員	N T T 東日本郡山営業支店長 J R 東日本小野新町駅長 東北電力ネットワーク(株)郡山電力セ ンター所長 福島交通(株)郡山支社長 (一社) 田村医師会	024-922-2300 0247-72-2615 024-932-6314 024-944-5400 0247-72-2161
〃	自主防災組織	行政区長会会長 行政区長会副会長 〃 〃	

## 第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

防災関係機関の処理する事務又は、業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

### 1 小野町

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 消防活動その他の応急措置
- (7) 避難対策
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 被災施設の復旧
- (13) その他の災害応急対策
- (14) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

### 2 郡山地方広域消防組合（以下「消防組合」という。）

- (1) 災害の警戒に関すること。
- (2) 災害の防御に関すること。
- (3) 救急に関すること。
- (4) 救助に関すること。
- (5) 災害情報の収集に関すること。
- (6) 防災思想の普及に関すること。
- (7) 災害応急対策に関すること。

### 3 県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持

- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (14) 被災施設の復旧
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

#### 4 田村警察署

- (1) 災害時における被災者の救出及び避難に関すること。
- (2) 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること。
- (3) 交通規制及び交通安全施設等の保全に関すること。
- (4) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。

#### 5 指定地方行政機関

##### (1) 東北農政局

- ア 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導及び助成
- イ 農業関係被害情報の収集報告
- ウ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- エ 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
- オ 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
- カ 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
- キ 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

##### (2) 東北地方整備局（郡山国道事務所）

- ア 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
- イ 直轄公共土木施設の整備と防災管理
- ウ 洪水予警報等の発表及び伝達
- エ 水防活動の支援
- オ 災害時における交通規制及び輸送の確保
- カ 被災直轄公共土木施設の復旧
- キ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

##### (3) 関東森林管理局福島森林管理署

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
- イ 災害復旧用材（国有林材）の供給

##### (4) 東北管区警察局

- ア 管区内各県警察本部の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
- イ 他管区警察局及び警視庁との連携
- ウ 管区内防災関係機関との連携
- エ 管区内各県警察本部及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- オ 警察通信の確保及び統制

- (5) 東北総合通信局
  - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制整理に関すること
  - イ 電気通信設備の被災状況等の把握及び災害時における電気通信の確保に必要な措置を講ずること
  - ウ 各種非常通信訓練に関すること
  - エ 非常通信協議会の指導育成に関すること
- (6) 東北財務局（福島財務事務所）
  - ア 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること
  - イ 地方公共団体に対する災害融資に関すること
  - ウ 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること
- (7) 東北厚生局  
災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整
- (8) 福島労働局（いわき労働基準監督署（ハローワーク平））  
工場事業場における労働災害の防止
- (9) 東北経済産業局
  - ア 工業用水道の応急・復旧対策
  - イ 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策
  - ウ 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
- (10) 関東東北産業保安監督部東北支部
  - ア 鉱山に関する災害の防止
  - イ 鉱山における災害時の応急対策
  - ウ 火薬類、高圧ガス、電気、ガス等危険物の保全
- (11) 東北運輸局（福島運輸支局）
  - ア 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達
  - イ 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
- (12) 仙台管区气象台（福島地方气象台）
  - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
  - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報発表、伝達及び解説
  - ウ 気象業務に必要な観測、予報、通信施設の整備
  - エ 県や町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
  - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (13) 東北地方環境事務所
  - ア 環境モニタリングの実施・支援
  - イ 環境関連公共施設の整備及び維持管理
  - ウ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示
  - エ 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整
  - オ 愛玩動物の救護活動状況を把握・関係機関との連絡調整・支援要請等、救護支援

## 6 自衛隊

町、県、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

## 7 指定公共機関

(1) 東日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDD I(株)、ソフトバンク(株)

- ア 電気通信施設の整備及び防災管理
- イ 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
- ウ 被災電気通信施設の復旧

(2) 東北電力ネットワーク(株)

- ア 電力供給施設の整備及び防災管理
- イ 災害時における電力供給の確保
- ウ 被災電力施設の復旧

(3) 日本郵便(株)(小野新町郵便局、田村飯豊郵便局、夏井郵便局、浮金簡易郵便局及び小町簡易郵便局)

- ア 災害時における郵便事業運営の確保
- イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

(4) 日本放送協会

- ア 気象・災害情報等の放送
- イ 町民に対する防災知識の普及

(5) 東日本高速道路(株)東北支社

- ア 道路の耐災整備
- イ 災害時の応急復旧
- ウ 道路の災害復旧

(6) 東日本旅客鉄道(株)

- ア 鉄道施設等の整備及び防災管理
- イ 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
- ウ 災害時における応急輸送対策
- エ 被災鉄道施設の復旧

(7) 運送業者(日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株))

災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力

## 8 指定地方公共機関

(1) バス機関((公社)福島県バス協会、福島交通(株)、新常磐交通(株)、会津乗合自動車(株)、新常磐交通(株))

- ア 被災時の人員輸送の確保
- イ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力

- (2) 放送機関（福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島）
    - ア 気象（津波）予報、警報等の放送
    - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
    - ウ 放送施設の保安
    - エ 町民に対する防災知識の普及
  - (3) 新聞社（(株)福島民報社、福島民友新聞（株））
    - 災害状況及び災害対策に関する報道
  - (4) 運輸業者（(公社)福島県トラック協会）
    - 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
  - (5) （一社）田村医師会、（一社）田村歯科医師会、（一社）田村薬剤師会、（公社）福島県看護協会、（公社）福島県診療放射線技師会、（一社）福島県助産師会
    - ア 医療助産等救護活動の実施
    - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
    - ウ 防疫その他保健衛生活動の協力
  - (6) （一社）福島県エルピーガス協会
    - 災害時におけるLPガスの安全対策の実施
  - (7) 社会福祉法人小野町社会福祉協議会
    - ア 災害時のボランティアの受入れ
    - イ 生活福祉資金の貸付
- 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
- (1) 社会福祉施設等の管理者
    - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
    - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
  - (2) 福島さくら農業協同組合
    - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
    - イ 農作物災害応急対策の指導
    - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
    - エ 被災組合員に対する融資のあっせん
  - (3) 商工会
    - ア 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
    - イ 災害時における物価安定についての協力
    - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
  - (4) 公立小野町地方総合病院等医療施設の管理者
    - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
    - イ 災害時における受入者の保護及び誘導
    - ウ 災害時における病人等の受入及び保護
    - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産

- (5) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
  - ア 安全管理の徹底
  - イ 防護施設の整備
  - ウ 災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (6) ふくしま中央森林組合
  - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
  - イ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (7) 金融機関  
災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
- (8) LPガス事業所
  - ア 安全管理の徹底
  - イ ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (9) 学校法人
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練
  - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (10) 社会福祉施設等の管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
  - イ 災害時における入所者の保護及び誘導

## 第6節 住民等の責務

### 1 町民の責務

町民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

### 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

## 第7節 防災アセスメント及び防災ビジョン

### 1 災害誘因

#### (1) 気象の概況

当町は、内陸的気候に属し、冬期1月の平均気温 1.0℃降雪も比較的多く、夏期は8月の平均気温 22.7℃で梅雨あけ期、夏期において雷を伴う豪雨が多く、また春期霜害を見ることも多い。

## (2) 気象

### 小野町の気候（平年値）

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1987～2010
資料年数	30	30	30	30	30	24
1月	40.4	-0.9	3.7	-5.3	1.3	126.3
2月	42.7	-0.4	4.3	-5.0	1.4	135.8
3月	78.1	2.7	8.1	-2.3	1.5	156.6
4月	91.4	8.7	15.1	2.5	1.4	164.9
5月	98.6	13.8	20.2	7.7	1.3	161.0
6月	122.4	17.8	23.3	13.1	1.0	125.9
7月	173.6	21.6	26.8	17.6	0.9	126.9
8月	174.1	22.9	28.5	18.7	1.0	145.0
9月	195.6	18.7	23.9	14.5	0.9	109.7
10月	124.9	12.4	18.1	7.4	1.0	122.9
11月	66.1	6.5	12.5	1.1	1.1	128.1
12月	38.9	1.8	6.9	-2.8	1.2	125.7
年	1245.1	10.5	16.0	5.6	1.2	1633.0

(資料：気象庁「小野新町」アメダスデータ)

## 2 災害素因

### (1) 位置及び地勢

当町は、福島県田村郡の東南部にあり、東経 140° 30′ 54″ から 140° 43′ 45″、北緯 37° 0′ 40″ から 37° 21′ 30″ に位置し、北に田村市、東南にいわき市、西に郡山市、南は石川郡平田村にそれぞれ隣接し、総面積は、125.18km<sup>2</sup>（東西 12.45 km 南北 15.95km）である。

本地域は阿武隈山系の南部に属し南北に長く、四方山岳に囲まれ、おおむね丘陵地帯で起伏が多い。町中心部の標高は 432m であり、各地区の農用地、集落地等は起伏する丘陵によって分断される。

### (2) 地質

地質は、基石が花崗岩からなっており、土壌はこれ等基岩が風化したもので、壤土及び砂質壤土である。

### (3) 河川

河川は、町中央を流れる右支夏井川とこれに注ぐ九生滝川、十石川、黒森川、車川がある。右支夏井川支川の河川未改修地域は、川幅が狭く、屈曲が甚だしいため、降雨期、特に豪雨時には時として、氾濫し、田畑の冠水がある。

### 3 社会的条件

#### (1) 人口世帯

小野町の総人口は国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日現在）によると 10,475 人となっている。平成 17 年から平成 27 年の推移をみると約 13.5%減少しており、県（約 8.5%減）の推移と比べて上回っている。

平成 27 年の年齢階層別人口は、年少人口（15 歳未満）が 1,203 人、生産年齢人口（15～64 歳）が 5,991 人、高齢者人口（65 歳以上）が 3,246 人となっている。平成 17 年から平成 27 年の推移をみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向で推移しており、高齢者人口は増加傾向で推移している。

#### (2) 産業

小野町の産業分類別就業人口の割合は国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日現在）によると、第 1 次産業が 12.2%、第 2 次産業が 38.6%、第 3 次産業が 47.45%となっており、平成 17 年から平成 27 年にかけて第 1 次産業、第 2 次産業は減少したが、第 3 次産業は増加している。

### 4 災害履歴

過去の当町に関わる災害は、資料編のとおりである。

### 5 土地利用の変遷

土地利用の状況を見ると、平成 30 年現在、総面積 125.18km<sup>2</sup>のうち農地 20.3 km<sup>2</sup>（16.2%）、宅地 3.5 km<sup>2</sup>（2.8%）、池沼・山林・原野 92.1 km<sup>2</sup>（73.6%）、その他 9.28 km<sup>2</sup>（7.4%）であり、森林・原野の占める割合が大きく、最近は宅地化傾向が進んでいる。

地目別面積

地目 年度	総面積	田畑	宅地	池沼	山林	原野	その他
昭和40年	124.80	21.4	1.1	0.1	90.4	0.1	11.7
昭和50年	124.80	20.6	1.5	0.1	91.1	—	11.5
平成元年	125.11	16.5	1.9	0.1	88.6	—	18.01
平成25年	125.11	20.0	3.4	0.1	91.4	0.7	9.6
平成30年	125.18	20.3	3.5	0.1	91.4	0.6	9.28

### 6 地域の災害危険性の把握

当町は、地質、地形的見地から、山地の崩壊、急傾斜地の崩壊等の被害が考えられる。

なお、気候的には、気温は平均 10.5℃と低く冷涼、降雨量は少なく、雪害も少ないが、梅雨あけ期、夏期における雷を伴う豪雨による河川の氾濫等の水害が考えられる。

この他の災害としては、火災等の社会的災害の危険性がある。

## 7 防災ビジョン

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード 9.0）は、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災町民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生している。

国においては、平成24年6月と平成25年6月に、災害対策基本法を改正し、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。さらに、平成25年6月の改正では、自力避難が難しい障がい者や一人暮らし高齢者ら「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられた。

県においては、東日本大震災の課題を踏まえ、福島県地域防災計画を平成24年度、平成25年度に見直しを行っており、当町においても、国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取組みを進めていくため、小野町地域防災計画を改訂するものとする。また、町地域防災計画をより具体化するために、町はもちろんのこと、町民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組むものとする。

以下に、その実現に向け、災害から住民の生活と地域を守るべく防災ビジョンを提示するものとする。

### (1) 「自助」・「共助」・「公助」による取組みの強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するだけでなく、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等のさまざまな主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進していく。

### (2) 自主防災組織の育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一丸となって防災活動に取り組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図る。また、町民向けの広報などにより、平常時から防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

### (3) 総合的な風水害・土砂災害対策の推進

近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発し

ており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより災害危険個所の安全を確保する必要がある。

台風・集中豪雨等による河川の氾濫等風水害の被害を軽減するため、今後も河川施設等の改修及び治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化等を図る。

また、山間部は急傾斜地崩壊等の土砂災害の危険性が高いため、施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進とともに、土砂災害警戒情報等の伝達や、避難準備情報・避難勧告・避難指示等の判断基準を的確に運用し、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを図るとともに、ソフト対策については、一人暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者の避難支援や自主防災活動の強化、洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用と、警戒情報などの連絡体制の充実を図っていく。

#### (4) 地震災害対策の推進

町及び関係機関は、地域の耐震化・不燃化の推進や、避難所等の整備、災害発生時の被害情報等の受伝達体制の整備、要配慮者の支援を含めた避難体制の整備、負傷者の搬送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等社会基盤の整備を図る。

また、東日本大震災のような広域的な大規模地震災害に際しては、応援協定締結自治体等が被災した場合の、当町への被災者の受入れ体制の整備を図っていく。

さらに、町民・事業所は、家屋の耐震化の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒・落下防止等、家庭・職場の耐震化、防火対策や安全対策に努める。

#### (5) 被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制・応急体制を確保するため、「職員初動マニュアル」や「自主防災運営マニュアル」等の整備・活用を図る。

また、洪水・土砂災害ハザードマップ、防災ガイドブック等の整備ならびに周知・活用による、危険区域の認知等の手法を取り入れながら、地域住民による防災行動を支援していく。

さらに、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の整備を図る。

情報の受伝達や広報については、町防災行政無線や、通信各社を経由した緊急速報メールの「災害・避難情報」の提供等を充実していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。

#### (6) 事業所、団体等の力の取込み

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については業務継続計画（BCP）の策定により、早期事業再開

を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧等への協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

(7) 要配慮者対策の推進

一人暮らし高齢者や障がい者等（以下「要配慮者」という。）の避難支援を円滑に行うため、要配慮者の状況等を登載した避難行動要支援者名簿を整備・運用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

(8) 要配慮者や男女双方の視点への配慮

避難所等においては、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を避難所開設当初から設置するように努める必要がある。また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努めていく。

さらに、女性の相談員、福祉相談員の配置についても検討し、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるようするとともに、相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては民間団体の活用を図っていく。

(9) その他の災害対策の推進

当町におけるその他の災害は、地理地形的、社会的条件等から、林野火災、鉄道事故、航空機事故、原子力事故等が挙げられる。

これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備、風評被害対策等の取組みを進めるものとする。

## 第 2 編 一般災害対策編



# 第1部 災害予防計画

## 第1章 災害に強い体制づくり

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、災害に強い組織体制とまちづくりを進め、災害を未然に防ぐ防止対策や災害が発生した場合の避難・誘導體制づくり及び緊急輸送・生活必需品の備蓄を進めることで、防災力を向上させるとともに防災知識の啓発や要配慮者の安全確保を図るものとする。

### 第1節 防災組織の整備

#### 1 町の防災組織

##### (1) 小野町防災会議

###### ア 目的及び根拠

町は、災害対策基本法第16条の規定により防災会議を設置し、地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

###### イ 所掌事務

- a 地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- b 町の地域にかかる災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること。
- c 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施推進を図ること。
- d 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

###### ウ 組織

- |       |        |
|-------|--------|
| a 会長  | 小野町長   |
| b 委員  | 学識経験者等 |
| c 事務局 | 町民生活課  |

#### 2 自主防災

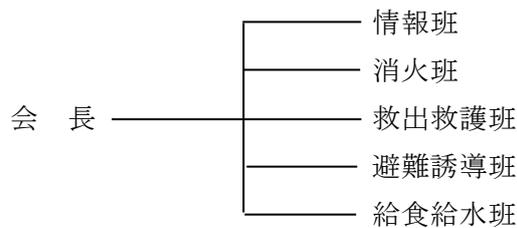
##### (1) 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、行政区を単位として設置するものであり、町は、その組織の充実を図る。

##### (2) 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。

なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「一般災害対策編 第1部第7章第2節 自主防災組織の育成・強化」のとおりである。



#### 4 防災関係機関の防災組織

町の区域を所管し又は県内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、小野町地域防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。また、町はこれに協力する。

#### 5 その他の防災組織

不特定多数の者を収容する施設、危険物施設等の施設の管理者は、消防法等に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図る。また、町はこれに協力する。

#### 6 企業防災の促進

##### (1) 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は住民の生活再建や復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。しかしながら、大規模災害においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業の継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という））の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

##### (2) 企業防災の促進

町は県及び商工会議所等と協力し、企業の防災意識の向上を図る。災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

## 第2節 地区防災拠点の整備

地区防災拠点は、町の地域が交通や通信手段等の混乱等不測の事態により、一時的に孤立状態に陥るような場合において、必要不可欠な災害対策を行うための町の現場活動拠点とする。

### 第3節 情報通信体制の整備

災害時に、災害情報システムが十分機能し、活用できる状態を保つため、町、県及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて整備の安全対策を講じるものとする。

#### 1 町防災行政無線等

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故を踏まえて、災害発生時における情報伝達体制の充実が必要である。また、無線規格の改定に伴い、現在使用しているアナログ波が令和4年12月以降は使用できなくなるため、防災行政無線をデジタル化しなければならない。

消防庁通達により従来の60MHz防災行政無線に加え、280MHzデジタル同報無線が防災行政無線の代替として認められたことから、小野町では280MHzデジタル同報無線の整備により防災行政無線をデジタル化するとともに、住宅環境の変化により高気密化が進んでいることから、従前より屋外子局の放送が伝わりにくくなっているため、町内全域での戸別受信機の整備を図る。

##### (1) 移動系

基地局と移動局及び移動局間の町専用無線通信設備であり、被害情報の提供及び収集並びに行政事務連絡用として運用している。

##### (2) 同報固定系

屋外放送設備及び戸別受信機により、地域住民へ災害情報及び行政事務連絡等を伝達する。

##### (3) 発達する情報通信の活用

###### ア 概要

携帯電話・インターネット等、発達進化する情報通信網を活用した情報提供収集に努め、これらの整備を進める。

###### イ 緊急速報メール

携帯電話については緊急速報メールサービスを利用し、受信時にはポップアップ表示（配信内容の自動表示）や専用の着信音で速報を行う。

- ・避難に関する情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）
- ・警戒区域情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・国民保護に関する情報

## 2 福島県総合情報通信ネットワークシステム

### (1) 概要

県全域を一つに結ぶ通信によるネットワークである。

システムを平成 10 年度から運用開始している。更新時期を迎え、平成 21～24 年度の 4 か年事業で従来の通信機能を包含した福島県総合情報通信ネットワークの整備を行った。

衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、パソコン端末への気象情報配信及び機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や地上系の画像伝送システムの整備有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が一段と拡充・強化されている。

## 3 震度情報ネットワークシステム

### (1) 事業の目的

大規模地震による被害状況を早期に把握するためには、各地の震度が重要な情報となる。特に、防災機関の初動体制は、震度情報が大きな判断基準となっていることから、防災機関の初動体制を迅速かつ的確に実施するためには、地震発生直後に素早く各地の震度を把握することが必要となる。

このため、県では、各市町村に計測震度計網を配備し、ネットワーク化することにより、そこから得られた震度情報に基づき、市町村別の被害推定、職員の非常参集、県内応援体制の検討、県内防災機関への情報伝達等を行うとともに、各種応急対策、県内応援体制の検討、県外都道府県及び自衛隊への応援要請等の検討を行うものとする。

また、各市町村（消防機関を含む。）においては、震度情報を活用することにより、被害の推定、職員の非常参集、地域住民への広報、応援要請等の対応方針の検討等の各種応急対策を実施することができる。

### (2) 施策の概要

#### ア 消防庁事業

各都道府県から送られてくる震度情報により、迅速な広域応援体制の確立を行っており、そのため、消防庁に受信装置を整備する。

#### イ 県事業

全市町村に計測震度計等を配置し、そこから得られた震度情報に基づき、市町村別の被害推定、職員の非常参集、県内防災関係機関への情報の伝達等を行うとともに、各種応急対策、県内応援体制の検討、県外都道府県及び自衛隊への応援要請等の検討を行う。

## 4 全国強震観測網（K-NET）

### 概要

旧科学技術庁と防災科学技術研究所において、様々な分野で強震記録を有効利用できるように、全国 1,000 箇所以上に約 25 km の間隔で強震計を設置し、あらゆる

地域で活用できるように、強震記録をインターネット発信するシステムである。

#### 5 川の防災情報

町は、雨量情報・雪情報・水位情報・気象情報等を、国土交通省が提供する市町村向け「川の防災情報」により、即時に入手し活用している。

#### 6 防災情報提供システム

気象庁は、県に対して気象、地象及び水象の防災気象情報を防災情報提供システムにより提供し、県は総合情報通信ネットワークを通じ市町村等に伝達又は提供している。併せて、町はインターネットを通じ直接的にも防災情報提供システムより情報入手できる。なお、この場合は電子メールによる通知機能を活用できる。

## 7 水位観測所

河川名	観測所の名称	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
右支夏井川	小野新町	1.8m	2.6m	3.1m	3.4m
黒森川	赤沼	0.7m	1.0m	—	—

## 8 雨量観測所

管理機関	観測所名	所在地	雨量計の別
福島県	愛宕	愛宕山 TV 中継放送所敷地内	テレメータ
	水防こまちダム	こまちダム管理所敷地内	テレメータ
	矢大臣	矢大臣山	テレメータ
気象庁	小野新町（気象）	小野新町字館廻	テレメータ

## 9 無線施設等の利用

公的無線施設の運用のほか、民有無線施設等の利用についても積極的に活用する。

# 第4節 応援協力体制の整備

### 1 県内市町村間の相互応援及び県外市町村との相互応援

町は、町に係る災害について適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進めるものとする。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第 67 条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続等の細部の事項について、十分な検討を行っておくものとする。

### 2 民間協力計画

町及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体などとあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

## 第2章 災害に強いまちづくり

### 第1節 道路・河川・橋梁の整備

主要幹線道路、町内幹線道路及び生活道路のそれぞれの役割分担を明確にした道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進めるとともに、公園、緑地、避難所となる学校、町役場、その他の公共施設を道路で結ぶネットワーク化を橋梁長寿命化修繕計画等により総合的かつ計画的に検討する。

また、道路の整備や橋梁の架け替えにあたっては、要配慮者等を考慮したバリアフリー化に努める。

### 第2節 建築物の不燃化の促進

都市計画法、建築基準法その他の法令に基づき、地域の特性を生かした整備手法を適用し、建築物の耐震不燃化を推進し、「燃えにくく、地震に強いまちづくり」に努める。

特に、多くの児童・生徒を収容する学校建築物等の耐震診断及び不特定多数の者が集う施設について指導強化を図るものとする。

### 第3節 文化財災害予防対策

#### 1 文化財保護思想の普及啓発

町民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町教育委員会は、文化財保護強調週間（1月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、町民の防火・防災意識の高揚を図るものとする。

#### 2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

#### 3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

#### 4 予防査察の徹底

町教育委員会は、消防機関と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底

を期するものとする。

## 5 訓練の実施

町教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

# 第4節 ライフライン施設の安全化

## 1 電力施設

### (1) 防災体制の確立

災害の発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本店・店所に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

### (2) 災害予防対策

#### ア 風水害対策

a 風害については、各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処するものとする。

b 過去に発生した水害による被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器の嵩上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化等を実施するものとする。

#### イ 雪害対策

a 機器の防雪カバー取り付け、ヒーターの取り付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

b 鉄塔には、耐雪設計を採用し、電線は離着雪化を行うものとする。

また、降雪期前に樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害が予想される場合は、系統切り替えにより災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

#### ウ 雷害対策

a 架空地線の設置、防絡装置の取り付け、接地抵抗の低減を行うとともに、電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取り付け等を行うものとする。

また、気象通報等により雷害が予想される場合は、系統切替により災害の防止または拡大防止に努めるものとする。

b 避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷遮蔽を行うものとする。

また、重要系統の保護継電装置を強化するものとする。

c 襲雷頻度の高い地域においては、避雷器、耐雷ホーン等の取り付けにより対処するものとする。

### (3) 電気工作物の点検調査

電気工作物は、常に法令に定める電気設備技術基準に適合するよう確保し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に巡視検査及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

(4) 災害対策用資機材の確保

ア 本店・店所は、災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の調査を行うものとする。

イ 本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各送配電事業者間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、他電力会社と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

(5) 災害対策用資機材の輸送体制の確立

本店・店所は、災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

(6) 防災訓練等の実施

ア 本店・店所は、従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 本店・店所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

## 2 水道施設

(1) 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に対処するため、指定給水装置工事事業者の協力を得て、災害対策組織等を確立し、応急飲料水等の確保を行うとともに円滑な給水を実施し、町民への給水に万全を期すものとする。

(2) 災害予防対策

ア 取水・導水・送水・配水施設等

災害による被害を最小限に止めるため、定期的に施設の保守、点検を行い、常に正常な状態にしておくとともに、維持管理には万全を期すものとする。

イ 給水施設

原則として、所有者（使用者）の管理となることから、通常の維持管理についての広報を行うとともに、必要に応じ、布設替え等の指導を行うものとする。

(3) 防災資機材の管理等

町地域整備課及び指定給水装置工事事業者において、災害時に必要な資機材を確保し、そのリストを作成し、いつでも対応可能な状態に点検、整備しておくものとする。

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、指定給水装置工事事業者に協力を依頼し、災害時における復旧のための組織及び体制づくりを行い、具体的な行動計画を策定するものとする。

(5) 防災関係機関との相互協力

被災した地域への応急復旧活動支援のため、日本水道協会福島県支部が策定した「災害相互援助協定」に基づき、迅速かつ的確に活動できるよう組織及び体制づくりを行うものとする。

## 第5節 消防力の整備強化

### 1 常備消防

(1) 常備消防

消防組合は、自らが定める消防計画により、各種災害に備え、対応するものとする。

(2) 消防署組織体制

資料編参照。

(3) 消防機器の整備

消防組合は、消防自動車をはじめとする各種機器について、消防組合が定める消防車整備計画等により、計画的に更新、整備するものとする。

なお、更新、整備にあたっては、国庫補助、県単独の補助制度、町単独事業等の活用を勘案しながら、性能向上の検討も含めて購入するものとする。

(4) 消防計画による教育・訓練

専門的・科学的な知識及び技術を備えた消防職員を養成するため、国・県等の行う教育訓練を受講させるほか、随時実地的な教育訓練を行うものとする。

### 2 非常備消防

消防団の活性化を図るために必要な対策に関する計画とする。

(1) 消防団の現況

当町における消防団の状況は、資料編のとおりである。

(2) 消防団活性化対策の内容

ア 青年の加入促進事業

イ スポーツ、レクリエーション活動事業

ウ 文化教養研修活動事業

(3) 消防団員の資質向上施策

ア 団員募集方法の多様化に関する事業

イ 体力錬成事業

ウ 健康管理事業

(4) 消防団の施設・装備の強化施策

ア 消防団拠点施設（団詰所、集会所等）

イ 無線機器（携帯用無線機、車載用無線機、無線受令機）

- ウ 安全装備品（防火服、防火帽、防火長靴等）
  - エ 消防防災用車両（小型動力ポンプ積載車等）
  - オ 災害防御用資機材（小型動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易水槽等）
  - カ 消防団緊急伝達システム（指令操作盤、サイレン吹鳴装置、放送設備等）
  - キ レクリエーション・研修用資機材（スポーツ用具、ビデオ装置、映写機等）
- (5) 消防団の社会的地位向上と地域住民の理解と協力を得るための施策
- ア 広報活動の充実（広報員の設置、消防防災フェアの実施、戸別訪問による防火指導）
  - イ 地域のコミュニティ活動への参加促進（地域のお祭り、スポーツ文化事業への積極参加等）
  - ウ 地域内諸団体（青年団、女性団体等）との交流強化（各種行事の共催・参加等）
  - エ 事業所に対する協力要請
- (6) その他の施策
- ア 団員の処遇改善
  - イ 教育訓練の充実
  - ウ 組織の再編強化（指導員、広報員の設置等）

### 3 応援体制の整備

消防組合において締結している「福島県広域消防相互応援協定」（平成9年12月26日締結）に基づき円滑な消防応援体制の充実を図るとともに、相互応援協定の適宜見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

### 4 救助体制の充実

消防組合は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

また、町は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

# 第3章 災害防止対策

## 第1節 水害予防対策

### 1 河川対策

#### (1) 現状

当町の河川は、右支夏井川とこれに注ぐ九生滝川、十石川、黒森川、車川を有し、その総延長は 37.6 km となっており、特に未改修地域は、雨期における増水が甚だしく溢水の危険性を有している。

これらの実情を踏まえ改修工事の促進はもとより、予防対策として河川、排水路のしゅんせつを実施するなど、予防事業及び施設整備を行うものとする。

#### (2) 水害（洪水）危険区域

当町の河川ごとの水害（洪水）危険箇所は次のとおりである。

##### ア 河川

資料編のとおりである。

##### イ 河川

河川氾濫の原因となる地すべり等危険区域は、第3節に掲げているとおりである。

#### (3) 水害予防対策（事業）計画の内容

##### ア 河川改修事業

当町管理の河川については積極的に改修工事を実施するものとする。

##### イ 治山事業、砂防事業等

治山事業、砂防事業等を進め、災害を防止するものとする。

##### ウ 水防施設、資材の整備計画

当町は、災害時の水防に万全を期すため適宜水防倉庫の整備を図り、県水防計画に定める基準に基づき水防資材の備蓄に努め、常に使用できるよう整備点検を行うものとする。

#### (4) 水害予防体制の強化（整備）

##### ア 気象情報等の収集、伝達

県と連絡を密にし、河川流域の降水量等気象状況の収集、伝達に努めるほか、当町においても気象用観測施設の整備推進を図る。

##### イ 危険区域の巡視

災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を、水防団、消防団その他関係団体及び一般住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たるものとする。

##### ウ その他の水害予防については、小野町水防計画の定めるところによる。

#### (5) 中小河川の整備

災害発生危険度の高い中小河川について、大河川の整備との整合を図りながら整備を進めるとともに、将来の土地利用計画を踏まえた河川の先行的整備に努める。

#### (6) 洪水ハザードマップ等の整備促進

町は、水防法第 14 条及び第 15 条により、浸水想定区域を防災マップとして作成し、地域住民への周知を図っている。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、ファクシミリで当該施設の利用者の洪水時の円滑な避難等の伝達体制を定めるものとする。

## 第 2 節 火災予防対策

### 1 火災防止対策

#### (1) 火災予防思想の普及啓発

町民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町は、消防組合と協力し、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

#### (2) 住宅防火対策の推進

町は、消防組合と協力し、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や、住宅用火災警報器の設置の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきりまたは一人暮らしの高齢者、身体障がい者等の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

#### (3) 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的・物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火を確実にできる体制を確立する必要がある。このため、消防組合は防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、防火管理者を定めなければならない防火対象物にあっては、防火管理者の選任及びその届出を励行させる。

#### (4) 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備等の維持管理が重要であり、消防組合は年間計画に基づき、予防査察を計画的に実施するとともに、特に不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導を行うものとする。

#### (5) 火災原因調査

消防組合は、火災原因の究明に努め、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

### 2 初期消火体制の整備

#### (1) 消火器等の普及

町は、消防組合と協力し、火災発生時における初期消火の実効性を高めるために、

各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、消火器の設置義務のない事業所等においても、消火器具の積極的な設置を行うよう指導する。

(2) 自主防災組織の初期消火体制

町は、消防組合と協力し、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火講習会等を通じて初期消火に関する知識・技術の普及を図る。

(3) 家庭での初期消火

町は、消防組合と協力し、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓蒙指導するため、一般家庭を対象として住宅用火災警報器の設置及び消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を開催する。

3 火災拡大要因の除去計画

(1) 道路等の整備

町は、県と協力し、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急通報の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

(2) 建築物の防火対策

町は、県と協力し、公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃及び耐火建築の推進を啓蒙指導する。

(3) 薬品類取扱施設対策

教育施設、研究施設、薬局等における薬品類は、延焼または落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、県及び消防組合はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。町はこれに協力する。

## 第3節 土砂災害予防対策

1 土石流対策

町は、土石流による災害を防止するため、土石流対策事業を推進するとともに、県と連携を図り、危険箇所への標識設置等による住民等への周知徹底及び警戒・避難に資する観測・監視体制の強化を促進する。

2 地すべり対策

(1) 現 状

最近の災害事例においては、台風又は大雨に伴い、地すべり、山崩れによる人的、物的被害が多く発生する傾向が見られるが、当町には、地すべり、山崩れ等が発生する危険性の高い箇所がある。その状況は、資料編のとおりである。

(2) 計 画

地すべりによる災害から住民の生命財産を守るため、県と連携を図り、地すべり対

策事業を推進する。

また、危険箇所への標識設置、危険箇所マップ等の配布、住民等への周知徹底を図るとともに、警戒、避難に資する雨量情報に関する観測体制の確立等に努める。

また、日頃から危険箇所の点検を実施することにより安全の確保に努める。

#### ア 危険箇所の実態調査及びパトロールの強化

地すべり、山崩れ等に伴う災害（土砂災害）を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握するものとし、特に、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」その他の法令により指定されている危険区域については、重点的に観察指導を行うものとする。

また、大雨、長雨等が予想される場合は、県からの（福島地方気象台発表の）気象通報に十分留意するとともに、県中建設事務所三春土木事務所及び県中農林事務所等関係機関と協力して危険箇所を随時パトロールするものとする。

#### イ 雨量観測体制の整備等による警戒体制の確立

危険区域の住民等に対し、災害時に早期に適切な措置がとれるよう、雨量観測体制の整備を推進し、警戒体制の確立に努めるものとする。

#### ウ 地域住民等に対する防災措置の指導

危険箇所については、関係機関の協力を求めながら、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導するものとし、また、当該地域の居住者に対しても、平常時から災害の危険性及び災害時の避難体制等について周知を図るものとする。

### 3 急傾斜地崩壊対策

町は、急傾斜地崩壊による災害を防止するため、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、県と連絡を図り、危険箇所への標識設置等による住民等への周知徹底及び警戒・避難に資するための観測・監視体制の強化を促進する。

また、土砂災害防止法による指定箇所については、土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地崩壊）防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備等のソフト対策の充実に努める。

### 4 土砂災害警戒区域

町は、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、情報の伝達方法、土砂災害の恐れがある場合の避難に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。

また、要配慮者の利用する施設が警戒区域にある場合、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

さらに、県と連携しながら、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成等に努め、関係機関とともに総合的な土砂災害対策を推進する。

## 5 道路落石等防止対策

当町は、山地を通る道路が多いため、落石・法面崩落等により、交通網が寸断され住民の生活の安定を損なうおそれがある。

町は、県と協力し、交通の安全確保を町民生活の安定を図るため、定期的に落石等のおそれのある箇所での点検を実施し、危険度の高い箇所から順次、災害防除事業等を行って、安全の確保に努める。

## 6 治山対策

町は、県と協力し、災害による崩壊地の復旧整備及び山地危険地の予防対策により、山地に起因する災害から住民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある郷土を形成するため、計画に基づき治山事業（山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的に実施する。

## 7 森林整備対策

町は、森林の持つ水源のかん養、災害防止等の公益的機能に対する期待が一層高まる中で、計画に基づき、県、森林組合、森林所有者が一体となって森林整備を推進する。

## 8 宅地防災対策

宅地造成等規制区域内の宅地造成工事について、法に基づく許可申請書を提出させ、技術的基準による審査及び検査を通じて宅地の安全性を図るとともに、必要に応じて防災工事の勧告・改善命令を行うものとする。

また、崖の高さが10m以上あること、移転適地がないこと、人家が概ね10戸以上（災害発生地区は5戸）あること等の条件に該当し、崖地付近で災害発生のおそれがある地区にあつては、従来急傾斜地崩壊防止工事が行われているが、これにあたらぬ地域では本格的な災害対策が推進されにくい状況にある。

町は梅雨期及び台風期に備え、住民及び事業者に注意を促し、必要な防災対策を行うよう指導することにより、安全な宅地を確保し災害のないまちづくりに寄与するために、防災パトロール、標識の設置、ポスター掲示等の諸事業及び広報活動を行うものとする。

また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された地域内における新たな宅地開発や、高齢者や障がい者ら要配慮者が入所している施設の建設を抑制する。

## 第4節 雪害予防対策

### 1 道路交通の確保

冬期間の道路交通を確保するため、道路管理者は迅速かつ的確な除雪体制の推進を図る。

また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が生じると予想される地域においては、凍結防止剤の散布による凍結の防止や情報板等により、気温・路面状況・交通状況等について情報提供をするなどの方策を講じるものとする。

### 2 鉄道輸送の確保

冬期間の鉄道輸送を確保するため、鉄道事業者は、融雪用機材の整備・保守点検及び除雪要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

### 3 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は雪害対策用機材の整備・保守点検及び除雪要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

### 4 建築物の安全確保

#### (1) 公共建築物

ア 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪下ろしを行う。

イ 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果により適切な修繕・補強を行う。

ウ 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。

エ 庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となるものであるから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図るようとする。

オ 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

## 第5節 竜巻・台風・突風対策

### 1 方針

この計画は、台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生するのを防ぐため、過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図ることを目的とする。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被

害の予防対策を推進する。

## 2 竜巻突風等に関する知識の普及啓発

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

### (1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。竜巻などの激しい突風が発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。竜巻などの激しい突風が発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

### (2) 住民への啓発

町は、消防機関及び関係機関と協力し、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、住民への啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介しており、町は、これらのパンフレット等広報資料を利用し、町民に伝達する。

#### 竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓を開けない</li> <li>・ 窓から離れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車庫・物置・プレハブを避難所にし ない</li> </ul>

屋内にいる場合	屋外にいる場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カーテンを引く</li> <li>・ 雨戸・シャッターをしめる</li> <li>・ 地下室や建物の最下階に移動する</li> <li>・ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する</li> <li>・ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる</li> <li>・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 橋や陸橋の下に行かない</li> <li>・ 近くの頑丈な建物に避難する</li> <li>・ (頑丈な建物が無い場合は) 近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る</li> <li>・ 飛来物に注意する</li> </ul>

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

(2) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

(3) 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

(4) 堅牢な建築物への誘導

プレハブなどの強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

3 家屋・農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による家屋や農作物等への被害対策を推進する。

(1) 家屋・農作物等の被害防止対策

- ① 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備
- ② 風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
- ③ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

(2) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

## 第4章 避難・誘導體制づくり

### 第1節 避難場所等の指定・整備

#### 1 避難計画の策定

町は、風水害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊、山崩れ及び地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- (1) 避難の準備情報提供、勧告又は指示を発令する基準
- (2) 避難の準備情報提供、勧告又は指示の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - ア 給水措置
  - イ 給食措置
  - ウ 毛布、寝具等の支給
  - エ 衣料、日用必需品の支給
  - オ 負傷者に対する応急救護
  - カ ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援
- (6) 指定避難所の管理に関する事項
  - ア 避難所の管理者（原則として町職員を指定）及び運営方法
  - イ 避難収容中の秩序保持
  - ウ 避難者に対する災害情報の伝達
  - エ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - オ 避難者に対する各種相談業務
- (7) 指定避難所の整備に関する事項
  - ア 受入施設
  - イ 給食施設
  - ウ 給水施設
  - エ 情報伝達施設
  - オ トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
  - カ ペット等の保管施設
- (8) 要配慮者に対する救援措置に関する事項
  - ア 情報の伝達方法
  - イ 避難及び避難誘導
  - ウ 避難所における配慮等
  - エ 老人デイサービスセンターの活用等

(9) 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- ア 広報誌、掲示板、パンフレット等の発行
- イ 標識、誘導標識等の設置
- ウ 住民に対する巡回指導
- エ 防災訓練の実施等

2 指定緊急避難場所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また、町は、災害の想定等に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

ア 災害が発生しまたは発生する恐れがある場合において、居住者等に解放され、救助者等の受入に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

イ 洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

① 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

② 洪水、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

③ 誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般記号を用いた標識の見方について周知する。

ウ 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

① 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

② 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

(2) 管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所を指定しようするときは、当該指定緊急避難場所の管理

者の同意を得るものとする。

(3) 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

(4) 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

(5) 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

3 指定避難所の指定等

(1) 指定避難所の指定等

町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。また、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

イ 速やかに被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

オ 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される者にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

カ 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

① 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。

② 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を受入できるよう配置する。

③ 指定避難所は、崖くずれや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。

④ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施

設とする。

(2) 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

(3) 知事への通知等

町長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

(4) 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

(5) 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点（参考）

(1) 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに収容するための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

(3) 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

(4) 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

(5) その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合、または避難が長期化する場合には、厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

県は、県内外の宿泊施設を避難所とする際に迅速に開設を行うため、旅館業組合や旅行会社などの関係団体との協定を締結し連携を強化する。

## 5 町民等に対する周知

町は、町民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により町民等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項

## 6 避難場所の定義

「避難場所」は、各地域・地区にとって日常的に身近な施設であり、距離的にも比較的至近であること。

また、火災延焼という最悪の事態においても一時的に町民の生命を守り得る機能を備えている場所をいう。

## 7 避難場所の選定基準

- (1) 避難場所は、安全が確保され、必要な規模を備えているか、地域の実情に応じて選定する。
- (2) 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

## 8 避難場所の指定

避難場所は、資料編のとおりである。

## 9 避難場所の整備

避難場所を災害から守り、避難した町民の安全を確保するため、周辺地域の不燃化、消火水利の充実、危険環境の排除に努める。

また、避難場所にはその旨を示した案内板を設置し、日頃の広報に努める。

## 10 避難所の定義

「避難所」は、被災者の住居に対する危険が予想される場合や住宅の損壊により生活の場が失われたときに、一定期間生活の本拠地として耐え得る機能を備えた施設をいう。

## 11 避難所の選定基準

- (1) 避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね3平方メートル以上とする。
- (2) 避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 避難所は、崖くずれや浸水などの危険がないところとする。

- (4) 原則として耐震構造（昭和 56 年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物で、できる限り生活面での障害が除去（バリアフリー化）された公共施設とすることが望ましい。

## 12 避難地区分けの実施

- (1) 避難地区分けの境界線は、町の実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるものとする。
- (2) 避難地区分けに当たっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。
- (3) 避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難所の収容能力に余裕を持たせる。

## 13 その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合には、県を経由して厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておくものとする。

## 14 避難所の指定

避難所は、次のとおりである。

施設名	住所	避難先とする行政区	想定収容人数
B&G 海洋センター・町民体育館	小野新町字美売 65-1	本町、荒町（右岸側）、谷津作（右岸側）、小野赤沼、菖蒲谷、雁股田、皮籠石、飯豊上、飯豊中、飯豊下	1,000
多目的研修集会施設	小野新町字中通 2	横町、仲町、反町、大八、荒町（左岸側）、中通、平館、谷津作（左岸側）	500
吉野辺集落センター	吉野辺字仲神 142	吉野辺	40
浮金集落センター	浮金字須和間 112	浮金	70
小野山神ふれあい館	小野山神字畑田 210-1	小戸神、小野山神	40
夏井多目的集会施設	夏井字町屋 43	夏井、湯沢	70
塩庭多目的集会施設	塩庭字夫内 194	南田原井、塩庭一区	40
塩庭二区多目的集会施設	塩庭字日天前 70-1	塩庭二区、和名田	40
上羽出庭地区農村研修センター	上羽出庭字辻ノ内 84	上羽出庭	80

小野小学校	小野新町字万景 43		1,200
小野中学校	谷津作字和久 59		1,300

#### 15 避難所の整備

避難所の安全確認調査の実施及び周辺地域の整備を図るとともに、避難者の収容施設及び情報伝達設備の整備・充実を図るものとする。

また、避難所にはその旨を示した案内板を設置し、日頃の広報に努める。

#### 16 避難路の指定

避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則としているが、避難所への避難は、次の基準を概ね満たす避難路を選定するものとする。

- (1) 概ね8 m以上の幅員とするが、この基準によることが難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災・爆発等の危険性の高い施設がないものとする。
- (4) 避難路の選定については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を考慮して行うものとする。

#### 17 避難路の整備

##### (1) 道路の整備

避難路密度の大小、避難地沿道の安全性、避難対象人口等から判断して、避難路としての道路の整備順位を検討し、整備を図るものとする。

##### (2) 既存道路の整備

既存の幹線道路は、人口集中地域周辺の避難路として重要であり、避難路の安全性向上のための対策を積極的に推進していくものとする。

特に、山間部の幹線道路は、土砂災害等による通行機能の阻害等が生じないように十分な対策を練罹災害による集落の孤立の回避を図る。

##### (3) 避難路には、案内・誘導看板を設置する。

#### 18 学校等の避難計画

学校等においては、多数の児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてるものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等

- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

#### 19 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先として他の施設等への措置替えについての検討
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

#### 20 病院等医療機関における避難計画

病院等医療機関においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、あらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- (1) 避難時における病院施設内の保健、衛生の確保
- (2) 入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入場所、搬送のための連絡方法と手段
- (3) 病状の程度に応じた移送方法
- (4) 搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所
- (5) 避難所についての通院患者に対する周知方法等

#### 21 その他の防災上重要な施設の避難計画

不特定多数の人間が出入りする施設においては、あらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- (1) 避難場所、経路、時期
- (2) 誘導及び指示伝達の方法等

## 第2節 避難誘導体制の整備

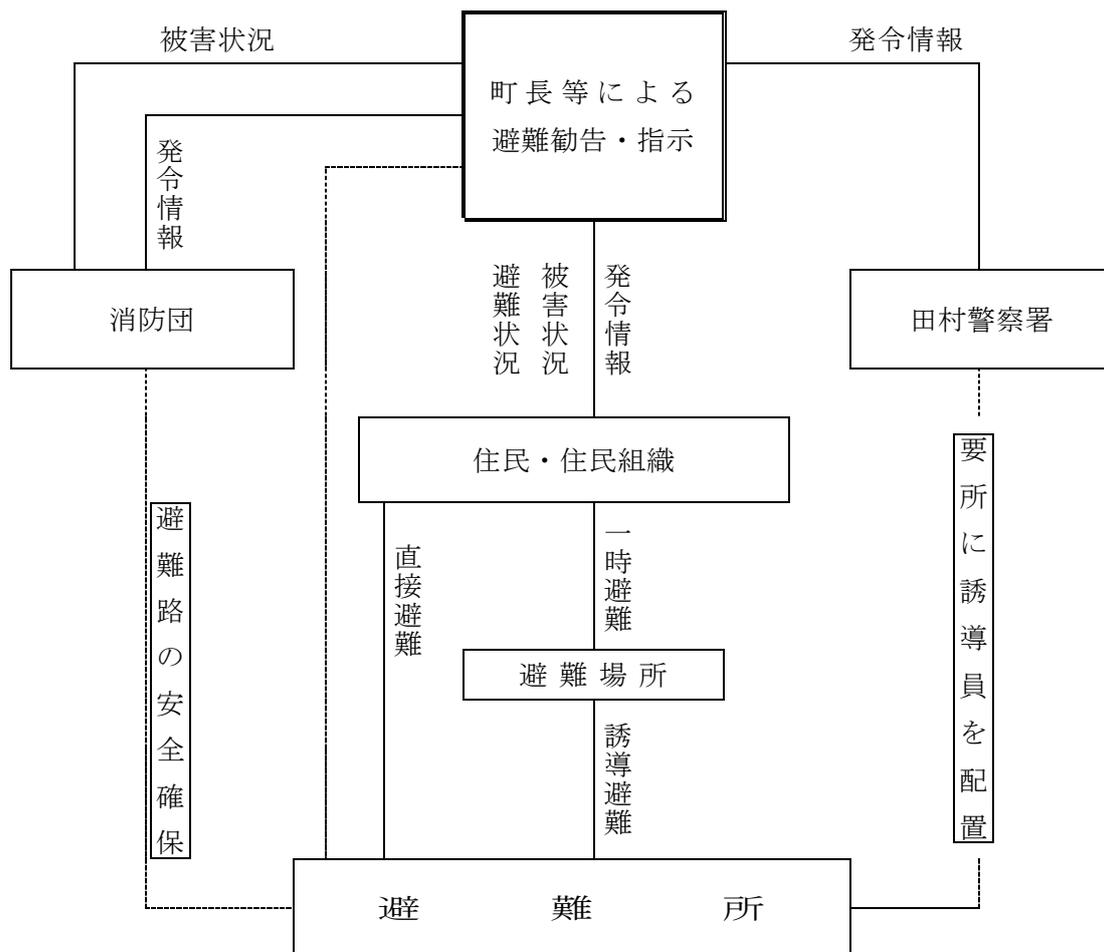
### 1 要配慮者に対する救援措置に関する事項

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介

護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難支援の体制を整備し本人の同意を得るなど個人情報保護に配慮の上、要配慮者に関する情報の共有、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、要配慮者に対する救援措置については、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等との連携についても考慮するものとする。

## 2 避難誘導體制



## 3 避難勧告等の発令基準の策定

避難勧告等に関するガイドラインを参考にする事とし警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達を行う。

## 第5章 緊急輸送の整備

### 第1節 陸上輸送の整備

#### 1 緊急輸送道路

災害時に町内をネットワークで結べるように主要幹線道路を緊急輸送道路として県が指定する路線に基づき、緊急輸送道路を指定し、車両及び緊急物資の円滑な輸送を確保する。

##### (1) 第1次確保路線

広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線。

##### (2) 第2次確保路線

災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線。

##### (3) 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路線。

#### 2 緊急輸送路の整備

緊急輸送路に指定された道路施設の管理者は、それぞれの計画に基づき、整備を図るものとする。

#### 3 民間との協力体制の整備

災害時の人員・応急資材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、町内のバス輸送機関、トラック輸送機関、及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給規定により協力体制の整備を図るものとする。

また、災害時の連絡体制や協力方法その他について協議するための場として、県・町・建設業協会、トラック協会、ハイヤー・タクシー経営者協議会等との連絡協議会の設置などを図るものとする。

なお、緊急物資等の受入れ、一時保管、避難所等への積替え・配送を行うための輸送拠点については東日本大震災の経験に鑑み、民間倉庫の在庫管理ノウハウの活用を図ることが被災者への支援物資の効率的な配布につながることから、極力民間倉庫の利用を優先するものとする。

### 第2節 航空輸送の整備

#### 1 臨時ヘリポートの指定

臨時ヘリポートは、資料編のとおりである。

## 2 ヘリポートの管理

町は、臨時ヘリポートの管理者と連携を保ち、現状の把握に努めるとともに、常に良好な状態で使用できるよう配慮する。

## 3 輸送車両

輸送車両は、資料編のとおりである。

## 第6章 備蓄・調達体制の整備

### 第1節 備蓄品の確保

災害応急対策においては、火災や建物倒壊・流失により住宅を失った町民のための「災害救助用食料」及び避難所等で一時的に生活するための「生活必需品及び燃料類」、「応急活動用資機材」を速やかに用意する。なお、災害時には、平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手難が想定されることから、交通混乱がおさまり、流通機能がある程度回復し、または他地域からの救援物資が到着するまでの間の必要分について、あらかじめ町が確保できるよう計画する。

なお、町民及び事業所においても日頃から備蓄をするよう指導する。

#### 1 町の備蓄計画

##### (1) 生活必需品

生活必需品のうち、緊急に調達することが困難と予想されるものについては、あらかじめ備蓄品を各備蓄倉庫に配備するよう計画し、順次備蓄を行うものとする。なお、備蓄物資の中で耐用年数等のあるものについては、随時入れ替えを行い、機能の維持に努め、災害時に対応できるよう計画的に整備する。

備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、要配慮者向け用品などが考えられる。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討しておく。

備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近隣市村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

#### 【例示】

毛布	テント	ビニールタンク
寝袋	担架	スコップ
ビニールシート	懐中電灯	チェーンソー
土のう袋	簡易トイレ	掛矢
投光機	炊飯器	のこぎり
ライト	ロープ	バール
発動発電機	カップ	ペンチ
乾電池	ゴム長靴	
ラジオ	ハンドマイク	
ローソク	ヘルメット	

## (2) 飲料水

町は、発災後3日間は被災者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。

また、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。

町は県（危機管理部）と連携し、飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

## (3) 食料

町は、地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関、生産者、福島さくら農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなどして食料の調達体制の整備に努める。

非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、粉ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮して創意工夫を講じる。

## 2 町民の備蓄

町民は、最低3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

### 生活必需品の備蓄

副食品、はさみ、常備薬、看護用品、下着、タオル、印鑑、預貯金通帳、万能缶切り、現金、手袋、ロープ、ラジオ、電池、懐中電灯、ローソク、マッチ等をリュックサック等にまとめて準備しておくものとする。

## 第2節 備蓄場所の確保

各地域に備蓄倉庫を設け、生活必需品、その他の災害対策用資機材の備蓄を進め、災害時の円滑な救援・救護活動が行えるよう年次的に整備する。

町は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難場所に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

### 第3節 水防倉庫の設置

重要水防地域内に水防倉庫を設置し、水防用資機材の備蓄を進め、災害時の円滑な活動が行えるよう拡充・整備する。

なお、具体的には、町水防計画の定めるところによる。

### 第4節 緊急調達体制の整備

当町においては、農村地帯を抱え農作物を産出しており、これらの特性を生かし、緊急調達体制を整備していくものである。

町内各事業所等との間で、災害時における必要物資等の確保のため供給協定の締結等を検討、整備していくものである。

(主な対象)

主食となる米穀

生鮮食品、その他の食品及び日常生活品

燃 料

粉ミルク

その他の災害対策用物資一般

# 第7章 防災知識の普及啓発

## 第1節 防災知識の啓発

### 1 町民に対する防災教育

町は、防災関係機関と協力し、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点として、広く町民に防災知識の普及啓発活動を実施する。

#### (1) 実施の時期

ア 防災とボランティア週間	1月15日～	1月21日
イ 防災とボランティアの日	1月17日	
ウ 春季全国火災予防運動	3月1日～	3月7日
エ 水防月間	5月1日～	5月31日
オ 土砂災害防止月間	6月1日～	6月30日
カ がけ崩れ防止週間	6月1日～	6月7日
キ 防災週間	8月30日～	9月5日
ク 防災の日	9月1日	
ケ 秋季全国火災予防運動	11月9日～	11月15日

#### (2) 普及の内容

防災知識の普及啓発にあたっては、災害発生時の心得等の災害に関する一般的な知識とともに、3日分の食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の倒壊防止等、家庭での予防・安全対策、町地域防災計画に定める指定緊急避難場所等、避難所、応急救護方法住宅内外の危険箇所の把握、避難先や連絡方法等の家族での話し合い、正確な防災情報の受信方法とその情報に基づく行動等、県民一人ひとりが日ごろから心がけておくべき実践的な事項について十分配慮したものとする。

#### (3) 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、町民一人ひとりに十分内容が理解できるものとする。

また、ラジオ・テレビ・新聞・雑誌等の広報媒体の積極的な利用を図るものとする。

### 2 防災上重要な施設における防災教育

町は、防災関係機関と協力し、病院・社会福祉施設・旅館等の不特定多数の者を収容する施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るものとする。

### 3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

町は、防災関係機関と協力し、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に開催する

など、必要な防災教育を実施することにより災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

#### 4 学校教育における防災教育

##### (1) 主旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については、学校種別や児童・生徒の発達段階に応じて工夫し、特に災害発生時の安全な行動の仕方については、実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

##### (2) 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練等の実施内容を工夫する。

また、一般住民向けの各種啓発用物品の利用により、避難訓練の活性化を図ることとする。

##### (3) 教科目による防災教育

教科においては、「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習の時間」を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うものとする。また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気づき、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

##### (4) 教職員に対する防災研修

防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童・生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の修得及び技能の向上を図る。

## 第2節 自主防災組織の育成・強化

### 1 自主防災組織の育成指導

町は、防災関係機関と協力し、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、町民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会・防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識の醸成を図るものとする。

また、町は自主防災組織に対し、地区防災計画の策定を支援し、災害時において有効な自主防災活動が行われるよう、組織の充実強化のための指導を行い、さらに自主防災

組織の資機材の整備や活動拠点の整備の支援に努めるものとする。

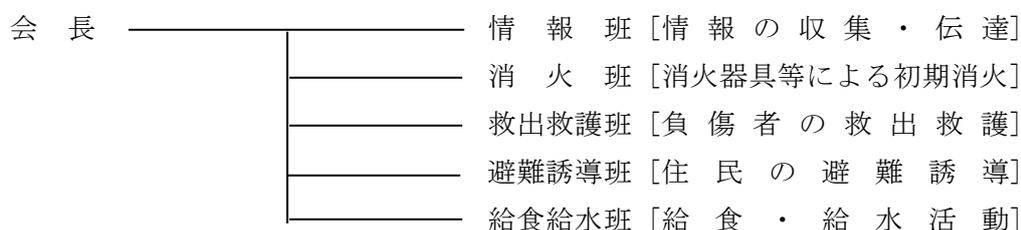
## 2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成にあたっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位でも活動できるよう努める。
- (2) 町は、自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修会を開催するよう図る。

## 3 行政区における編成例



## 4 自主防災組織の活動

### (1) 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- ア 各自の任務分担
- イ 地域内での危険箇所
- ウ 訓練計画
- エ 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- オ 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- キ 防火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

### (2) 日常の自主防災活動

#### ア 防災知識の普及等

日頃から集会等を活用して正しい防災知識の普及啓蒙に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生委員・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

#### イ 防災訓練等の実施

日頃から各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識及び技術を修得し、また活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。そのため、自主防災組織が主体となり、町及び消防関係機関等の協力のもとに、訓練を実施するものとする。

- ・ 災害情報の収集伝達訓練
- ・ 消火訓練
- ・ 救出、応急手当の実施訓練
- ・ 給食給水訓練
- ・ 避難訓練
- ・ 避難所運営訓練

#### エ 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

### 5 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

このため、町は、県と協力し、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、町は、県と協力し、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

## 第3節 防災訓練の充実

### 1 総合防災訓練

#### (1) 実施の概要

町は、県と協力し、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び町民の参加のもとに、総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

県内においては、総合防災訓練を「防災の日」（9月1日）を中心とする防災週間内に毎年実施するとともに、各地方振興局との共催で実施する地方総合防災訓練についても原則として毎年開催している。

#### (2) 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れて実施するものとする。

通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、指定緊急避難場所等設置、救助、救急、消火、初期消火、給水、給食（炊き出し）、水質検査、道路等からの障害物除去、無線通信、LPガス施設応急復旧、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、水道

施設応急復旧、化学消火、救援物資緊急輸送、集団救急事故対応、非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、道路応急架橋、被害状況調査、災害情報収集、交通規制、広域応援要請、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置、林野火災防御、水防訓練

## 2 個別訓練

### (1) 実施の概要

町は、県及び防災関係機関と協力し、総合防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施するものとする。

### (2) 個別訓練の種類

#### ア 水防訓練

町は、防災関係機関と協力し、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図るものとする。

なお、水防法第4条に規定する指定水防管理団体においては、同法第32条の2の規定に基づき、毎年水防団及び消防機関の水防訓練を実施するものとする。

#### イ 通信訓練

町は、防災関係機関と協力し、大雨・洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、防災行政無線、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源電設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県・町の防災行政無線及び同報系無線が使用不能になったときに備え、福島地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図るものとする。

#### ウ 動員訓練

町は、防災関係機関と協力し、災害時における職員の動員を迅速に行うため、動員訓練を適宜実施する。また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

#### エ 災害対策（地域）本部運営訓練

町は、防災関係機関と協力し、災害時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、被災市町村に派遣した情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対策（地域）本部運営訓練を実施する。

#### オ 指定緊急避難場所等設置運用訓練

町は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者、自主防災組織等の協力を得て、指定緊急避難場所等設置運用訓練を実施する。

#### カ 土砂災害防災訓練

町は、防災関係機関と協力し、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の

把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

キ その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火・救出救助・避難誘導・給食給水等の訓練を実施する。

ク 訓練の評価と地域防災計画等への反映

町は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 実施の概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自主的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関と密接に連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努めるものとする。

(2) 事業所（防火管理者）における訓練

学校・病院・工場・その他の事業所における消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、町・消防組合及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

(3) 地域における防災訓練

町は、地域住民の防災行動の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防組合等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な地域訓練の実施に努めるものとする。

また、地区ごとに自主防災組織を組織し、訓練項目等を検討するものとする。

なお、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(4) 一般町民の訓練

町民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、町は、防災関係機関と協力し、防災訓練に際して広く町民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動の強化に努めるものとする。

また、町民は防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練への積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

# 第8章 要配慮者の安全確保

## 第1節 社会福祉施設・介護保険施設における対策

### 1 施設の整備

社会福祉施設・介護保険施設（以下、「社会福祉施設等」という。）の管理者は、利用者が支援の必要な高齢者や障がい者等であらば災害時には移動手段の問題から「要配慮者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

### 2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ職員を中心とした防災組織を整備し、役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておくものとする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分に配慮した組織体制を確保する。

また、管理者は、町との連携を図り、施設相互及び他の施設、近隣住民並びにボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、利用者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。

さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておくものとする。

### 3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

### 4 防災教育・防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者が災害等に関する基礎的な知識やとるべき行動について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、管理者は、施設の職員や利用者が災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各施設の構造、利用者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する利用者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（障がい（PTSD））の顕在化に備え、症状・対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施する。

## 第2節 在宅介護支援の必要な町民への対策

### 1 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために利用及び提供するものとして必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しておくものとする。

### 2 避難支援等関係者となる者及び名簿情報の提供

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等関係者に対し名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、このかぎりではない。

### 3 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

当町では、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲を、生活の基盤が町内にある方のうち、以下の要件に該当する者とする。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第一種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみで該当するものは除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 町の生活支援を受けている難病患者
- (6) 上記以外で行政区が支援の必要を認めた者

### 4 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

#### (1) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由

キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し市町村が必要と認める事項

(2) 情報の集約

ア 町内部での情報の集約

町においては、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市町村の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握するものとする。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求めることとする。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にするものとする。

5 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

6 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

(1) 町における情報の適正管理

町においては、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティについては、総務省の「地方公共団体における情報法セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

(2) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者に名簿を渡す際には、適正な情報管理を図るよう指導するなど適切な措置を講ずるよう努める。

7 情報伝達体制の整備

町は、一人暮らし老人、寝たきり老人、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障がいのある知的障がい者）、高齢者世帯、要介護者等の安全を確保するため、災害時の通報システム等による情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報器等の

設置など必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

#### 8 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット・チラシ等を配布するとともに、地区の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

#### 9 支援体制及び避難用器具等の整備

町は、発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生委員等と連携を図り、町内会、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から収集し、一人一人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画の策定に努めるものとする。

特に発災初期においては、市町村等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、町内会、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

#### 10 病院入院患者等対策

町は、医療機関等の管理者と協力し、入院中の介護が必要な高齢者及び新生児、乳幼児並びに重症患者等自力で避難することができない患者等については、避難救助が容易な病室に収容するなど、特別な配慮を講じるものとする。

#### 11 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむをえずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努めるものとする。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

#### 12 福祉避難所の指定

町は、防災拠点型交流スペースを有する施設や、避難所生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

### 第3節 外国人及び町外からの来訪者への対策

#### 1 外国人に対する対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、多様な機会に防災対策の周知に努めるものとする。

- (1) 外国語による広報の充実
- (2) 避難場所・避難標識等の災害に関する表示板の外国語化・ピクトグラム表示
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- (4) 外国人等に対する窓口の設置

#### 2 来訪者等対策

特別な場合を除き、原則的に一般町民と同様の扱いとする。

## 第2部 災害応急対策計画

### 第1章 応急活動体制

#### 第1節 初動体制

##### 1 災害対策本部設置前の体制

	配備時期	配備内容
事前配備	<p>1 大雨、台風期等において、次の各注意報の1つ以上が発表され、なお警報の発表が予想される時。</p> <p>(1) 大雨注意報</p> <p>(2) 洪水注意報</p> <p>(3) 強風注意報</p> <p>(4) 風雪注意報</p> <p>(5) 大雪注意報</p> <p>2 その他、必要により町長が当該配備を指令した時。</p>	<p>情報連絡のため、総務課、町民生活課、地域整備課、産業振興課等の少数の人数をもって当たるもので、状況により、さらに次の警戒配備体制に円滑に移行できる体制とする。</p>
警戒配備	<p>次のいずれかの場合であって、町長が当該配備を指令した時。</p> <p>1 大雨、台風期等において、次の各警報の1つ以上が発表され、災害の発生が予想される場合</p> <p>(1) 大雨警報</p> <p>(2) 暴風警報</p> <p>(3) 洪水警報</p> <p>(4) 暴風雪警報</p> <p>(5) 大雪警報</p> <p>2 乾燥注意報または強風注意報発表下において、火災が発生し、なお拡大のおそれがある時。</p> <p>3 竜巻注意報が発表され、災害が起こるおそれがある時。</p> <p>4 土砂災害警戒情報が発表され、災害が起こるおそれがある時。</p> <p>5 その他、必要により町長が当該配備を指令した時。</p>	<p>関係各課の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。</p> <p>事態の推移に伴い、速やかに第一非常配備に移行できる体制をとる。</p>

## 2 災害対策本部設置前の活動内容

活動体制は、第2編第2部の各章の初期対応策等に準ずるが、特に事前及び警戒配備に万全を期すものとする。

### (1) 事前及び警戒配備下の活動

ア 町民生活課長は、課職員に気象情報、災害情報、その他関連情報等を収集させるものとする。

イ 各課長は、総務課長及び町民生活課長と連絡を密にしながら、部署職員に必要な情報を収集させるものとする。

### (2) 職員の配備

ア 警戒配備につく職員は、各課長の指定する場所に待機する。

イ 警戒配備につく職員の数は、状況により各課長が決定する。

### (3) 各課長は、事務分掌に基づき、各課の配備基準を定め、これを部署職員に徹底する。

## 3 災害対策本部設置後の体制

		配備時期	配備内容
本部設置後の体制	第一非常配備	1 局地的に災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 2 その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき。	本部事務局が常時活動するほか、所要の地域に現地本部をおく。 各部の、おおむね1／3の職員を配備し、災害応急対策活動を実施する体制とする。 事態の推移に伴い、速やかに第二非常配備に移行できる体制をとる。
	第二非常配備	1 特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発表されたとき。 2 全域にわたって災害が発生すると予想された場合、又は被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が当該配備を指令したとき。 3 予想されない重大な災害が発生したとき。 4 その他、必要により本部長が当該配備を指令したとき。	各部の、おおむね1／2の職員を配備し、災害応急対策活動を実施する体制とする。 ※ 配備人員は、原則として1日3交代とする。 （例 A部×B部×C部）

## 4 夜間・休日等の体制

(1) 日直員は、災害情報を受理したときは、直ちに総務課長及び町民生活課長に連絡する。

- (2) 職員は、テレビ・ラジオ等の災害情報及び気象通報により、町内に被害が生じたことを察知したときは、直ちに各課が定める体制により、参集するものとする。

## 第2節 災害対策本部

### 1 設置基準

町長は、次の各号の一に該当し、特に強力で防災活動を推進する必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定により、小野町災害対策本部を設置する。

- (1) 局地的に災害が発生し、さらに複数地域に拡大すると予測されるとき。
- (2) 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
- (3) その他災害が予測され、総合的な応急対策を必要としたとき。

なお、大規模災害発生時における町長の不在等の非常時において、町長による災害対策本部設置の決定が困難な場合は副町長が決定し、それも困難な場合には教育長を第2順位、総務課長を第3順位とする。

### 2 設置場所

町長は、町役場に災害対策本部を設置する。ただし、庁舎に設置することが困難な場合は、町長が指定する場所に設置する。

### 3 設置等の公表

町長は、本部を設置又は解散したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

- (1) 県知事
- (2) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (3) 陸上自衛隊
- (4) 災害相互応援協定を締結している自治体等

### 4 災害対策本部の解散

災害対策本部長は、町域に災害の発生するおそれなくなった場合又は災害復旧が進行して必要なくなったと認められるときは、本部を解散する。

ただし、災害救助法の適用により本部が設置された場合は、当該法の規定に基づく救助が完了したときに解散する。

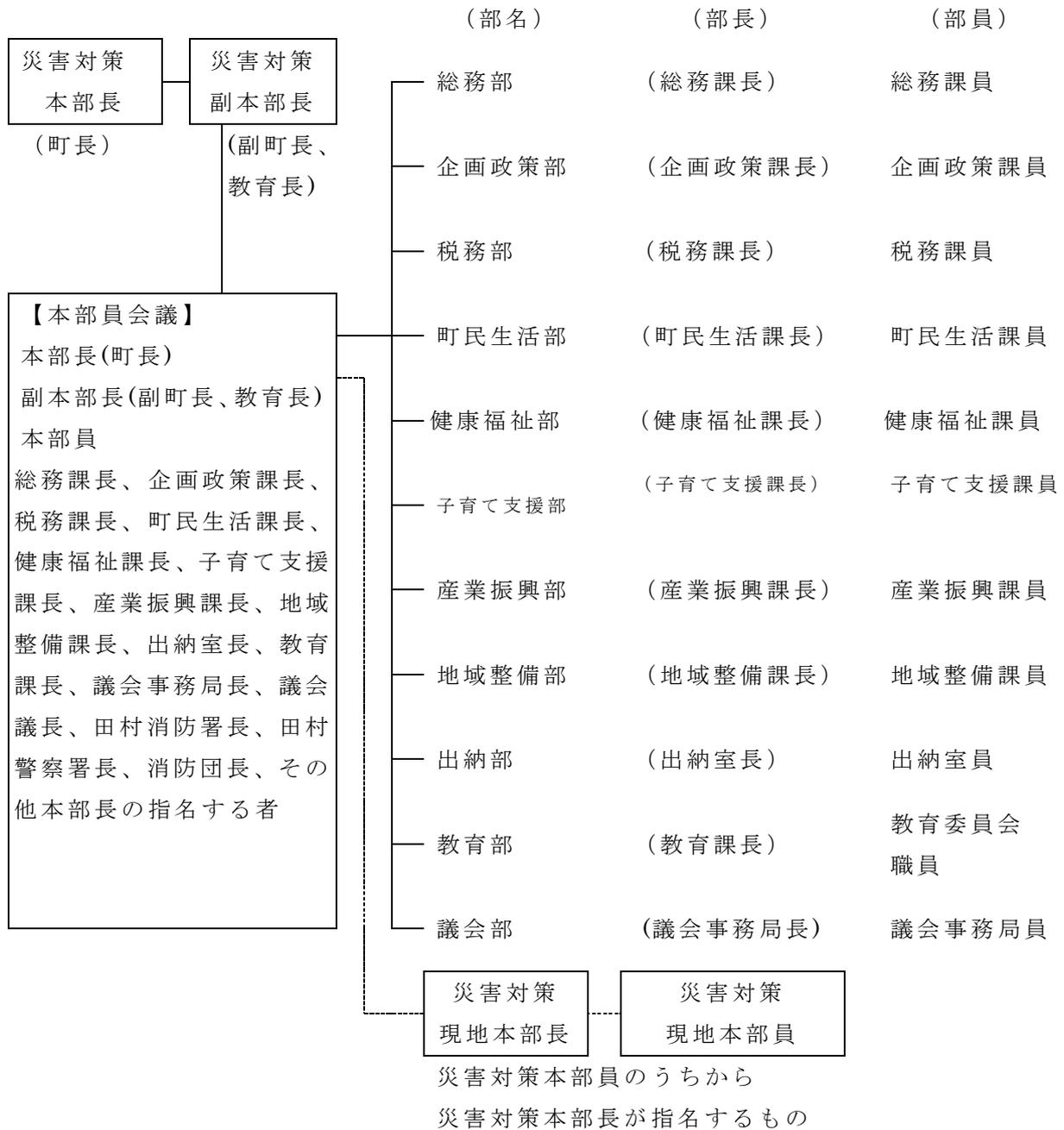
また、解散にあつては、県及び防災関係機関等にその旨を報告する。

### 5 災害対策本部の組織編成等

小野町災害対策本部の組織編成等は以下のとおりとする。

(1) 組織編成

小野町災害対策本部組織編成表



(2) 災害対策本部（各部）の分掌事務

部名（部長）	分掌事務
各部共通事項	1. 所管する施設及び分野の災害対策、応急対策に関すること 2. 所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関する こと 3. 関係機関、団体等との連絡調整に関すること 4. 本部長の指示による事務及び他班の応援に関すること

部名（部長）	分掌事務
総務部 （総務課長）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部と各部の連絡に関する事。</li> <li>2. 災害時における職員の動員に関する事。</li> <li>3. 職員の非常招集に関する事。</li> <li>4. 所管施設の避難所開設の協力に関する事。</li> <li>5. 庁用車の配車及び災害対策用車両の確保に関する事。</li> <li>6. 町有財産の被害調査に関する事。</li> <li>7. 災害時の輸送に関する事。</li> <li>8. 災害応急対策費の予算措置に関する事。</li> <li>9. 町議会との連絡に関する事。</li> <li>10. 他部との連絡調整に関する事。</li> <li>11. 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>12. 他部の所掌に属しない事項に関する事。</li> <li>13. 新聞発表等広報活動に関する事。</li> <li>14. 災害写真の撮影、収集記録に関する事。</li> <li>15. 報道機関への対応（情報提供）に関する事。</li> </ol>
企画政策部 （企画政策課長）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所の開設及び管理運営への協力に関する事。【健康福祉部と連携】</li> <li>2. 災害対策のための労働者の確保に関する事。</li> </ol>
税務部 （税務課長）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害家屋等の調査および被害認定に関する事。</li> <li>2. 被災者台帳の作成及び罹災証明の発行に関する事。</li> <li>3. 被害容数及び評価等に関する事。</li> <li>4. 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> <li>5. 災害地の地籍の明確化に関する事。</li> <li>6. 災害地の地籍調査、管理事業に関する事。</li> </ol>
町民生活部 （町民生活課長）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部の庶務に関する事。</li> <li>2. 災害の情報の収集に関する事。</li> <li>3. 災害対策本部長（以下本表において「本部長」という。）の命令の伝達に関する事。</li> <li>4. 気象警報・特別警報等の収受及び通報に関する事。</li> <li>5. 避難準備情報、避難の勧告、指示及び避難誘導に関する事。</li> <li>6. 自衛隊の派遣要請に関する事。</li> <li>7. 防災会議に関する事。</li> <li>8. 総合的災害対策の樹立及び各部の連絡調整に関する事。</li> <li>9. 災害救助法の適用に関する全般的な具体策の樹立に関する事。</li> <li>10. 罹災者の安否問い合わせ及び行政相談に関する事。</li> <li>11. 災害援助物資の受付・配布に関する事。【健康福祉部と連携】</li> </ol>

部名（部長）	分掌事務
	12. 水防活動（水防資材の調達を含む。）に関する事。           13. 被害世帯の構成状況等に関する事。           14. 自主防災組織との連絡調整に関する事。           15. 遺体の処理、火葬、埋葬に関する事。           16. 災害廃棄物の処理に関する事。           17. 仮設トイレの確保及び設置に関する事。           18. 迷ペットの対応及びペットの処理に関する事。           19. 災害義えん金品の受付及び配布に関する事。【出納室と連携】
健康福祉部 （健康福祉課長）	1. 避難所の開設及び管理運営に関する事。【企画政策部と連携】           2. 災害時における応急医療に関する事。           3. 医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会との連絡調整に関する事。           4. 救護所の設置及び運営に関する事。           5. 災害ボランティアの受入に関する事。           6. 在宅の要配慮者対策に関する事。           7. 福祉避難所に関する事。           8. 被災地における伝染病発生の予防及び環境衛生に関する事。           9. 福祉施設の被害調査及びその応急対策に関する事。           10. 罹災者に対する援護対策に関する事。           11. 避難行動要支援者名簿の作成・運用に関する事。           12. 災害援助物資の受付の協力に関する事。【町民生活部と連携】
子育て支援部 （子育て支援課長）	1. 幼稚園、保育園及び児童園の被害の調査及びその応急対策に関する事。           2. 罹災した乳幼児、園児に対する学用品の支給に関する事。           3. 罹災した乳幼児、園児の保健管理及び給食に関する事。           4. 罹災した乳幼児、園児の保護支援に関する事。
産業振興部 （産業振興課長）	1. 応急救助に必要な食料品類及び生活必需品の運搬に関する事。           2. 農林業関連災害の調査及び応急復旧対策に関する事。           3. 農産物の技術対策に関する事。           4. 被害農業者に対する農林金融に関する事。           5. 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調査に関する事。           6. 災害応急国有林材の需用量の掌握及び払下げの斡旋並びに福島森林管理署との連絡に関する事。           7. 商工関係の被害の調査及びその対策に関する事。           8. 観光客に対する応急対策に関する事。

部名（部長）	分掌事務
地域整備部 （地域整備課長）	1. 道路、河川及び橋梁等公共土木施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。【税務部と連携】 2. 被害地における飲料水の供給等に関する事。 3. 通行路線の決定に関する事。 4. 上下水道の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 5. 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関する事。 6. 応急仮設住宅に関する事。 7. 災害復興住宅に関する事。 8. 災害応急資機材の調達に関する事。
出納部 （出納室長）	1. 災害応急対策に要する経費の出納に関する事。 2. 災害義援金の受付・収支に関する事。【町民生活部と連携】
教育部 （教育課長）	1. 教育委員会所管の公立学校施設、社会教育施設及び社会体育施設の被害の調査及びその応急対策に関する事。 2. 所管施設の避難所開設の協力に関する事。 3. 罹災した児童生徒に対する学用品の支給に関する事。 4. 罹災した児童生徒の保健管理及び学校給食に関する事。 5. 文化財の災害対策に関する事。
議会部 （議会事務局長）	1. 災害対策本部と議会との連絡調整に関する事。

備考 1 事務分掌によるもののほか事務に余裕のある部は、必要に応じ他部の行う事務について応援するものとする。

2 各部に本部連絡員1名を置く。

## 6 災害対策本部の設置による活動

### (1) 組織内の関係

- ア 本部会議及び本部長の命令は、総務課長を通して本部各部に連絡する。
- イ 本部長不在時においては、第1順位・副本部長（副町長）、第2順位・副本部長（教育長）、第3順位・総務課長が行うものとする。
- ウ 各部で収集した情報又は処理した事項のうち、本部及び他部との関連の事項は、本部会議に報告する。
- エ 本部長は、あらかじめ本部付職員を指名し、災害対策本部の事務を行うよう命令する。

### (2) 非常配備下の活動

- ア 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。
- イ 総務課長は、各部長との相互連絡を密にし、客観的に状況を判断するとともに、応急措置について随時これを本部長に報告する。
- ウ 各部長は、災害に関する情報及び指示事項等を取りまとめて総務課長に報告する。

総務課長は、これを整理して県及び防災関係機関に報告する。

エ 各部長は、状況を部署職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。

オ 各部署間の協力体制を強化する。

## 7 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が遠隔地においてかつ局地的に発生し、災害の種別、規模、その他の状況により、現地に対策本部を設置することが必要と認めた場合は、名称、所管区域及び設置の場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

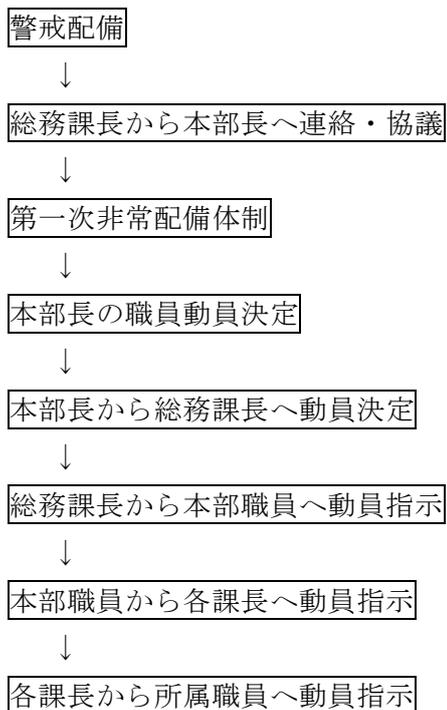
なお、設置場所については、災害の状況に応じて対応設置することとする。

また、現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度本部長が定めるものとする。

## 第3節 職員の動員

### 1 動員の時期及び伝達

#### (1) 本部長からの伝達



#### (2) 職員への伝達

各課長から所属職員への伝達は、あらかじめ定められたルートにより、一般加入電話及び災害対策基本法第57条の規定による放送に関する協定により、テレビ・ラジオ等を通じて行うものとする。

### 2 動員計画

#### (1) 非常配備動員計画の作成

各課長は、災害対策本部の組織に基づき、非常配備動員計画を作成し、平常時から所属職員に対し周知徹底させなくてはならない。

また、計画の作成にあたっては、次の事項を考慮するものとする。

- ア 動員伝達系統図
- イ 非常参集予定者
- ウ 非常参集場所
- エ 勤務時間外の対応

## (2) 動員の区分

各課長は、次の区分により職員の参集場所を事前に指定し、任務分担を明らかにしておくものとする。

- ア 所属動員（町庁舎等の自らの勤務場所に参集）  
本部職員又は業務遂行上必要な職員等
- イ 指定動員（勤務場所と異なる、あらかじめ指定した場所への参集）  
避難所要員又は現地災害対策本部職員等
- ウ 直近動員（勤務場所と異なる、あらかじめ指定した場所への参集）  
所属職員及び指定動員に指定された職員のうち、災害により参集が不可能となった職員等

## 3 職員動員の報告

各課長は、総務課長を通じて、職員の動員状況を本部長に報告するものとする。

# 第4節 職員の服務

## 1 勤務時間内における留意事項

- (1) 災害に関する情報に注意し、原則として勤務場所を離れない。
- (2) 会議、出張等を中止する。
- (3) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで指定された場所で待機する。
- (4) 自らの言動によって町民に不安や誤解を与えないようにする。

## 2 勤務時間外における留意事項

- (1) 災害が発生し、テレビ・ラジオ等の情報により、町内の全域又はそれに相当する被害が生じたと察知したときは、参集命令を待つことなく、自主的にあらかじめ指定された場所に参集する。
- (2) 病気その他やむを得ない理由により、緊急動員に応じられないときは、その旨を各部長に届け出るものとする。
- (3) 遠距離通勤職員は、参集について事前に所属長と協議しておくこととする。
- (4) 職員又は職員の家族が直接的に罹災しそうな場合または、罹災する恐れがある場合は、緊急参集は実質的に不可能であること。
- (5) 参集の際は、災害活動に適する服装とし、1日分の食料と水を持参すること。
- (6) 参集途上において、可能な限り被害状況等を把握し、参集後直ちに所属長又は上司に報告すること。

## 第2章 応援の要請及び広域避難者の受入れ

### 第1節 県に対する要請

#### 1 町と県の相互協力

(1) 町長は、災害応急対策（広域避難対策、町役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するため必要があると認めるときは、知事（危機管理部）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあつせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

ア 災害対策基本法第30条

イ 災害対策基本法第68条

ウ 地方自治法第252条の17

(2) 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

ア 災害対策基本法第30条

イ 災害対策基本法第67条

ウ 地方自治法第252条の17

(3) 町長が、知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を要請する機関名

ウ 応援を要請する職種別人員、物資等

エ 応援を必要とする場所、期間

オ その他必要な事項

なお、災害相互応援協定を締結している他市町村等に対しては、その協定書に定めるところによるものとする。

#### 2 災害対策基本法に基づく知事の指示等

(1) 知事は、町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

(2) 知事は、市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、町長に対し、当該災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

(3) 知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(4) 県は、あらかじめ情報連絡員（リエゾン）を災害対策地方本部毎に指定しておき、

町において災害対策本部を設置する災害が発生した場合、若しくは通信手段途絶等により派遣が必要と認める場合は、管轄地方本部から町へ情報連絡員を派遣するものとする。

## 第2節 町と公共的団体等との協力

町は、区域内における公共的団体及び自主防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

なお、これら団体等の協力業務及び協力方法について、町地域防災計画の中で明確にするとともに、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図るものとする。

- 1 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- 2 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- 3 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- 4 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- 5 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- 6 被災者に対する炊出し、救援物資の配分等に協力すること。
- 7 被害状況の調査に協力すること。
- 8 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- 9 罹災証明書交付事務に協力すること。
- 10 その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、女性団体等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

## 第3節 自衛隊の災害派遣要請

### 1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等
- (3) 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路、水路等交通路上の障害物除去

- (7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援（大規模な感染症等）
- (8) 通信支援
- (9) 救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員等緊急輸送
- (10) 救援物資の緊急輸送
- (11) 炊飯、給水
- (12) 救援物資の無償貸付又は譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第13、14条）
- (13) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）  
不発弾の処理は、県警察本部（生活環境課）が窓口となる。
- (14) 予防派遣（災害に際し被害が正に発生しようとしている場合において、やむを得ないと認められる場合。）

**【具体的な要請例】**

- a 除雪等にあって、特殊な技術、装備、資機材等を使用する場合
  - b 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶など大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。
  - c ライフラインの途絶等早急に復旧が必要なもので、他の機関の応援によって対処ができない場合。
- (15) その他  
町長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

**2 要請の手続き**

(1) 根拠法令

自衛隊法第83条

(2) 災害派遣要請の要求

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

(3) 災害派遣要請の要求要領

町長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県中地方振興局長を経由して、知事（危機管理部）へ要求するものとする。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事（危機管理部）に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに県中地方振興局長へ連絡するものとする。

町長は、上記の要請ができない場合は、小野町を災害派遣隊区とする部隊長に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと

認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するものとするとともに、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

### 3 要請の細部事項

(1) 提出（連絡）先 県危機管理部

(2) 提出部数 2部

(3) 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

### 4 災害派遣要請者

(1) 第1順位…町長

(2) 第2順位…副町長

(3) 第3順位…教育長

(4) 第4順位…総務課長

### 5 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と重複競合することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要なとする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 派遣部隊の受入れ

自衛隊派遣を決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、関係出先機関の長及び関係市町村長と協議の上、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備するものとする。また、出動部隊及び現地関係機関との連絡調整のため、必要があると認める場合は、職員を現地に派遣するものとする。

ア 本部事務室

- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- エ 駐車場（車一台の基準は3 m×8 m）
- オ 臨時ヘリポート

## 6 自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑・迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にし、町庁舎又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置するものとする。

## 7 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、町長及び警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

- (1) 警戒区域の設定及びそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

## 8 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合または部隊が派遣の必要がなくなると認めた場合に行うものとする。

ただし、撤収にあたっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

## 9 経費の負担区分

### (1) 県・町の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲み取り、通信費及びその他の経費

### (2) 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装置、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

## 10 派遣要請部隊

陸上自衛隊郡山駐屯地

陸上自衛隊第6特科連隊

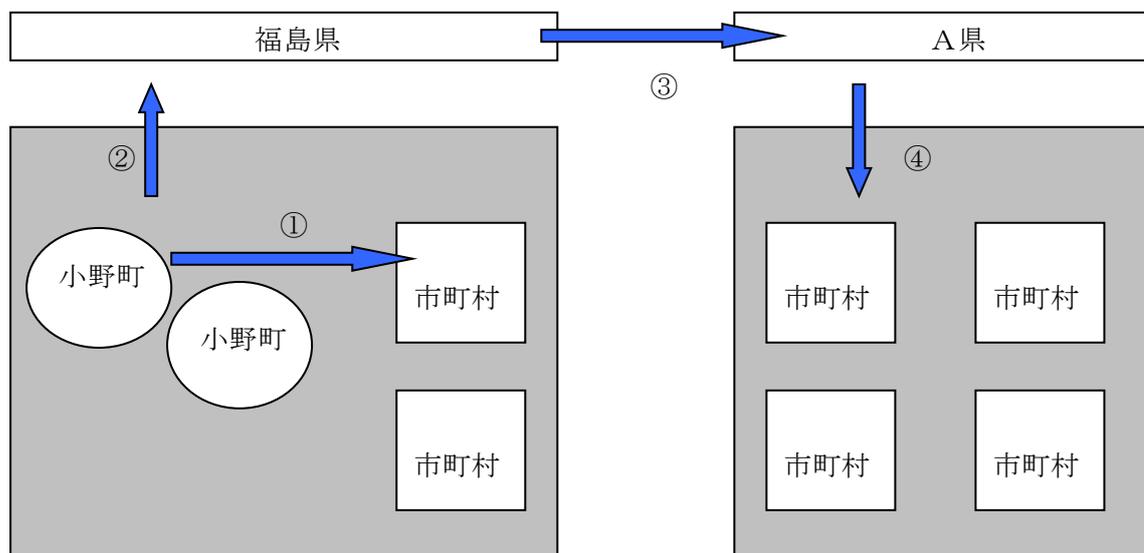
TEL 024-951-0225 内線235（防災行政無線811-380-01）

時間外 郡山駐屯地当直指令 内線302（防災行政無線811-380-02）

## 第4節 広域避難者の受入れ

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県及び他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難受入れ方法を含めた手順等を定める。

広域避難受入計画フロー



### 1 受入れに係る協議（原則）

- (1) 町は、被災他市町村の災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、当町への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入が必要であると判断した場合は、必要に応じて県の助言を受け、当該被災他市町村と直接協議するものとする。

また、福島県以外の都道府県の市町村の受入れについては、福島県に対しても当該他都道府県との協議を求める。

- (2) 県は、町から求めがあった場合には、当町における他市町村被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

### 2 町の備え

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

### 3 広域被災者への配慮

- (1) 町は、県と協力し、当町に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元自治体（被災他市町村）と避難先（町・県）が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(2) 町は、及び県及び防災関係機関と協力し、他市町村被災者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

## 第3章 情報の収集・伝達

### 第1節 気象注意報・警報・特別警報等の伝達

風水害等の災害が予想されるとき、福島地方気象台等が行う気象に関する予報・警報・特別警報及びその他の気象に関する情報等の収集とその伝達を迅速かつ的確に行うものとする。

#### 1 定義と種類

##### (1) 定義

- ア 予報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
- イ 注意報：気象現象により災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
- ウ 警報：重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
- エ 特別警報：警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。
- オ 情報：気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

##### (2) 種類

#### ア 注意報

- a 風雪注意報      b 強風注意報      c 大雨注意報
- d 大雪注意報      e 濃霧注意報      f 雷注意報
- g 乾燥注意報      h なだれ注意報      i 着雪(氷)注意報
- j 霜注意報      k 低温注意報      l 融雪注意報
- m 洪水注意報

#### イ 警報

- a 暴風警報      b 暴風雪警報      c 大雨警報
- d 大雪警報      e 洪水警報

#### ウ 特別警報

- a 大雨特別警報 (土砂災害)      b 大雨特別警報 (浸水害)      c 暴風特別警報
- d 大雪特別警報      e 暴風雪特別警報

#### エ 情報

- a 気象情報(各種)
- b 土砂災害警戒情報
- c 土砂災害緊急情報
- d 記録的短時間大雨情報

- e 竜巻注意情報
  - f スモッグ気象情報
- オ その他

a 火災気象通報

消防法第22条に基づく気象情報の通報は、おおむね次のとおりである。

『イ』の基準：実効湿度60%以下、最小湿度40%以下で最大風速8m/s以上吹く見込みのあるとき。

『ロ』の基準：平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのあるとき。(但し、降雨、降雪中は通報しない場合がある。)

b 鉄道気象通報

c 大気汚染気象通報

d 電力気象通報

2 注意報・警報発表基準と発表要領等

(1) 発表基準

福島地方気象台が異常気象等によって県下に災害が起こるおそれがあると予想したとき発表する。当町の発表基準は次のとおりである。また、平成25年8月末より、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」の運用を開始した。

【小野町の発表基準】

令和年5月29日現在

小野町	府県予報区	福島県		
	一次細分区域	中通り		
	市町村等をまとめた地域	中通り中部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	102
		流域雨量指数基準	右支夏井川流域=16.9 黒森川流域=5.2 十石川流域=7.4 夏井川流域=13.1	
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ35cm		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	68	

小野町	府県予報区	福島県		
	一次細分区域	中通り		
	市町村等をまとめた地域	中通り中部		
	洪水	雨量基準	1時間雨量30mm	
		流域雨量指数基準	右支夏井川流域=13.5 黒森川流域=4.1 十石川流域=5.9 夏井川流域=10.4	
		複合基準	右支夏井川流域=(8, 10.8) 黒森川流域=(8, 3.3) 十石川流域=(5, 4.5) 夏井川流域=(7, 7.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される時		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%、実効湿度60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続		
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：浜通り、中通り中部、中通り北部の平地：最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続く		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

(注)① 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される区域に対して発表する。

② 警報・注意報名の欄の（ ）内は基準として用いる気象要素等を示す。例えば、警報の欄の「暴風（平均風速）」は、「暴風警報の基準は10分間の平均風速を用いる」

ということを意味する。

- ③ 大地震など、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(※) 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを示す指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

(※) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。(一般向け記載の例：降った雨が、どれだけ土中に溜まっているかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数値が予測されるほど、また、大きな指数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなる)

(※) 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。表中の「〇〇川流域=10」は、流域雨量指数が10以上を意味する。

気象警報等発表時における町や住民の対応例

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類					
		大雨		暴風	大雪	暴風雪	
		(土砂災害)	(浸水害)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の連絡態勢確立</li> <li>・気象情報や雨量の状況を集</li> <li>・注意呼びかけ</li> <li>・警戒すべき区域の巡回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報に気をつける</li> <li>・テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手</li> <li>・窓や雨戸など家の外の点検</li> <li>・避難所の確認</li> <li>・非常持出品の点検</li> </ul>	大雨注意報			強風注意報	大雪注意報	風雪注意報
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報の住民への周知</li> <li>・避難所の準備、開設</li> <li>・必要地域に避難準備(要配慮者避難)情報</li> <li>・応急対応態勢確立</li> <li>・必要地域に避難勧告・指示</li> <li>・避難の呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の準備をする</li> <li>・危険な場所に近づかない</li> <li>・日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報</li> <li>・暴風警報については、安全な場所に退避</li> </ul>	土砂災害警戒	大雨警報(土砂災害)	大雨警報(浸水害)	暴風警報	大雪警報	暴風雪警報

<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知</li> <li>・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）</li> </ul>	情報	大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	大雪特別警報	暴風雪特別警報
--	--	----	------------------	-----------------	--------	--------	---------

(2) 気象注意報、警報の発表要領等について

ア 構成

- a 表題は注意報、警報の名称を示すこと。災害の発生予想地域が限定できる場合は、その地域を指定し、次に注意報、警報の名称を示すこと。
- b 発表年月日、発表時刻、発表気象官署名
- c 本文は原則として、予想される異常気象等の原因、現在の状況、今後の推移、予想時刻、影響する区域及び程度、災害の予想される時刻・場所・程度を発表する。ただし、警報の場合には、本文冒頭に見出し的警告文（いつ、どこで、何が）を「 」で囲んで48文字以内で付加する。

イ 切り替え

直前に発表されていた注意報及び警報の内容が変更となったとき。

ウ 記録的短時間大雨情報

1時間に100mm以上の雨量、1時間に100mm以上のレーダーアメダス解析雨量を観測したときに発表される。

エ 土砂災害警戒情報

福島地方气象台と福島県が、以下情報について共同発表する。大雨による土砂災害発生危険性を福島県河川流域総合情報システムによる危険指標基準と福島地方气象台の降雨指標基準（土壌雨量指数基準）の組み合わせによって判定し、危険性が非常に高まると予想される場合に、市町村による避難勧告や防災活動等の災害応急対応、住民の自主避難が適時適切に行われるよう、その対象となる市町村名を指定して発表する。なお、気象庁は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）として、1kmメッシュでの情報を提供する。

- (ア) タイトル
- (イ) 情報番号
- (ウ) 発表時刻
- (エ) 発表名
- (オ) 警戒対象地域及び警戒解除地域
- (カ) 警戒文
- (キ) 文章を補足する図

オ 土砂災害緊急情報

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、河道閉塞に起因する土石流、河道閉塞による湛水と

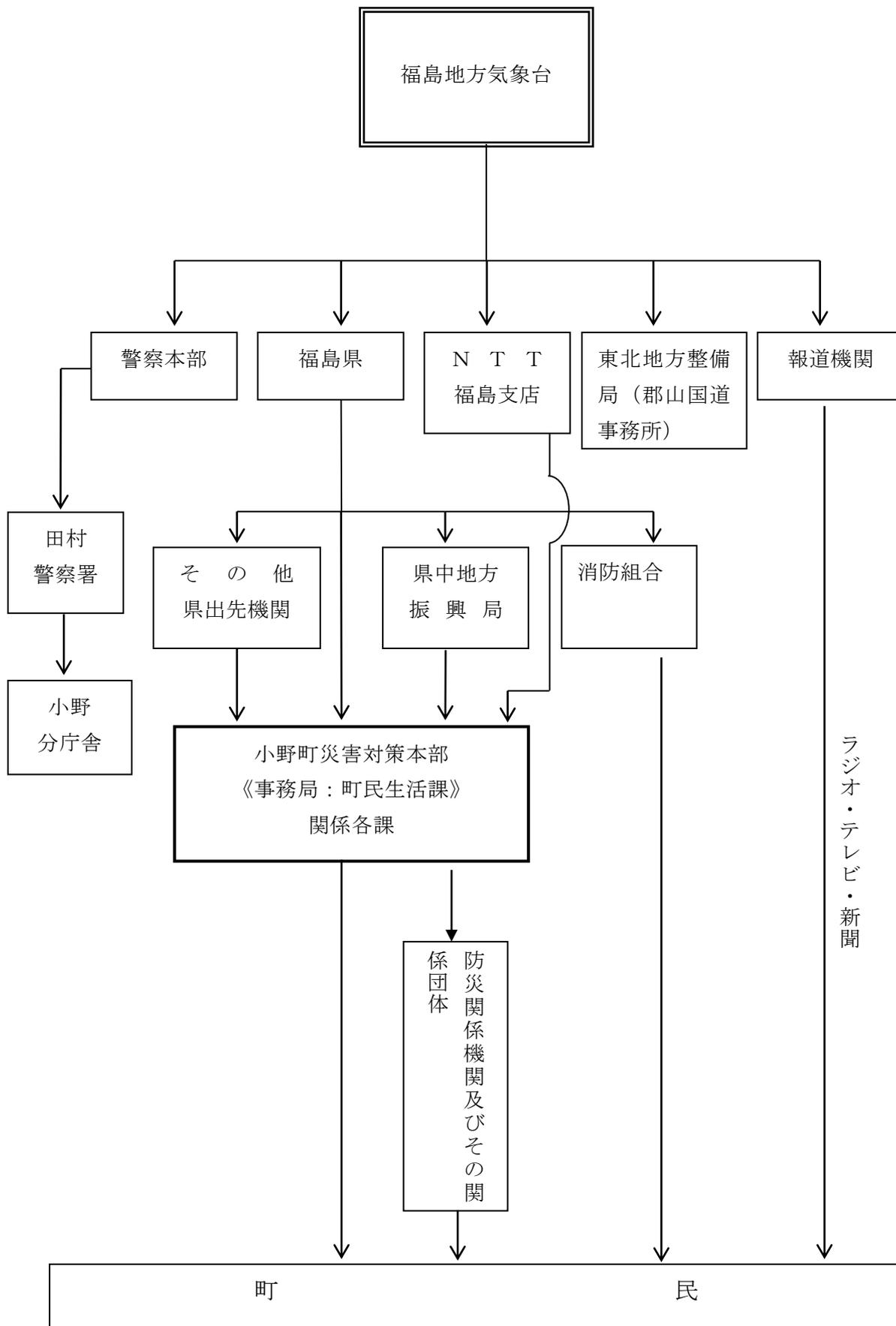
いった特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、地滑りなどその他の場合については都道府県が緊急調査を行い、調査結果に基づき被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）が関係市町村へ通知される。

#### カ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

なお、竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストを常時10分毎に発表しているが、竜巻注意情報は竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域（県など）に発表する。

(3) 気象情報の伝達系統図



## 第2節 被害状況等の収集・報告

### 1 被害調査

- (1) 町は、防災関係機関と協力し、災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行うこと。

特に大規模な災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、県と連携し、必要に応じ航空機等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

なお、被害状況の収集にあたっては、下記の点に留意して行うこと。

- ア 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害状況を優先して収集するものとする。
  - イ 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。
- (2) 町災害対策本部は、激甚なる災害が予想され、かつ、通信が不能である地域に移動無線局を搬入し、現地偵察を行うものとする。

### 2 被害状況等の報告

#### (1) 町災害対策本部への報告

町の機関は、町災害対策本部の定める様式及び日時により、被害状況の調査内容を具体的に報告するものとする。

なお、関係組織において特別に専用の系統図等を定めている場合は、これを尊重する。

#### (2) 町議会への報告

被害状況等の報告を町災害対策本部において取りまとめ、整理した後に報告する。

#### (3) 県への報告

ア 町は、県が指定する様式及び日時により、被害状況の調査内容をまとめ、速報と確定を区分して具体的に報告するものとする。

イ 町が、県へ報告することができない場合や火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、直接国（消防庁）へ被害状況等の報告を行う。また、県中地方振興局へ報告することができない場合においては、直接危機管理部へ報告を行うものとする。

ウ 福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」の活用により、速やかに被害状況の把握及び自動集計を行うものとする。

防災事務連絡システムが使用できない場合、電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。

#### (4) 報告の手段

直接口頭によるほか、一般加入電話、携帯電話、県・町防災行政無線、警察・消防無線、アマチュア無線、タクシー無線、ファクシミリ等あらゆる手段を活用する。

#### (5) 報告の内容と種類

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

町からの報告の種類及び様式は次のとおりとする。

ア 報告の種類

(ア) 概況報告（被害速報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

(イ) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

(ウ) 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

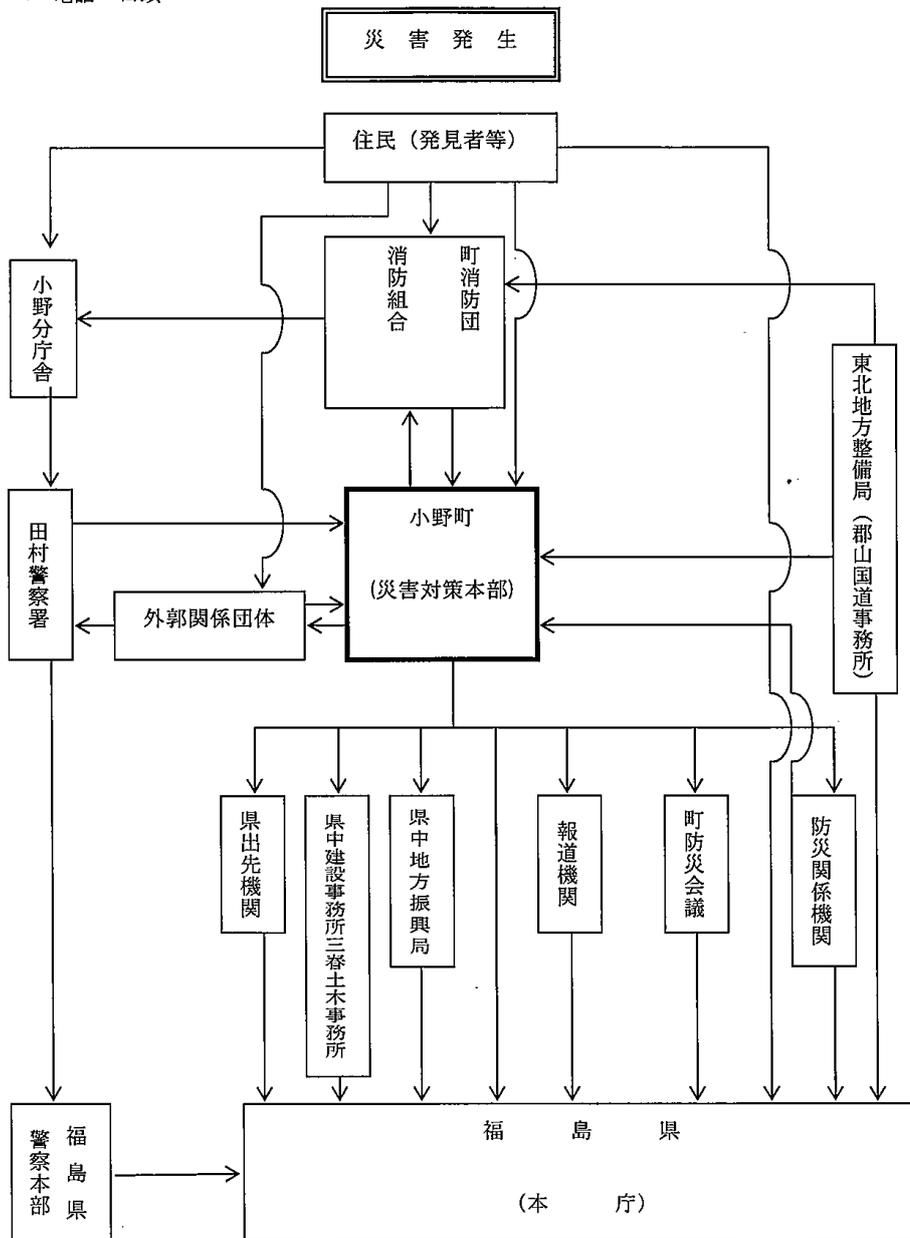
イ 報告の様式

(ア) 報告様式は別に定める「被害報告様式」（資料編）によるものとする。

(イ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容に準じて行うものとする。

3 被害状況等の情報連絡系統図

→ 電話・口頭



## 第3節 通信の確保

### 1 災害時の通信連絡

- (1) 町は、防災関係機関と協力し、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確保を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達は、県防災事務連絡システムにより行う。その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）・無線通信及び町防災行政無線等により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。  
また、通信の緊急度に応じ、非常又は緊急通信として特番 102（(株)エヌ・ティ・ティソルコ 情報案内サービス事業本部仙台センター）に接続を依頼する。
- (4) 町は、防災関係機関と協力し、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。
- (5) 災害発生時においては、加入電話及び町防災行政無線とも混乱することが予想されるため、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

### 2 各種通信施設の利用

#### (1) 非常通信の利用

町は、防災関係機関等と協力し、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信協議会構成員及びアマチュア無線等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

#### (2) 警察通信設備の優先的利用

加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、町は県が災害対策基本法第 57 条の規定に基づく「警察通信設備の利用に関する協定書」（昭和 39 年 5 月 28 日締結）により、警察通信設備を利用する。

#### (3) 放送機関への放送要請

加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、町は県に対し、災害対策基本法第 57 条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」による連絡のための放送を要請する。

### 3 県防災行政無線の運用

町は県防災行政無線を活用し、県が行う気象予警報及び災害時における災害情報の収集若しくは被害状況の伝達、その他応急対策に必要な指示、命令の収集、応援要請等を行う。

## 第4章 災害時の広報

### 第1節 実施機関と相互連絡体制

#### 1 災害時広報の実施内容

町は、災害時において、被災地、隣接地区の住民及び町民に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、防災機関と連携して、災害状況、災害応急対策の実施状況等を適時的確に広報するものとする。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供する。

また、各防災関係機関は、その管轄事項で住民に必要となる事項を広報する義務を有する。

なお、町は、下記の事項について広報を実施する。

(1) 地域の被害状況に関する情報

(2) 避難に関する情報

ア 避難の勧告に関すること。

イ 受入施設に関すること。

ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報

(3) 応急対策活動に関する情報

ア 救護所の開設に関すること。

イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。

ウ 電気、水道の復旧に関すること。

(4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報

(5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）

ア 給水及び給食に関すること。

イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。

ウ 防疫に関すること。

エ 臨時災害相談所の開設に関すること。

オ 被災者への支援策に関すること。

#### 2 相互連絡体制

災害の広報活動に関する機関は、災害情報の一元化及び共有化を図るため、相互に連絡を取り合わなければならないものとする。

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、町に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みを構築する。

## 第2節 町が行う広報及び手順

### 1 広報の決定・発表

広報の必要性については、町災害対策本部の自主的な判断によるもののほか、町の機関及び防災関係機関からの広報依頼による場合等があるが、情報の不統一を避ける観点から、情報の一元化を図るため、広報事項の決定は、町災害対策本部で協議し、本部長が決定する。

なお、発表は全て町災害対策本部として行うこと。

### 2 広報活動の方法

- (1) 町防災行政無線、同報系無線の活用
- (2) 広報車（町有車）の活用
- (3) インターネットによる広報（ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール）
- (4) バイク、自転車等を使用した、町職員による口頭での伝達
- (5) 町庁舎及び出先機関における掲示等
- (6) 消防組合及び消防団への協力要請
- (7) 自主防災組織への協力要請
- (8) 近隣市村への協力要請
- (9) 報道機関への緊急放送の要請
- (10) 視聴覚障がい者への広報のための協力要請

### 3 災害記録の保存

町災害対策本部は、広報活動資料及び災害記録写真、その他の関係資料等を収集し、保存する。

## 第3節 報道機関への発表・協力要請

- 1 報道機関に対する発表は、全て町災害対策本部からの発表とし、正確かつわかりやすい内容となるよう配慮する。
- 2 報道機関に対する発表は、原則として、午前1回、午後1回とする。ただし、緊急の発表事項又は報道協力要請事項が生じた場合は、その都度対応する。
- 3 町災害対策本部は、町庁舎の一部を報道機関専用開放する。
- 4 町災害対策本部は、報道機関から資料提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

## 第5章 消防・救急救助活動

### 第1節 消防活動

#### 1 常備消防の活動

消防組合消防計画に基づき、活動を行うものとする。

#### 2 消防団の活動

- (1) 災害時において火災発生が予測される場合は、住民に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。
- (2) 消防組合と協力して消火活動にあたる。
- (3) 火災の状況、出火の発見・通報及び道路障害の状況等の情報収集に努め、災害対策本部への報告と町民への指示指令の伝達を行うこと。
- (4) 要救助者の救助救出と、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うこと。
- (5) 避難の勧告・指示がなされた場合は、これを住民に周知するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全な場所に避難させる。

#### 3 自主防災組織及び住民の活動

- (1) 各家庭におけるガス栓及び火気使用器具等の安全を確認し、相互の呼びかけを行うこと。
- (2) 火災が発生したときは、消火器・消火栓等を利用して、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報し、その指示に従うこと。

#### 4 事業所等の活動

各事業所等で計画した消防計画に基づき、最善を尽くす行動をとる。

#### 5 消防相互応援協定

消防組合が締結している協定に基づき、応援又は応援要請を行うものとする。この場合の計画に基づく経費は、町が負担するものとする。

### 第2節 救急・救助活動

#### 1 自主防災組織、事業所等による活動

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。

- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。
- (5) 救助技術、救助活動の習熟を図る。
- (6) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施を図る。
- (7) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練を実施する。

## 2 町の救助活動

- (1) 町は、消防機関と協力し、救助対象者の状況に応じた救助を行うこととし、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。
- (2) 町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、必要な事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。  
また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。
- (3) 町は、予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。
  - ア 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立に関すること。
  - イ 大雨による土砂崩れ等により孤立が予想される地域については、孤立者の救助方法、当該地域と町との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立に関すること。
  - ウ 自主防災組織、事業所及び町民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発に関すること。
  - エ 自主防災組織の救助活動用資機材の配備促進に関すること。
  - オ 救助技術の教育、救助活動の指導

## 3 消防組合による救助活動

- (1) 救急・救助活動  
消防組合の大規模災害対応計画に基づき、救助活動を行うものとする。

## 4 田村警察署の活動

- (1) 田村警察署長は、被害の程度に応じて、署員を被災地域に出動させ、倒壊家屋等からの救出、救助にあたる。
- (2) 活動にあたっては、保有する装備資機材を有効に活用するものとする。
- (3) 原則として、救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救急隊等に引き継ぐものとする。
- (4) 他の救急救助活動が円滑にできるよう、被災地域での交通整理及び人員整理を行うこと。  
また、必要に応じて立入禁止等の措置を行うものとする。

## 5 応援の要請

大規模な災害が発生し、消防組合のみでの救助・救急活動が困難である場合は、消防相互応援協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、町長は県（危機管理部）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊を要請する。また、消防組合は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づきヘリコプター等の応援を要請するものとする。

### 第3節 航空消防防災体制の活用

消防防災ヘリコプターの活動内容は次となる。

#### 1 救急活動

- (1)山間、豪雪地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
- (2)傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の搬送
- (3)高度医療機関への傷病者の転院搬送
- (4)災害又は事故等により陸上交通に支障が生じた場合における傷病者等の救助

#### 2 救助活動

- (1)水難事故、山岳遭難事故等における捜索・救助
- (2)中高層建築物火災における救助
- (3)災害又は事故等により陸上交通に支障が生じた場合における被災者等の搬送
- (4)その他行方不明者等の捜索・救助

#### 3 災害応急対策活動

- (1)地震・津波、台風、豪雨及び豪雪等の災害の状況把握並びに応急対策指揮
- (2)孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- (3)高速道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮
- (4)各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

#### 4 火災防御活動

- (1)林野火災等における空中からの消火活動
- (2)大規模火災における情報収集、伝達及び住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- (3)交通遠隔地等への消火資機材及び消火要員等の輸送

#### 5 広域航空消防防災応援活動

近隣県都市等との相互応援活動

#### 6 災害予防対策活動

- (1)災害危険箇所等の調査
- (2)住民への災害予防の広報

## 7 各種防災訓練等への参加

- (1) 県主催の防災訓練
- (2) 市町村又は消防本部主催の防災訓練
- (3) 広域航空消防応援に係る訓練
- (4) その他運航責任者が必要と認める訓練

## 第6章 避難対策

### 第1節 避難の準備情報提供、勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示

町長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき町民に対して、避難の準備情報提供、勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示を行う。

#### 1 実施の責任者及び基準

避難の準備情報提供、勧告及び指示の実施責任者は次のとおりであるが、準備情報提供、勧告又は指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。なお、災害の性質や発災時の状況によっては、屋外を移動して避難することによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあることから、屋内での退避その他屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、町は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

町は、避難勧告等について、策定した避難勧告等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、避難準備・高齢者等避難開始の発令等を検討する。

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始に係る情報の発令等の前に自主避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

	実施責任者	措 置	実施の基準
避難準備情報の提供	町 長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。

	実施責任者	措 置	実施の基準
避難の 勧告・指 示等	町 長 (災害対策基本法 第 60 条)	立退きの勧告 及び立退き先 の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要と認められるとき。
	知 事 (災害対策基本法 第 60 条)		町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難の 指示等	警 察 官 (災害対策基本法 第 61 条)	立退き及び立 退き先の指示 屋内での退避 等の安全確保 措置の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警 察 官 (警察官職務執行 法第 4 条)	警告及び避難 等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自 衛 官 (自衛隊法第 94 条)	警告及び避難 等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限って災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
	水 防 管 理 者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知 事 (地すべり等防止 法第 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。

## 2 避難勧告等の要否を検討すべき情報

### (1) 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難勧告等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、このほかに県気象情報、記録的短時間大雨情報、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値がある。

### (2) 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難

勧告等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と 60 分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難勧告等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂災害警戒判定メッシュ情報がある。

(3) その他 町で定める基準に達したとき

### 3 避難勧告等の判断基準に基づいた発令

避難勧告等の避難情報の発令にあたっては、以下の例を参考に、今後の気象予報や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

避難勧告等の伝達は、町防災行政無線と併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達する。なお、事態が切迫し、避難が危険な場合は、自宅等の安全な場所に留まるよう呼びかける。

#### (1) 避難勧告等の判断基準例（河川の氾濫の場合）

区分	判断基準
避難準備・ 高齢者等避難開始 (警戒レベル3相当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</li> <li>●大雨警報（浸水害）（表面雨量指数基準 16 以上）が発表され、必要と判断したとき。</li> <li>●右支夏井川及び黒森川の水位観測所の水位が水防団待機水位を超え、今後相当量（30 mm 目安）の時間雨量が予想されるとき。</li> <li>●夜間に大雨警報（浸水害）に切り替える可能性が高い注意報が発表され、必要と判断したとき。</li> </ul>
避難勧告 (警戒レベル4相当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</li> <li>●大雨警報（浸水害）、洪水警報又は記録的短時間大雨情報（1 時間雨量が 100 mm 以上）が発表され、必要と判断したとき。</li> <li>●右支夏井川又は黒森川の水位観測所の水位が氾濫注意水位を超え、今後相当量（30 mm 目安）の時間雨量が予想されるとき。</li> <li>●上流地域が水害をうけ、当町の地域に危険があるとき。</li> <li>●破堤につながるような漏水等を確認したとき。</li> </ul>
避難指示 (警戒レベル4相当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</li> <li>●右支夏井川又は黒森川の水位観測所の水位が、避難判断水位に達するおそれがあるとき。</li> <li>●町内において、大雨警報（浸水害）、洪水警報又は記録的短時間大雨情報が発表されたとき。</li> <li>●河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。</li> </ul>

区分	判断基準
	●堤防の決壊・越水を確認したとき。
災害発生情報 (警戒レベル5相当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</li> <li>●右支夏井川又は黒森川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。</li> <li>●町内において、大雨警報（浸水害）、洪水警報又は記録的短時間大雨情報が発表されたとき。</li> <li>●河川の氾濫が町全体で発生しているとき。</li> </ul>
水位観測局	赤沼（県）、小野新町（県）
雨量観測局	小野新町（気象庁）、水防こまちダム（県）、愛宕（県）、矢大臣（県）
避難勧告等の解除	●解除については、大雨・洪水警報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

(2) 避難勧告等の判断基準例（土砂災害の場合）

区分	判断基準
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の状況時において地区等の個別情報等より判断して実施する。</li> <li>●大雨警報（土砂災害）（土壌雨量指数基準が 102 以上）が発表され、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報中に土砂災害により命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「警戒」（赤色）が出現したとき。</li> <li>●近隣市村にて前兆現象の発見があったとき。 （斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）</li> <li>●夜間に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報が発表され、必要と判断したとき。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の状況時において地区等の個別情報等より判断して実施する。</li> <li>●大雨警報（土砂災害）又は記録的短時間大雨情報が発表され、気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）中に土砂災害により命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「非常に危険」（薄い紫色）が出現したとき。</li> </ul>
避難指示 (警戒レベル4及び5相当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の状況時において地区等の個別情報等より判断して実施する。</li> <li>●大雨警報（土砂災害）又は記録的短時間大雨情報が発表され、気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）中に土砂災害により命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「非常に危険」（薄い紫色）及び「極</li> </ul>

区分	判断基準
	<p>めて危険」(濃い紫色)が出現したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●近隣市村で土砂災害が発生したとき。</li> <li>●近隣市村で土砂移動現象、前兆現象の発見があったとき。 (山鳴り、流木の流出、斜面の崩壊等)</li> </ul>
雨量観測局	小野新町(気象庁)、水防こまちダム(県)、愛宕(県)、矢大臣(県)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難勧告等の発令にあたっては、町周辺の雨量観測局の各種気象情報を含め総合的に判断する。</li> <li>●土砂災害警戒情報を避難情報のどの区分に整理するかについては、避難に要する時間等を考慮し設定する。</li> <li>●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。</li> </ul>
避難勧告等の解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>●解除については、土砂災害警戒情報等の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。</li> </ul>

### (3) 指定行政機関等による助言

町は、避難の勧告、指示又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求める。

## 4 避難のための勧告及び指示の内容

避難の勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

## 5 避難措置の周知等

### (1) 知事への報告

町長は、避難のための立退きの勧告及び指示、立退き先の指示又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- ア 避難勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示の有無
- イ 避難勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示の発令時刻
- ウ 避難対象地域
- エ 避難場所及び避難経路

- オ 避難責任者
- カ 避難世帯数、人員
- キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難及び屋内での待避等の安全確保措置の指示の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

## (2) 住民への周知

町は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、迅速に住民へ周知する。また、避難の必要がなくなったときも同様とする。

## 第2節 避難の誘導

### 1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され、又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置にあたるものとする。

### 2 避難勧告等の伝達

町は、防災行政無線（個別受信機を含む。）と併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

### 3 誘導実施者

- (1) 町職員
- (2) 警察官
- (3) 消防団員
- (4) 自主防災組織（区長・組長）
- (5) 学校長が指定する教職員
- (6) 事業所等の管理者が指定する者
- (7) 医療機関等の管理者が指定する者

### 4 避難誘導等の方法

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体が壮健である者、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示等を行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期すこと。
- (3) 要配慮者については、町、消防機関及び自主防災組織の介助により適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。

(5) 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、自主防災会（行政区）単位で行うこと。

## 5 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位は概ね次の順位による。

- ア 傷病者
- イ 障がい者
- ウ 高齢者
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

(2) 携行品の制限

避難にあたっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、下着類、雨具又は防寒具、最小限の日用品等（病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小・中学生の場合は、最小限の文房具及び通学用品）、危険の切迫の状況によるができるだけ最小限のものとする。

## 6 避難道路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の通行、荷物の運搬等通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

## 7 避難終了後の確認

避難の指示、勧告を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官・消防団等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、逃げ遅れた者等の有無の確認に努め、救出等の措置をするものとする。

## 8 安否情報の提供等

(1) 照会による安否情報の提供

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

ア 安否情報照会に必要な要件

- ① 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- ② 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ③ 照会をする理由

- ④ ①に係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出
- イ 提供する安否情報
- ① 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
  - ② 被災者の親族（①以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
  - ③ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無
- (2) 被災者の同意又は公益上必要と認める場合
- 町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。
- また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

### 第3節 避難所の開設・運営

#### 1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、町長が実施するものとする。
- (2) 町域において措置不可能な場合は、近隣市村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。
- (3) 大規模災害などで広域避難が必要となり、町で開設する避難所だけでは避難者を収容できない場合、町は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。なお、県が広範囲にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力が不足する場合は、県が避難所を設置することができる。

#### 2 町の措置方針

町は、この計画によりあらかじめ避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先等を把握しておき、避難所を開設した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知し、受入すべき者を誘導し、保護にあたるものとする。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

#### 3 避難所の開設

町は、町地域防災計画に基づき、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して指定避難所を開設する。(4)のとおり開設報告及びその受入状況を毎日県に報告する。

##### (1) 避難所受入対象者

- ア 住家が被害を受けて居住の場所を失った者

- イ 避難勧告の指示が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者
- ウ その他町長が受入を認めた者

(2) 開設時の留意点

- ア 非常事態により避難者が殺到し、混乱が予想されるため、速やかに体育館等の広い場所に誘導し、秩序の維持に努める。
- イ 避難者の受入れスペースを確保する場合、できる限り地区ごとに区分して配分する。  
また、配分するスペースは、わかりやすい表示方法により指定する。
- ウ 避難所生活の長期化が予測される場合は、生活環境の整備に努めるとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- エ 避難者に対し、あらかじめ自主的な運営となるよう呼びかける。
- オ あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を經由して厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館等の借上げ等により避難所を開設するものとする。
- カ 指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。なお、各種の支援措置が確実になされるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求める。

(3) 避難所責任者の指定

被災者の受入可能な避難所には、町職員を派遣するとともに、それぞれ避難所責任者を指定し、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、関連する諸事務を執る。

なお、避難所責任者には原則として次の者があたる。

- ア 学校長
- イ 町職員のうち町長が指名した者

(4) 開設時の手続き等

- ア 開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び受入人員
- ウ 開設期間の見込み
- エ 住民及び関係機関への周知・連絡

## 4 避難所の運営

(1) 避難所における町の措置

- ア 被災者の受入
- イ 被災者に対する給食、給水
- ウ 負傷者に対する医療救護
- エ 被災者に対する生活必需品の供給
- オ 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報入手する機器及び電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器の設置を図ること。）
- カ 被災者に対するメンタルケアの実施

キ その他被災状況に応じた救援

(2) 運営の留意点

- ア 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官を配置する。
- イ 自主防災組織、女性団体、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。また、教育施設が避難所となることから、教職員等の人的支援体制を確立しておく。
- ウ 避難所責任者は、協力者の役割分担を確立し、相互秩序の精神により秩序ある避難所生活を送ることができるよう管理する。
- エ 避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、町や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。
- オ 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、避難所の運営を行う。
- カ 改正災害対策基本法では、避難所に滞在する被災者及び避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、国が法改正を受けて策定する「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、避難所等における生活環境の整備に当たり平常時より必要な取組みを推進する。
- キ 町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

5 福祉避難所の開設・運営

福祉避難所を開設するときは、「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき開設・運営にあたる。

(1) 福祉避難所の開設

福祉避難所の開設が必要と判断された場合は、災害対策本部の指示により、小野町老人デイサービスセンターに拠点的な福祉避難所を開設する。

また、災害の種類や規模などに応じて順次、社会福祉施設等による福祉避難所（二次的福祉避難所）を開設する。

(2) 福祉避難所の運営体制の整備

要配慮者支援チームのリーダーは、運営担当者を派遣する。

また、専門的な人材・ボランティア等の応援派遣、物資・器材の提供を関係機関に迅速に要請する。

(3) 福祉避難所の運営

運営担当者は、要配慮者支援チームのリーダーの指示のもと、避難者名簿の作成・管理、食糧・飲料水の配給、必要な物資・福祉機器等の配給・管理等の運営にあたる。

(4) 福祉避難所における要配慮者の支援

避難者の健康状態、災害発生前に受けていた福祉サービス及び医療等について把握し、継続的に福祉サービス等が提供できるようきめ細かな対応に努める。

また、福祉避難所での避難生活が困難な避難者については、緊急入院や緊急ショートステイ等により適切に対応する。

## 6 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

### (1) 設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

ア 畳、マット、カーペット	カ 仮設トイレ
イ 間仕切り用パーティション	キ テレビ・ラジオ
ウ 冷暖房機器	ク インターネット情報端末
エ 洗濯機・乾燥機	ケ 簡易台所、調理用品
オ 仮設風呂・シャワー	コ その他必要な設備・備品

### (2) 環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りに努める。

## 7 要配慮者対策

### (1) 情報伝達体制

#### ア 社会福祉施設対策

管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、入所者に対し、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

#### イ 在宅者対策

町は、直接、電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、地域住民、自主防災組織の協力を得て、要配慮者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

#### ウ 病院入院患者等対策

病院等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、患者に対し、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

#### エ 外国人に対する対策

町は、ラジオ、テレビ等のマスメディアを通じ多言語での避難等の情報伝達に努

めるものとする。

## (2) 避難及び避難誘導

### ア 社会福祉施設対策

管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難場所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導にあたっては、入所者の実態に則した避難用器具等を用いる。

### イ 在宅者対策

町は、地域住民、消防機関及び自主防災組織の協力を得て、避難場所に誘導する。誘導にあたっては、要配慮者の実態に則した避難用器具等を用いる。

### ウ 病院入院患者等対策

病院等施設管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

また、必要に応じて、他の病院等から応援を得て患者を誘導する。

誘導にあたっては、患者の実態に則した避難用器具等を用い、避難場所としては、医療・救護設備が使用可能な病院等とする。

### エ 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

## (3) 避難場所における配慮等

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。なお、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。

さらに町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する災害時要援護者に対して、保健師等による巡回相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルスクエアを行うものとする。

## 8 広域的な避難対策

### (1) 当町が被災した場合の役割

当町における、広域避難の際、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。また開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

### (2) 当町が広域避難を受け入れる場合の役割

広域避難を受け入れる場合、町は、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

### (3) 県の役割

県は、大規模災害により被災市町村が市町村域を超えた広域避難を行うため受入先確保の要請があった場合、被災市町村からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受入が可能な市町村を調査、選定し、被災市町村と受入先市町村との調整を行う。

県は、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整スキームを整備するとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達などを支援する。また、県は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、関係団体と十分に連携して、受入元と受入先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施にあたる。

## 第4節 警戒区域の設定

### 1 警戒区域の設定権者

- (1) 町長…災害対策基本法第63条
- (2) 警察官…災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条
- (3) 消防吏員又は消防団員…消防法第36条において準用する同法第28条
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官…災害対策基本法第63条
- (5) 知事…災害対策基本法第73条

### 2 警戒区域設定の内容

本部長は、災害が発生し、または発生しようとしている場合は、生命又は身体を保護するために警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、禁止し、または退去を命ずることができる。

警戒区域の設定については、田村警察署、消防組合及びその他の防災関係機関と連絡調整を図るものとし、設定後は、警戒線ロープを施すなど警戒区域である旨の表示を行い、避難等に支障のないよう措置するものとする。

本部長若しくは委任を受けた職員が現場不在の場合、又はこれらの者から要請があった場合、若しくは緊急を要する場合には、警察官等は本部長の任務を代行して措置できるものとする。この措置を行った者は、直ちに本部長に報告するものとする。

### 3 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

# 第7章 交通・社会秩序の維持

## 第1節 交通秩序維持対策

### 1 交通規制対策

町は、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要あるときは田村警察署と協議の上、次により適切な措置を行う。

- (1) 大規模な災害が発生した直後、主要交差点、高速道路インターチェンジ等に必要に応じて検問所を設ける。
- (2) 避難道路及び緊急物資輸送路については、所要の人員を配置し、車両の通行を禁止し、または制限する。
- (3) 道路の混乱、損壊、火災発生等の事態により緊急の必要がある場合は、車両の通行を禁止し、または制限する。
- (4) 報道機関の協力及び看板設置等の方法により、交通規制の内容の周知徹底を図る。
- (5) 信号機等が破損した場合は、警察官等の指示により適切に対処する。
- (6) 国、県等が指定する緊急車両等については、優先的に通行を許可する。
- (7) 町保有の自動車で災害応急対策に使用する自動車は、緊急通行車両として事前に確認申請を行い事前届出済証の交付を受けるとともに、交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示し、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。

### 2 交通情報の収集

- (1) 本部長は、田村警察署、道路管理者及び関係行政機関との連絡を密にするとともに、職員を派遣して、以下の事項について交通情報の収集を行う。

- ア 主要道路、橋梁の被害状況及び復旧の見通し
- イ 道路交通規制の実施状況
- ウ 鉄道、駅等の被害状況及び復旧の見通し
- エ その他の交通関連情報

- (2) 田村警察署

災害が発生した場合、または災害がまさに発生しようとしている場合において、道路管理者等と連携し、道路の破損状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進するものとする。

また、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

### 3 交通規制時の車両運転者の義務

(1) 通行規制等の措置が行われたときは、車両運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急車両等の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(2) 上記にかかわらず、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、または駐車しなければならない。

#### 4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

(1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、移動等の措置をとるよう命ずることができる。

(2) 前記による措置を命ぜられた者が、当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(3) 前記を警察官がその場にいない場合に限って災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、または自ら当該措置をとることができる。

## 第2節 社会秩序維持対策

### 1 警察の対応体制

田村警察署は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地区の防犯協会をはじめとする自主防災組織等と連携して、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

### 2 物価等上昇抑止対策

町は、災害により生活必需品等の物品が不足することによる物価の上昇について、常に消費生活モニター等の住民と連絡をとり、社会通念上正当な商品売買を行えるよう監視する。

# 第8章 応急医療・救護体制

## 第1節 医療・助産救護活動

### 1 医療機関の被害状況等の収集、把握

町は、医療救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を住民にいち早く提供するため、医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握する。

県中保健福祉事務所は、町及び(一社)田村医師会等と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を一元的に収集し、県(保健福祉部)に速やかに報告する。この場合において、医療機関は広域災害救急医療情報システムやFAX等により報告を行うこととし、公衆回線が不通となり県中保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、第3章第2節及び第3節により報告を行う。

県は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況を、町などの関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて県民に情報提供する。

### 2 町の活動

(1) 町は、(一社)田村医師会等の協力を得て医療救護班を編成し、次の業務の救護活動を行う。

- ア 診療(死体検案・身元確認を含む。)
- イ 応急措置その他の治療及び施術
- ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
- エ 薬剤又は治療材料の支給
- オ 医療施設への搬送要否(主に重症患者)の決定
- カ 看護
- キ その他医療救護に必要な措置

(2) 町は、災害救助法が適用された後に、医療・助産救護の必要があると認めるとき又は災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県に対し協力を要請する。

(3) 医療救護班による救護活動は、原則として救護所において行うものとするが、医療救護班を出動させる時間的余裕がない等やむを得ない事情があるときは、病院又は診療所等において実施することとする。

- ア 避難所(福祉避難所においては、継続的な医療ケアを必要とする要配慮者の避難が想定されることから、迅速適切な医療救護活動が行われるよう特に配慮する。)
- イ 災害現場
- ウ 医療機関

### 3 県及びその他の機関の活動

(1) 県（保健福祉部）

県は、町から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めたときは、基幹災害拠点病院の県立医科大学附属病院や県立病院等の医師等による災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を派遣するとともに、必要に応じ関係機関に協力を要請する。

ア 避難所等への救護所の設置

イ 医療救護班の派遣と関係機関への協力要請

ウ 医療救護班の業務内容

(ア) 診療（死体検案を含む。）

(イ) 応急処置、その他の治療及び施術

(ウ) 分娩の介助及び分娩の前後の処置

(エ) 薬剤又は治療材料の支給

(オ) 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定

(カ) 看護

(キ) その他医療（助産）救護に必要な措置

(2) 日本赤十字社福島県支部

ア 日本赤十字社福島県支部は、県の要請に基づき医療救護班を派遣して救護活動を行うものとする。

なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護班を派遣して、被災地の医療機能が回復、若しくは町による系統的な救助救出活動が開始されるまでの間において、独自の活動として、積極的な救護活動を行うことができるものとする。

イ 医療救護班の業務内容は、「災害救助法により県が行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約書」の定めるところによる。

ウ 近隣各支部からの応援医療救護班の業務等については、福島県支部と同様の扱いとする。

(3) （一社）田村医師会・（一社）田村歯科医師会・（公社）福島県看護協会・（一社）福島県助産師会・（公社）福島県診療放射線技師会

ア 町からの協力要請があり、その必要性を認めたときは、救護活動を行う。

イ 医療救護班の業務内容は、町の活動と同様とする。

(4) （一社）田村薬剤師会

町及び（一社）田村医師会等から協力要請があった場合は、各支部薬剤師会に要請し、救護活動に必要な医薬品等の確保と応援医薬品の荷分け、また、救護所において医薬品の管理と調剤を行う。

4 傷病者の搬送

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、医療救護及び助産救護の介助を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

- ア 町及び関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。
- イ 重傷者等の場合は、必要に応じて自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

- ア 重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防組合で実施する。ただし、消防組合の救急車両が確保できない場合は、町及び医療救護班並びに医療機関等で確保した車両により搬送する。
- イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送においては、県消防防災ヘリコプターにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターにより実施する。
- ウ 傷病者搬送の要請を受けた町及び関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路等様々な状況を踏まえ、受入先医療機関を確認の上搬送する。

5 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、町は、県（保健福祉部）と協力し、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

6 広域的救護活動の調整

町は、災害発生時における医療救護活動が医師等の不足、医薬品等の不足により円滑に実施できない場合は、県内他地域又は県外からの応援活動を要請する等広域的な調整を図るものとする。

## 第2節 医療資機材等の調達

1 医療資機材の調達

町は、あらかじめ医療品・衛生材料等調達業者を把握するとともに、応急に医療資機材の調達の必要が生じた場合は、早急に調達要請を行う。

2 医薬品の確保

町は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行う。

また、あらかじめ医薬品等調達業者を把握しておく。

## 第9章 飲料水・食料等供給対策

### 第1節 給水対策

#### 1 飲料水供給の概要

町は、県及び国の協力を得ながら被災者に対して、概ね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

#### 2 飲料水の応急給水対策

##### (1) 町の事前対策

ア 給水タンクを年次的に配備する。

イ 非常災害用浄水装置の導入について検討する。

#### 3 給水方法

ア 町は、応急給水を実施する。

イ 町は、町が確保した飲料水ほか非常用飲料水貯水槽、プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

災害地における給水の方法は、原則として避難所、避難場所に臨時の給水装置を設置し給水を行う。

また、臨時給水所が設置できない場合は、給水車により応援を求め給水を行うとともに、通水した配水管上の消火栓等に設置された仮設給水栓による給水を行う。

エ 復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

#### 4 緊急応援要請

水道法第40条の規定に基づき、緊急に飲料水を必要と認める場合は、期間、水量及び方法を定めて知事に要請する。

### 第2節 食料供給対策

1 町は、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者に供給する。

供給すべき食料が不足し、調達の必要がある場合には、県に対し、調達の要請を行う。

#### 2 供給対策

##### (1) 町の対策

町は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食料と併せて被災者等に供給する。

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、高齢者や病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保についても配慮するものとする。

- ア 町内の米穀卸売業者及び小売業者に対し、保有精米の提供を依頼する。
- イ 東北農政局福島地域センター郡山庁舎に対し、食料の提供を要請する。
- ウ 防災関係機関の協力により、炊き出し及び調理を実施し、被災者に供給する。学校等の給食設備を活用するとともに、自衛隊の要請も含めて実施する。
- エ 臨時救援物資配給所を設置し、協力団体等と連携して配給を行う。
- オ その他町の緊急調達体制により食料を確保し、供給する。

## (2) 食料供給対象者

- ア 避難所に受入された者であること。
- イ 住家に被害が生じ、炊事等のできない者であること。
- ウ 被害を受け一時縁故先等に避難する者であること。

## 第3節 生活必需品供給対策

### 1 供給方法

町は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需品等を斡旋又は調達し供給する。供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、県に対し、調達の要請を行う。

### 2 供給対策

- (1) 町内の卸売業者及び小売業者に対し、物資の提供を依頼する。
- (2) 臨時救援物資配給所を設置し、協力団体等と連携して配給を行う。
- (3) その他町の緊急調達体制により確保し、供給する。

### 3 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

- (1) 被服や寝具及び身の回り品  
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- (2) 日用品  
石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
- (3) 炊事用具及び食器  
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- (4) 光熱材料  
マッチ、プロパンガス等

#### 4 義援物資の受入れ

- (1) 町は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望する物資等を把握し、その内容及び送付先を町災害対策本部並びに報道機関を通じて公表するものとする。
- (2) 被災地の需給状況を把握し、その内容を逐次改定するよう努める。
- (3) 阪神・淡路大震災、新潟県中越大震災及び東日本大震災の教訓に鑑みて、原則的に個人からの義援物資については、受入れないものとする。

# 第 10 章 緊急輸送対策

## 第 1 節 輸送体制の整備

### 1 緊急輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む。）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水供給のための輸送
- (5) 救済用物資運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送
- (8) その他特に応急対策上必要と認められる輸送

### 2 緊急輸送活動の対象

#### (1) 第 1 段階

- ア 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

#### (2) 第 2 段階

- 第 1 段階に加え、
- ア 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

#### (3) 第 3 段階

- 第 2 段階に加え、
- ア 災害復旧に必要な人員、物資
- イ 生活必需品等

### 3 輸送上の配慮事項

- (1) 人命の安全確保
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

#### 4 輸送手段の確保

- (1) 町は、町有車両を全て確保し、輸送等の用に供する。
- (2) 輸送関係機関に対し、車両の調達、斡旋等の要請を行う。
- (3) 陸上自衛隊に対する応援要請を行う。
- (4) 県に対する応援要請を行う。

## 第2節 緊急輸送路等の確保

### 1 緊急輸送路の確保

道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送路等の指定により指定された路線から順次開通作業を実施し、交通の確保を図る。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

### 2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

## 第3節 輸送拠点

調達した物資等や他市町村からの救援物資を受入れ、保管、仕分け、さらに被災地へ搬送するための大規模物流施設として、輸送拠点を設置する。

# 第 11 章 清掃・防疫等活動

## 第 1 節 清掃及びし尿処理

### 1 ごみ処理

#### (1) ごみ排出量の推定

災害廃棄物としては、水害等による被災家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損窓ガラス等が考えられる。

町は、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。なお、ごみの排出量の推定には、全壊家屋一戸あたり 5 t、半壊家屋一戸あたり 2 t、落下物一件あたり 1 t を目安とする。

#### (2) 収集体制の確保

町は、被災等における環境保全の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市村等からの人員及び機材の応援を求める。

このため、町は、あらかじめ民間の清掃関連業者に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

なお、清掃・収集体制については、町民生活課長を責任者とし、上記体制を含めた組織を地区ごとに設置するものとする。

#### (3) 処理対策

ア 生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう体制の確立を図る。

イ 災害物として排出される廃棄物については、粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は必要に応じて環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

ウ 罹災家屋からの廃棄物及び焼失家屋の焼け残り等については、原則として排出者自らが、町の指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、町が収集処理を行う。

エ 町は、避難場所及び避難所等を除く公共の広場等に、これら廃棄物等の仮置場を設置する。

オ 仮置場等の廃棄物の運搬については、町有車及び清掃関連業者の運搬車両により行い、仮置場において可燃物、不燃物に分別し、田村広域行政組合の処理場へ搬入する。

カ 産業廃棄物の収集・運搬については、(一社)福島県産業廃棄物協会の協力のもと行うこととし、大きなものは解体し、産業廃棄物処理許可業者に収集を依頼し、産

業廃棄物処理施設で処分する。

キ 町と業者との役割分担については、原則として町は、災害廃棄物の暫定積置き場所を管理し、業者は、各地区からの廃棄物を収集・運搬する。

## 2 し尿処理

### (1) し尿排出量の推定

倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるため、一時的には、処理量が増加すると考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対応できるよう予備貯留槽等を設けておくことが望ましい。

し尿排出量は1人1月分として42リットルあるものとする。なお、この被災世帯の処理量のほかに、焼失家屋便槽のし尿が加わるものと考えられる。

### (2) 収集体制の確保

町の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理を崩さないよう努力し、場合によっては近隣市村の処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずることとする。

また、防疫上、不要となった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

このため、町は、あらかじめ民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市村間の応援体制を整えておくものとする。

### (3) 処理対策

ア 避難所から排出されたし尿の収集及び仮設トイレの回収を優先的に行うものとする。

なお、水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の生活環境及び公衆衛生の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

イ 水洗トイレを使用している世帯にあつては、洗浄水の断水に対処するため、平常時から水の汲み置き等を指導することとする。また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けるか、リース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。

ウ し尿の運搬については、委託業者の運搬車両により行い田村地方衛生処理センターへ搬入する。

#### (4) 経費の負担

個人家屋にかかる経費は、当該所有者の負担によるが、避難所、仮設トイレ等災害により公的に設置した施設の処理に係る経費は、町が負担する。

## 第2節 障害物の除去

### 1 住宅障害物の除去

町は、住宅の障害物除去に必要な資機材の調達方法を定めるとともに、災害の発生により除去作業を行う場合は、消防団その他防災関係機関、一般住民の協力を得て実施する。

#### (1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町がその障害物の除去を行うものとする。

(ア) 地域住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 町が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市村又は県に派遣（応援）要請を行うものとする。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業協会等からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

#### (2) 災害救助法を適用した場合の除去

##### ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土砂、立木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

##### イ 実施責任者

知事が実施するものとし、町長は補助執行者となる。

##### ウ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

##### エ 除去戸数

半壊、床上浸水家屋とする。

##### オ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

##### カ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

### 2 道路、河川等障害物の除去

町は、防災関係機関等の協力を得て、道路上の土砂、立木等及び河川等に障害となっている浮遊物等を除去して、交通路及び河川機能を確保する。

(1) 道路障害物

ア 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。

イ 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

(2) 河川障害物

ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。

イ 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。

ウ 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法第29条の規定による緊急措置を行うものとする。

3 除去した障害物の搬出先及び集積場所

災害発生付近の空き地等、その時の状況に応じ定める。

なお、町においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図っておくものとする。

ア 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定するものとする。

イ 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

4 機械器具の調達方法

町は、公用機械器具等の有効な活用を図るとともに、災害の状況に応じて建設業協会を主として、防災関係機関との連携を密にし、必要な機械器具及びオペレーター等を調達する。

## 第3節 防疫及び保健衛生計画

1 防疫活動（町の業務）

(1) 防疫組織

ア 町は、必要に応じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織等を設け、町内の防疫対策の企画、推進にあたる。

なお、組織化に関する要綱等については、別に定める。

(2) 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット等により、あるいは衛生組織その他関連団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報を強化

する。その際特に社会不安の防止に留意する。

(3) 清掃の方法

ア 知事の指示に基づき、道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

イ 収集したごみ、汚泥その他汚物は、焼却埋没等により衛生的に適切な処分をする。この場合の取扱については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定める基準によること。

ウ し尿の処理については、できる限り、浄化槽を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

(4) 消毒方法

ア 知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持ち量を確認の上、不足分を入手し、所要の場所に配置する。

(5) そ族昆虫等の駆除

ア 知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持ち量を確認の上、不足分を入手し、所要の場所に配置する。

(6) 家庭用水の供給

ア 知事の指示に基づき、速やかに家庭用水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 家庭用水の供給方法は、容器による搬送、濾水器による濾過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 家庭用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 臨時の予防接種

予防接種法第6条の規定による知事の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保等迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

(8) 患者等に対する措置

感染症患者及び病原体保有者が発生したときは、速やかに近隣市村への隔離収容の措置をとることとする。

(9) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設定が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、伝染病発生の原因となることが多いので、逐次防疫活動を実施する。この際施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

(10) 報告

ア 被害状況の報告

防災関係機関等の緊密なる協力を得て、患者発生の有無、そ族昆虫類駆除の地

域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに管轄県中保健福祉事務所長を經由して知事あて報告する。

イ 災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告を毎日知事へ報告する。

## 2 食品衛生監視

県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視班を災害地に派遣し、次の活動を行う。

- (1) 炊き出し等の食品による食中毒防止に関する指導助言
- (2) 飲料水の安全確保に関する指導助言
- (3) その他の食品に起因する危害発生の防止

## 3 栄養指導活動内容

### (1) 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導

町が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

### (2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

### (3) 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

### (4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

## 4 保健指導

町の保健師等は県(保健福祉部)と連携し、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

## 5 精神保健活動

### (1) 精神科医療体制の確保

県は、災害の状況に応じ、被災地に精神科救護所を設置し、精神科医療チームを派遣して精神科診療体制を確保する。

### (2) 被災者のメンタルヘルスケア

町は、県と協力し、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、必要に応じ精神科医療チームに避難所等を巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

(3) 精神科入院病床及び搬送体制の確保

町は、県と協力し、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神病床及び搬送体制を確保する。

6 動物（ペット）救護対策

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国（環境省）、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

## 第4節 行方不明者の捜索及び遺体收容処理・埋葬計画

1 全般的な事項

(1) 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、收容所の設置場所の確保、開設、警察及び報道機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない死者についての火葬と段階ごとの的確かつ速やかに対応する必要がある。

(2) 広域的な遺体処理体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努めることが必要である。

2 行方不明者の捜索

(1) 捜索活動

町は、県、県警察本部、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索を実施する。

町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、安否確認についての情報の一元化に努める。

(2) 災害救助法適用の場合の捜索活動

救助実施者が行方不明者の捜索を実施するにあたっては、捜索に要する役務、機械、器具等について現物により支給するものとする。

### 3 遺体の収容

#### (1) 遺体の搬送

警察官による検視及び医療救護班による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上遺体収容所に搬送し収容する。この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮する。

#### (2) 遺体収容所の設営及び遺体の収容

##### ア 遺体収容所（安置所）の開設

町は、災害の地域程度に応じ、遺体の収容所を開設し遺体を収容する。

原則的には、被害を受けない葬儀場、寺院、広場等を指定する。

イ 前記収容所に既存建物がない場合は、テント等を設置し、必要器具を確保する。

ウ 収容にあたっては、収容した遺体及び遺留品等について、記録等管理する。

#### (3) 災害救助法を適用した場合の遺体処理

##### ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

### 4 遺体の火葬・埋葬

#### (1) 遺体の火葬実施基準

身元が判明しない死者の火葬・埋葬は、町が実施するものとする。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬・埋葬にあたっては、町は火葬・埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

##### ア 遺体の火葬

a 遺体収容所から火葬場に移送する。

b 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡すものとする。

##### イ 火葬場の調整

a 町は、火葬場が被災した場合又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣市町村等との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。

b 町は、火葬許可にあたっては、近隣火葬場の能力、遺体の搬送距離等を考慮し、火葬場を指示する。

#### (2) 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬

ア 火葬・埋葬は原則として町内で実施する。

イ 遺体が発見された場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族等又は法適用地の市町村等に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合、町は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）するものとする。

ウ 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から流れてきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録しておくものとする。

# 第 12 章 生活救護対策

## 第 1 節 応急仮設住宅の建設

### 1 実施機関等

- (1) 計画の樹立と実施は、町長が行うものとする。
- (2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行うが知事の職権の一部を委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町が行うものとする。
- (3) 町は、平常時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握し、早期に着工できるよう建設業者等への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。
- (4) 町は、県と協力し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にあたり、資材の調達及び要員の確保について、(一社)プレハブ建築協会へは、建設業組合等との協定に基づき協力を要請する。

### 2 応急仮設住宅の建設予定場所

応急仮設住宅の建設地は、状況に応じて、町長がその都度定めるものとする。なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れる。

#### (1) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に 10 戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

#### (2) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

### 3 入居対象者

- (1) 住居が全壊、全焼又は流失した者
- (2) 居住する住宅がない者又は避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居住できない者
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、上記については、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

#### 4 入居者の選定

入居者の選定については、県が町の協力を求めて行うものとする。ただし、県は状況に応じて町長に事務委託することができる。

#### 5 規模・構造及び費用

- (1) 標準規模は、1戸あたり29.7㎡（9坪）とする。
- (2) 設計にあたっては、高齢者及び身障者のための仕様についても配慮し、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の記章環境等も考慮した設計に努める。
- (3) 工事費は、県基準単価によるほか、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

#### 6 着工及び完成の時期

- (1) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。
- (2) 大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に県を通じ、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長できるものとする。
- (3) 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

#### 7 借上げ住宅等の提供

##### (1) 借上げ住宅の提供

県は、必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合や、長期間の避難が予想される場合等の事情がある場合は、公営住宅や(公社)福島県宅地建物取引業協会を通して民間賃貸住宅を提供することができる。なお入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のため地域単位での入居なども検討すること。

##### (2) 公営住宅等のあっせん

町は、県と協力し、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

#### 8 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

## 第2節 被災住宅の応急修理

### 1 実施機関等

- (1) 計画の樹立と実施は、町長が行うものとする。
- (2) 災害救助法を適用した場合の応急修理は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町が行うものとする。

### 2 実施方法等

#### (1) 応急修理対象者

- ア 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者であること。
- イ 自らの資力では応急修理ができない者であること。

#### (2) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理は、居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限とする。
- イ 費用は、県基準単価によるほか、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

#### (3) 修理の期間

原則として、災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

### 3 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

町は、建築物応急危険度判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

## 第3節 災害相談の実施

### 1 臨時災害相談所の開設

町は、県と協力し、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため必要ある場合は、相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。

町は、町庁舎をはじめとする公共機関に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に 응ずるとともに、苦情・要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解消に努めるものとする。

### 2 臨時災害相談所の規模

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して、町長が決定するものとする。

町長の決定によりその任に就く職員等は、相談員として常駐し、各種相談に応じ、当該事務を執る。

### 3 相談業務の内容

- (1) 生業資金の斡旋、融資に関する事。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅の斡旋に関する事。
- (3) 行方不明者の捜索に関する事。(被災者の安否の確認を含む。)
- (4) その他住民の生活に関する事。

### 4 防災機関等による災害相談

- (1) 田村警察署長は、町が開設した臨時相談所に署員を派遣し、警察関係の相談業務に応ずるものとする。
- (2) 町長は、必要に応じて電気・電話・ガス・水道その他防災関係機関に対し、町の臨時災害相談所への相談員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。

## 第4節 要配慮者に対する支援

### 1 要配慮者に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿ってニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため町は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。
- (2) 避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。
  - ア 避難所及び福祉避難所へ移動すること。
  - イ 社会福祉施設への緊急入所を行うこと。
  - ウ 居宅における生活が困難な場合にあつては、在宅保健福祉のニーズの把握に努めること。
- (3) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努めるものとする。
- (4) 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。

## 2 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災社会福祉施設等においては、避難誘導計画により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- (2) 被災していない社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。
- (3) 被災社会福祉施設等は、水・食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、町、県等に支援を要請する。
- (4) 町は、ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者等に要請する。
- (5) 町は、復旧までの間、水・食料品等の日常生活用品確保のための措置を講ずる。
- (6) 町は、ボランティアへの情報提供等を含め、マンパワーの確保に努めること。

## 3 障がい者及び高齢者にかかる対策

- (1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- (2) 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また報道機関との協力のもとに、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や使用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- (3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、紙おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じて、供給のための協力要請を行う等、当該物資の確保を図ること。
- (5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。

## 4 児童に係る対策

- (1) 避難所の責任等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町及び県に対し、通報がなされるような措置を講ずること。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- (3) 町は、県と協力し、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこと。  
また、県における母子福祉資金の貸付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行う等、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。
- (5) 町は、県と協力し、被災者に対し、掲示板、広報紙、報道機関の協力、パソコンネ

ットワークサービス等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給情報、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

## 5 外国人に係る対策

- (1) 町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。
- (2) 町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人登録原票等を活用した外国人の安否確認に努める。
- (3) 町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。また、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。
- (4) 町は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

# 第 13 章 文教対策

## 第 1 節 児童生徒等保護対策

### 1 学校等の対応

- (1) 校長等は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、園児及び障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。

また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

- (3) 初期消火、救護、搬出活動等の防災活動を行う。

### 2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等を集める。
- (2) 児童生徒との退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作る等十分配慮する。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法により確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

## 第 2 節 応急教育対策

### 1 応急教育の実施

町は、県の教育委員会と協力し、災害時において、学校教育の実施に万全を期すため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

### 2 被害状況の把握及び報告

各所属は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、教育委員会等に報告する。

### 3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 町は、県の教育委員会と協力し、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態につ

いて調査し実態を把握する。

- (2) 町は、県の教育委員会と協力し、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- (3) 町は、県の教育委員会と協力し、必要のある時に、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。
- (4) 町は、県の教育委員会と協力し、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

#### 4 教育施設の確保

- (1) 被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
- (2) 授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- (3) 校舎の修理が不可能な場合には、応急仮設校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。
- (4) 被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育館、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

この場合、県教育委員会と協議して、利用についての調整を図る。

- (5) 避難所として学校等施設を提供したため、長期間学校等が使用不可能な場合の対応についても検討する。

なお、避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたっていくものとする。

#### 5 教員の確保（臨時参集）

- (1) 教員は、原則として各所属学校等に参集するものとする。ただし、交通途絶等で所属校に参集不能な場合は、最寄りの学校等に参集する。
- (2) 各学校等においては、責任者（学校付近居住者等）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を把握する。
- (3) 学校等で掌握した参集教員の人数等については、教育委員会に報告する。
- (4) 災害により教職員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用する等の対策を講ずる。

災害の程度	応急教育実施の場所等	教育実施者の確保の措置 *町教育委員会と県教育委員会との連携により、次の措置を講ずる。
校舎の一部が使用不能の場合	a 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 b 二部授業を行うこと。	欠員者が少ない場合は、学校等内で調整すること。 郡内隣接校からの応援要員

災害の程度	応急教育実施の場所等	教育実施者の確保の措置 *町教育委員会と県教育委員会との連携により、次の措置を講ずる。
校舎の全部が被害を受けた場合	a 公民館等の公共施設を利用すること。 b 隣接校の校舎を利用すること。 c 神社、仏閣等を利用すること。 d 黒板、机、イス等の確保計画を策定すること。	の確保を考慮すること。 郡内隣接校の協力を求めること。 短期、臨時的には退職教員等の協力を求めること。 欠員が多数のため、上記の方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請すること。
特定の地域全体において相当大きな被害を受けた場合	a 校舎が避難所に充当されることも考慮すること。 b a の場合は隣接校又は公民館等公共施設の使用計画を策定すること。 c 応急仮校舎の設置を考慮すること。	長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合は、直ちに対処できるよう調査しておくとともに、その欠員状況に応じ、補充教員を発令するか、他県の協力を要請するかについて考慮すること。
町内全域において大きな被害を受けた場合	a 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること。	の協力を要請するかについて考慮すること。

## 6 応急教育計画の作成上留意すべき点

- (1) 学校長等は、被害の程度と教育の場所、教職員の状況等に応じて、臨時の学級編成、教育課程の編成、指導計画、教職員の担任計画等を作成する。
- (2) 休校の実施及び授業が不可能になる事態が予想される場合の勉学の方法等について指導する。
- (3) 授業が不可能となる期間が長期にわたる場合は、連絡の方法、組織の整備工夫を行う。
- (4) 町教育委員会は、あらかじめ災害を予想して、協力要請の体制を整え、その計画を別に樹立しておく。
- (5) 学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

## 7 学用品確保のための措置

- (1) 応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査する。
- (2) 調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合は、県に協力を要請し、必要な措置を講ずる。

## 8 保育料の減免

被災によって保育料の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、保育料の全部または一部を免除する等の特別措置を講ずる。

## 第3節 給食計画

### 1 給食対策

- (1) 他の給食施設、設備の活用について対策を講ずる。
- (2) 給食物資及び従事職員を確保する。
- (3) 近隣の給食実施校からの給食援助について要請する。
- (4) 主食食料の給食方法の転換について検討実施する。(パンから米飯、米飯からパン等)
- (5) 食中毒を予防する。
- (6) 要保護児童、生徒給食費補助金の追加申請等を実施する。

### 2 給食の一時中止措置

- (1) 大規模災害のため、一般の災害救助に、学校給食施設を使用するとき。
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、復旧が完了するまでの期間。
- (3) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。
- (4) 給食物資の供給が困難なとき。
- (5) その他給食の実施が事情により不可能なとき、または給食の実施が適当でないと認めるとき。

## 第4節 園児・児童・生徒の避難計画

災害から幼い人命を保護するため、町教育委員会は、それぞれの施設管理者に主旨の徹底を図り、避難訓練を行う等、万全の方策を講ずる。

また、災害発生時の避難の実施については、施設ごとの消防計画に定める行動計画により適切に実施する。

## 第5節 文化財等の応急対策

- 1 町教育委員会は、文化財等の所有者と協議して、保全の知識を有する者を搬出責任者に定め、搬出に万全を期すとともに、有事の際には迅速な保全対策に努めるものとする。

なお、美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

- 2 各文化財等について、防災診断及び保存状態の調査等を行い、予防及び応急対策の計画を立てて文化財等の保全に努める。

3 史跡等の応急対策については、施設の管理を中心として、その性質等によって災害時の応急措置ができるよう計画する。

町は、県の教育委員会と協力し、建築物が被災した場合には、被害状況報告を受けて以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- (1) 被害が小さいときは、地元と連絡をとりあって応急修理を行う。
- (2) 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設ける。
- (3) 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。

# 第 14 章 ライフラインの応急対策

## 第 1 節 上水道施設応急対策

### 1 水道施設の整備

- (1) 町は、基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水システムのブロック化により、風水害等による被害の軽減を図るものとする。
- (2) 町は、施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備についても、風水害等に対する安全性の確保を図るものとする。
- (3) 町は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、備蓄の状況を整理しておくものとする。

### 2 被害状況調査及び復旧計画の策定

町は、発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

### 3 相互応援

町は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員確保のため、隣接水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する協定を締結する等、相互応援体制の整備を図るものとする。

隣接水道事業者等、県等の他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

### 4 的確な情報伝達・広報活動

町は、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時すみやかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行うものとする。

## 第 2 節 電力施設等応急対策

### 1 災害対策組織の設置

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織を設置する。

## 2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員体制を定めて対応するものとする。
- (2) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予測され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係との協定等に基づき、要員の応援を要請するものとする。

## 3 応急復旧用資機材の確保等

- (1) 対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。
  - ア 現地調達
  - イ 対策組織相互の流用
  - ウ 納入メーカーからの購入
  - エ 他電力会社からの融通
- (2) 輸送  
あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプターその他実施可能な運搬手段により行うものとする。
- (3) 復旧資材置場及び仮設用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てるものとする。

## 4 災害時における広報

停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧見通しについての広報を行うものとする。また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行う。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに「東北電力ネットワーク(株)郡山電力センター」に通報すること。
- (3) 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。
- (4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- (5) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) その他事故防止のための留意すべき事項。

## 5 被害状況の把握

- (1) 一般情報
  - ア 気象、地象情報
  - イ 一般被害情報
  - ウ 対外対応状況
  - エ その他災害に関する情報
- (2) 被害情報
  - ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況

- イ 停電による主な影響
- ウ 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項
- エ 従業員被災状況
- オ その他災害に関する情報

#### 6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等からの要請があった場合には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

#### 7 復旧計画等

(1) 対策組織は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位機関災害対策組織に速やかに報告するものとする。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧要員の配置状況
- ウ 復旧資材の調達
- エ 復旧作業の日程
- オ 仮復旧作業の完了見込み
- カ その他必要な対策

(2) 上位機関災害対策組織は、上記の報告に基づき、下位機関災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行う。

(3) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定められた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、被害状況、復旧の難易度等を考慮して、供給上復旧効果の大きいものから復旧を行うものとする。

### 第3節 電話施設応急対策

#### 1 電話通信の確保

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地災害対策本部を設営し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

(2) 情報連絡体制

情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

#### 2 電話通信の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

- ア 電源の確保
- イ 非常用対策機器の発動準備

- ウ 建築物の防災設備の点検
- エ 工事用車両、工具等の点検
- オ 保有する資材、物資の点検
- カ 所内、所外施設の巡回点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、優先通話の確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 非常用公衆電話の設置
- オ 臨時電報、電話受付所の開設
- カ 回線の応急復旧

(3) 応急復旧対策

復旧順位	復 旧 す る 電 気 通 信 設 備
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 気象機関に設置されるもの</li> <li>b 水防機関に設置されるもの</li> <li>c 消防機関に設置されるもの</li> <li>d 災害救助機関に設置されるもの</li> <li>e 警察機関に設置されるもの</li> <li>f 防衛機関に設置されるもの</li> <li>g 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</li> <li>h 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</li> <li>i 電力の供給に直接関係のある機関に設置されるもの</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>a ガスの供給に直接関係のある機関に設置されるもの</li> <li>b 水道の供給に直接関係のある機関に設置されるもの</li> <li>c 選挙管理機関に設置されるもの</li> <li>d 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの</li> <li>e 金融機関に設置されるもの</li> <li>f 地方公共団体の機関に設置されるもの</li> </ul>
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

## 第3部 災害復旧計画

### 第1章 町民生活のための緊急措置

#### 第1節 罹災証明の発行

##### 1 基本方針

被災者の各種支援措置を実施するためには、罹災証明書及び被災証明書（以下「罹災証明書等」という。）が必要となるため、災害発生後早期に罹災証明書等の交付体制を確立するものとする。

町は、あらかじめ被害認定及び罹災証明等交付の担当部署を明確にするとともに、迅速かつ適正に事務処理を行うことができるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

##### 2 担当部署

- (1) 建物の被害認定 税務課
- (2) 罹災証明書等の交付 町民生活課

##### 3 発行手続き

- (1) 被災者の申請により、職員が視察するか又は申請者の立証資料等により発行する。
- (2) 所定の証明書様式により発行する。

##### 4 証明書の種類

- (1) 罹災証明書  
住家、非住家、事業所等の建物被害を受けた者に対する証明書。
- (2) 被災証明書  
車や構造物など罹災証明書の対象となる物以外の物で被害を受けた者に対する証明書。

##### 5 証明手数料

無料とする。

#### 第2節 租税の徴収猶予及び減免等

罹災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税者」という。）に対し、地方税法又は町条例により、町税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時適切な措置を講ずるものとする。

### 第3節 義援金品の受納・配分

#### 1 義援金品の受入れ

- (1) あらゆる方面からの義援金については、その受入れを一元化するため、出納室内に事務窓口を置く。
- (2) 義援品の取扱については、救援物資と同様の取扱とし、輸送拠点へ集合させ、必要な被災者及び避難所に配分する。

#### 2 義援金の配分

町災害対策本部は、罹災者等に配分するにあたり、地区ごとに調査した給付対象世帯数に基づき、基準給付金額、段階的給付、給付に関する公示、給付場所等の計画を立てる。

町に寄託された義援金は、町長が定める義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保するものとする。

#### 3 義援品の配分

災害対策本部は、被災地区・人員及び世帯数、被害状況等を勘案して、世帯及び人員を単位として計画することとし、各避難所等に配分する。

また、必要に応じ、町内要所に災害救援物資配給所を設置し、ボランティア等の協力を得ながら、直接被災者に配給するものとする。

なお、災害現場において被災者とともに生活を営むボランティア等に対しても、食料及び生活必需品等を配給する。

### 第4節 災害弔慰金等の支給

#### 1 災害弔慰金

##### (1) 趣旨

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令に該当する場合に、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

##### (2) 支給額

災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者は250万円とする。

#### 2 災害障害見舞金

##### (1) 趣旨

町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定

したときを含む。)に災害弔慰金の支給等に関する法律に該当する程度の障害があるときは、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、当該住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

(2) 支給額

障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を維持していた場合250万円、その他の場合は125万円とする。

3 小野町災害見舞金

(1) 趣旨

小野町災害見舞金の支給に関する要綱に基づき、本町の区域内において発生した自然災害によって住み慣れた住家に被害を受けた世帯に対し、災害見舞金を支給し、もって被災者の経済的負担の軽減を資することを目的とする。

(2) 支給額

住家罹災程度	支給額
全壊	10万円
大規模半壊又は半壊	5万円
一部損壊(準半壊(損害割合10%以上))又は準半壊に至らない床上浸水	3万円
一部損壊(損害割合10%未満。準半壊に至らない床上浸水を除く。)	1万円

備考 住家罹災程度の認定は、住家の被害認定調査に基づくものとする。

## 第5節 公営住宅の一時使用

1 実施機関等

公営住宅及び特定公共賃貸住宅(以下、「公営住宅等」という。)の一時使用に関する計画の立案と実施は、町長が行うものとする。

町は、県(土木部)と協力し、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努めるものとする。

一時使用は、地方自治法第238条の4第4項による目的外使用許可により行う。

2 実施方法等

(1) 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住宅がない者であること。

- ウ 生活保護法の被保護者もしくは要保護者。
  - エ 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。
  - オ これらに準ずる者であること。
- (2) 一時使用対象者の選定
- ア 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する地方公共団体の長が行うものとする。
  - イ 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。
- (3) 一時使用の条件
- 一時使用の条件は、原則として住宅を所管する地方公共団体が次の事項に留意し定めるものとする。ただし、町内に町営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、それぞれを所管する地方公共団体が協議の上、統一の条件を定めるものとする。
- ア 一時使用の期間
  - イ 家賃及び敷金の負担者
  - ウ 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
  - エ 退去時の修繕義務
- その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに町の関連条例を準用する。
- (4) 一時使用させる住宅の戸数
- ア 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。
  - イ 前項の依頼を受けた場合、町は自らの公営住宅等に、県（土木部）は、被災地内又はその周辺市町村内の県営の公営住宅等に、被災者を受入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。
- (5) 正式入居の措置
- 一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第 22 条、同施行令第 5 条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 26 条第 3 項に基づく特定入居として正式入居とする。

## 第 6 節 各種資金融資等計画

### 1 農林水産業関係

町は、県（農林水産部）に対し、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金を無利子又は低利融資対策を要請する。

### 2 商工関係（中小企業への融資）

町は、県（商工労働部）に対し、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資対策を要請する。

### 3 住宅関係（住宅金融支援機構による災害復興住宅資金）

町は、県を通じ住宅金融支援機構に対し、天災により住宅に被害を受けた地域住民への、災害復興住宅の建設資金・購入資金又は補修資金の融資を要請する。

### 4 福祉関係

#### (1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

町社会福祉協議会は、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な資金を融資するものとする。

#### (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

## 第7節 職業の斡旋

### 1 職業斡旋計画

公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行うものとする。

#### (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

#### (2) 災害により、公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

#### (3) 職業訓練受講指示、職業転換給付金制度の活用等

災害救助法が適用され、町長から労務需用があった場合の労働者の斡旋

### 2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

#### (1) 公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出向くことのできない受給資格者に対して、証明書により事後に認定を行い、失業給付を行う。

#### (2) 被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受け取ることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

## 第8節 被災者生活再建支援法に基づく支援

### 1 制度の趣旨

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号[改正 平成19年11月16日法律第114号])」(以下「支援法」という。)に基づき支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものとする。

## 2 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害(支援法第2条第1号)で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害(施行令第1条第1号)
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害(施行令第1条第2号)
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害(施行令第1条第3号)
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊した市町村(人口10万未満に限る。)で上記(1)~(3)に隣接する町村における自然災害(施行令第1条第3号)

## 3 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

## 4 支援法の適用手続き

### (1) 町の被害状況報告

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告するものとする。

### (2) 県の被害状況報告及び公示

知事は、町長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官(防災担当)及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

## 5 支援金限度額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

【住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）】

住宅の被害程度	全壊 3(1)に該当	解体 3(2)に該当	長期避難 3(3)に該当	大規模半壊 3(4)に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

【住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

6 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

(2) 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

- ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- イ 世帯の前年の総所得金額が確認できる証明書類
- ウ 要援護世帯であることが確認できる書類
- エ 罹災証明書類

(3) 支給申請書等の送付

町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとする。

県は、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援基金に送付するものとする。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を交付する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ

支援金の支給方法は、概算支給と精算支給がある。

7 被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行

災害が発生し、救助が必要であると認められる被災者がいるときは、公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、町において共有・活用する。被災

者から罹災証明書を求められたときは、被災者台帳に基づき、罹災証明書を発行するものとする。

罹災証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしており、町は、罹災証明書を遅滞なく交付するするため、住家被害の調査に従事する職員の育成や県や他市町村との連携確保など、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努めるものとする。

また、災害対策基本法の改正により、このような被災者台帳の作成に必要な範囲で個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理し、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定を整備する。

## 8 被災者台帳の作成

町は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。

### (1) 被災者台帳に記載する内容

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他市町村が定める種類の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 電話番号その他の連絡先
- ケ 世帯の構成
- コ 罹災証明書の交付の状況
- サ 台帳情報を市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- シ 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ス 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- セ 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

### (2) 台帳情報の利用及び提供

#### ア 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- (ア) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供に関し必要事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

(ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲

(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的

(オ) 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

## 第2章 災害救助法の適用

### 第1節 災害救助法の適用

#### 1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であつて災害復旧対策、生活困窮者に対する生活保護法による保護とは性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県知事が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 救助の実施を町長に委任した方がより迅速に災害に対処できると判断されるような場合には、県知事は、事前に救助に関する職権の一部を町長に委任することができる。
- (5) 災害救助の実施機関である県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助事務が遂行できるよう、次のような広範囲の強制権が与えられている。
  - ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）
  - イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）
  - ウ 特定の施設を管理し、土地・家屋・物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、または物資を収容する権限（保管命令等）なお、アまたはイの命令により、救助業務に従事し、または協力する者が、そのために負傷し、疾病し、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。  
また、ウの保管命令等により通常すべき損失は、同法第9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

#### 2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が町長の要請に基づき、町の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施にあたって、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立つて行うものとし、第一線機関である町において、あらかじめ建築関係技術者等の専門家の判断も必要である。

## 第2節 災害救助法の適用基準

### 1 適用基準

(1) 住家が滅失した世帯数が町の人口に応じ、次の世帯数以上に達した場合

町の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
<b>5,000人以上</b>	<b>15,000人未満</b>	<b>40世帯</b>
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

(2) 県の区域内の被害世帯数が、2,000世帯以上に達し、町の区域内の被害世帯数  
がその人口に応じ、次の世帯数に達した場合

町の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
<b>5,000人以上</b>	<b>15,000人未満</b>	<b>20世帯</b>
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

(3) 県の区域内の被害世帯数が、9,000世帯以上に達し、町の区域内の被害世帯数  
が多数である場合。

なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に  
判断すべきものであるが、基準としては町の救護活動に任せられない程度の被害であ  
るか否かによって判断される。

(4) 災害が隔離した地域に発生したものである等、被災した者の救護を著しく困難とす  
る特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合。

### 2 住家滅失世帯の算定

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定にあたっては、住家の滅失（全  
焼・全壊・全流失）した世帯を基準としており、住家が半焼・半壊等著しく損傷した世  
帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住  
不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

## 第3節 災害救助法の適用手続き

### 1 町

(1) 災害救助法による救助は、町の区域単位で実施されるものであり、町における被害が上記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(2) 災害の事態が緊迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法施行令第8条の規定に基づき、災害救助法による救助に着手することができる。

また、町長はこの救助に着手したときは、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

### 2 県

(1) 知事は、町長の報告または要請に基づき、災害救助法による救助が必要と認めるときは、直ちに内閣総理大臣に報告するとともに、町長及び県関係部局に同法に基づく救助の実施について指示するものとする。

(2) 救助の実施状況の記録及び報告

町は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに整理記録するとともに、その状況をとりまとめて、県に報告する。

## 第4節 救助の種類及び職権の委任

### 1 救助の種類

(1) 避難所の設置

(2) 応急仮設住宅の供与

(3) 炊き出しその他による食品及び飲料水の供給

(4) 被服、寝具その他生活必需品及び給与又は貸与

(5) 医療及び助産

(6) 被災者の救出

(7) 被災住宅の応急修理

(8) 生業に必要な資金の給与又は貸与

(9) 学用品の給与

(10) 埋葬

(11) 死体の捜索及び処理

(12) 災害によって住宅またはその周辺に運ばれた土石・竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

### 2 職権の委任

- (1) 応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被災者の救出
- (4) 学用品の給与

### 3 救助費の繰替支弁

災害救助法第44条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については「福島県災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う。

## 第3章 激甚災害の指定

### 第1節 基本方針

大規模な災害が発生した場合においては「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害の指定を受けるものとする。

### 第2節 激甚災害に関する調査

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

### 第3節 激甚災害指定の推進

町長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、県知事に対して指定を要請し、町の各部局は事業ごとに県の各部局と連絡の上、指定の促進を図るものとする。

## 第4章 災害復旧事業

### 第1節 災害復旧事業計画の作成

#### 1 復旧事業計画の基本方針

- (1) 復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因・被災状況等を的確に把握し、再度災害の発生の防止に努めるよう関係機関と十分に連絡調整を図り、計画を作成する。
- (2) 計画内容については、速やかに効果が上がり、かつ事業期間が短縮するよう努める。

#### 2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

### 第2節 財政援助及び助成計画の作成

町または県は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部または一部を、国または県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他町が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

- 1 法律に基づき一部負担または補助するもの
  - (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
  - (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
  - (3) 公営住宅法
  - (4) 土地区画整理法
  - (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
  - (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  - (7) 予防接種法
  - (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
  - (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
  - (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
  
- 2 激甚災害にかかる財政援助措置
  - (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
    - ア 公共土木施設災害復旧事業
    - イ 公共土木施設災害関連事業
    - ウ 公立学校施設災害復旧事業
    - エ 公営住宅災害復旧事業
    - オ 生活保護施設災害復旧事業
    - カ 児童福祉施設災害復旧事業
    - キ 老人福祉施設災害復旧事業
    - ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
    - ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
    - コ 婦人保護施設災害復旧事業
    - サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
    - シ 感染症予防事業
    - ス 堆積土砂排除事業
    - セ たん水排除事業
  - (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
    - ア 農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
    - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
    - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
    - エ 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
    - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
    - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
    - キ 森林災害復旧事業に対する補助
    - ク 治山施設災害復旧事業に対する補助
  - (3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
  - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
  - オ 水防資機材費の補助の特例
  - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

### 3 災害復旧事業の実施

町は、県、防災関係機関等と協力し、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

## 第4部 個別災害対策計画

### 第1章 航空災害対策計画

#### 第1節 航空災害予防対策計画

##### 1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

###### (1) 防災情報通信網等の整備

町は、携帯電話の受信環境の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

###### (2) 応援協力体制の整備

町は、県及び防災関係機関と協力し、航空災害における応急対策に万全を期すため、隣接市村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図る。また、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

###### (3) 救助・救急及び医療（助産）救護

ア 町は、県及び防災関係機関と協力し、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、県と協力し、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

###### (4) 消防力の強化

ア 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

イ 消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

###### (5) 防災訓練の実施

町は、県、防災関係機関と協力し、「一般災害対策編 第1部第7章第3節 防災訓練の充実」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、航空事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

##### 2 要配慮者対策

町は、県と協力し、「一般災害対策編 第1部第4章 避難・誘導體制づくり」及び「第8章 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

## 第2節 航空災害応急対策計画

### 1 災害情報の収集伝達

町は、防災関係機関と協力し、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。また、町及び消防組合から県(危機管理部)への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

### 2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

### 3 相互応援協力

町は、航空災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編第2部 第2章 応援の要請及び広域避難者の受入」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

### 4 自衛隊の災害派遣

町は、航空災害が発生し、人命救助および被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

### 5 救助・救急及び医療(助産)救護活動

町は、「一般災害対策編 第2部第5章 消防・救急救助活動」及び「第2部第8章 応急医療・救護体制」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療(助産)救護活動を実施するものとする。

### 6 消火活動

町は、消防機関等と連携し、迅速に消火活動を行う。被災地以外の市町村は、町からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

消防組合は、航空災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

### 7 災害広報

町は、県、防災関係機関及び航空運送事業者と協力し、相互に協力して、航空災害の

状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2部第4章 災害時の広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

## 第2章 鉄道災害対策計画

### 第1節 鉄道災害予防対策

#### 1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### (1) 防災情報通信網等の整備

町は、携帯電話の受信環境の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

##### (2) 応援協力体制の整備

町は、県及び防災関係機関と協力し、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図る。また、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

##### (3) 救助・救急及び医療（助産）救護

ア 町は、県及び防災関係機関と協力し、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、県と協力し、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

##### (4) 消防力の強化

ア 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

イ 消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

##### (5) 防災訓練の実施

町は、県、防災関係機関と協力し、「一般災害対策編 第1部第7章第3節 防災訓練の充実」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、鉄軌道事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

#### 2 要配慮者予防対策

町は、県と協力し、「一般災害対策編 第1部第4章 避難・誘導體制づくり」及び「第1部第8章 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に充分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

## 第2節 鉄道災害応急対策計画

### 1 災害情報の収集伝達

鉄道災害の情報を受理したときは、状況把握に努め、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。また、町及び消防組合から県（危機管理部）への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

### 2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

### 3 相互応援協力

町は、鉄道災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2部第2章 応援の要請及び広域避難者の受入」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

### 4 自衛隊の災害派遣

町は、鉄道災害が発生し、人命救助および被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

### 5 救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、「一般災害対策編 第2部第5章 消防・救急救助活動」及び「第2部第8章 応急医療・救護体制」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

### 6 消火活動

町は、消防機関等と連携し、迅速に消火活動を行う。被災地以外の市町村は、町からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

### 7 災害広報

町は、県、防災関係機関及び鉄軌道事業者と相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2部第4章 災害時の広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

## 第3章 道路災害対策計画

### 第1節 道路災害予防対策

#### 1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び県警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

#### 2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

#### 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### (1) 防災情報通信網等の整備

ア 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。

イ 町は、情報通信の受信環境の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

#### 4 応援協力体制の整備

- (1) 町は、県及び防災関係機関と協力し、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編 第2部第2章 応援の要請及び広域避難者の受入」「の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 町は、県及び防災関係機関と協力し、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

#### 5 救助・救急及び医療（助産）救護

町は、県及び防災関係機関と協力し、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。また、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

## 6 消防力の強化

- (1) 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
- (2) 消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

## 7 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

## 8 防災訓練の実施

町は、県、防災関係機関と協力し、「一般災害対策編 第1部第7章第3節 防災訓練の充実」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

## 9 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

## 10 要配慮者予防対策

町は、県と協力し、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

# 第2節 道路災害応急対策計画

## 1 災害情報の収集伝達

- (1) 町は、防災関係機関と協力し、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 2部第3章 情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び消防組合から県（危機管理部）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート 集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

## 2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

### 3 相互応援協力

町は、道路災害の規模が現消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2部第2章 応援の要請及び広域避難者の受入」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

### 4 自衛隊の災害派遣

町は、道路災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

### 5 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、「一般災害対策編 第2部第5章 消防・救急救助活動」及び「第8章第2部 応急医療・救護体制」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

### 6 消火活動

町は、消防機関等と連携し、迅速に消火活動を行う。被災地以外の市町村は、町からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

### 7 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、県警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

### 8 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

### 9 災害広報

町は、県、防災関係機関及び道路管理者と相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2部第4章 災害時の広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

## 第4章 危険物等災害対策計画

### 第1節 危険物等災害予防対策

#### 1 危険物等の定義

##### (1) 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

##### (2) 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

#### 2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、町は、県（危機管理部、保健福祉部）及び消防機関の協力のもと、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

##### (1) 危険物

###### ア 事業者のとりべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

###### イ 町、県（危機管理部）のとりべき措置

(ア) 町は、県（危機管理部）及び消防関係機関の協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図るものとする。

(イ) 町は、県（危機管理部）及び消防機関等の協力のもと、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全性の確保に努めるものとする。

##### (2) 高圧ガス

###### ア 事業者のとりべき措置

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

###### イ 県（危機管理部）のとりべき措置

(ア) 県（危機管理部）は、保安統括者及び製造保安係員等に対する保安教育講習の実施、高圧ガス設備に係る定期自主検査の指導等により、事業者による自主保安体制の推進を図るものとする。

(イ) 県（危機管理部）は、高圧ガス製造事業者等に対する保安検査、立入検査、移

動車両等に対する路上点検及びその他保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

### 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

#### (1) 防災情報通信網等の整備

町は、携帯電話の受信環境の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

#### (2) 応援協力体制の整備

ア 町は、県及び防災関係機関と協力し、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、県及び防災関係機関と協力し、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

#### (3) 救助・救急及び医療（助産）救護

町は、県及び防災関係機関と協力し、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。また、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

#### (4) 消防力の強化

ア 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

イ 消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

#### (5) 危険物等の大量流出時における防除活動

危険物の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備する。

#### (6) 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編 第2部第6章 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

#### (7) 防災訓練の実施

町は、県、防災関係機関と協力し、「一般災害対策編 第1部第7章第3節 防災訓練の充実」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

### 4 防災知識の普及・啓発

町は、県（危機管理部、保健福祉部）及び防災関係機関と協力し、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時

にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

#### 5 要配慮者予防対策

町は、県と協力し、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

## 第2節 危険物等災害応急対策計画

#### 1 災害情報の収集伝達

- (1) 町は、防災関係機関と協力し、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2部 第3章 情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び消防組合から県（危機管理部）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」及び「同集 火薬類・高圧ガス事故通報」により連絡するものとする。

#### 2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

#### 3 相互応援協力

町は、危険物等災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2部第2章 応援の要請及び広域避難者の受入」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

#### 4 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な危険物等災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

#### 5 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、「一般災害対策編 第2部第5章 消防・救急救助活動」及び「第2部第8章 応急医療・救護体制」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

#### 6 消火活動

町は、消防機関等と連携し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ消防防災ヘリによる消火、偵察等を要請する。被災地以外の市町村は、町からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

#### 7 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

また、危険物等が河川等に大量に流出した場合は、関係機関と協力し必要な措置を講ずる。

#### 8 避難誘導

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「一般災害対策編 第2部第6章 避難対策」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずるものとする。

#### 9 要配慮者対策

町は、県等と協力し、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

#### 10 災害広報

町は、県、防災関係機関及び事業者と相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2部第4章 災害時の広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

# 第5章 大規模な火事災害対策計画

## 第1節 大規模な火事災害予防対策

### 1 災害に強いまちづくり

町は、県と協力し、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

#### (1) 防災空間の整備

町は、県（土木部）と協力し、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

#### (2) 建築物の不燃化の推進

町は、県（土木部）と協力し、防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

### 2 火災に対する建築物の安全化

#### (1) 消防用設備等の整備、維持管理

町は、県（危機管理部）、消防組合、事業者等と協力し、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合した消防設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

#### (2) 建築物の防火管理体制

町は、県（危機管理部）、消防組合、事業者等と協力し、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

#### (3) 建築物の安全対策の推進

町は、県（土木部）と協力し、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

### 3 大規模な火事災害防止のための情報の充実

#### (1) 気象情報の収集及び伝達

町は、県（危機管理部）と協力し、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、町防災行政無線等を利用し、福島地方气象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の

変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

(2) 火災気象情報通報の伝達及び火災警報等

ア 町は、福島地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認め、消防法第22条に基づき、その状況を直ちに県に通報し、県から町が当該通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

イ アの規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、町内に在る者は、町条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

ア 町は、県及び防災関係機関と協力し、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市村、広域市町村圏等との応援協定の適正な運用を図る。

イ 町は、県及び防災関係機関と協力し、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

町は、県及び防災関係機関と協力し、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。また、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

ア 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

イ 「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

ウ 消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編 第1部第4章 避難・誘導體制づくり」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 防災訓練の実施

町は、県、防災関係機関と協力し、「一般災害対策編 第1部第7章第3節 防災訓練の充実」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を

実施するものとする。

#### 5 防災知識の普及・啓発

町は、県（危機管理部）及び防災関係機関と協力し、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

#### 6 要配慮者予防対策

町は、県と協力し、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

## 第2節 大規模な火事災害応急対策計画

#### 1 災害情報の収集伝達

- (1) 町は、防災関係機関と協力し、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2部第3章 情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び消防組合から県（危機管理部）への大規模な火災災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

#### 2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

#### 3 相互応援協力

町は、火事災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2部第2章 応援の要請及び広域避難者の受入」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

#### 4 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な火事災害が発生し、必要があると認めるときは、知事に自衛隊の派遣要請をする。

#### 5 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、「一般災害対策編 第2部第5章 消防・救急救助活動」及び「第2部第8章 応急医療・救護体制」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と

連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

#### 6 消火活動

町は、消防機関等と連携し、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じ消防防災ヘリによる消火、偵察等を県に要請する。被災地以外の市町村は、町からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

#### 7 避難誘導

大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずるものとする。

#### 8 要配慮者対策

町は、県等と協力し、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

#### 9 災害広報

町は、県、防災関係機関及び事業者と相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2部第4章 災害時の広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

## 第6章 林野火災対策計画

### 第1節 林野火災予防対策計画

#### 1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

#### 2 林野火災に強い地域づくり

(1) 町は、県（危機管理部、農林水産部）と協議してその地域の特性に配慮した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 町は、県と協力し、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。

#### 3 林野火災防止のための情報の充実

町は、県（危機管理部）と協力し、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、町防災行政無線等を利用し、福島地方气象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

#### 4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### (1) 防災情報通信網等の整備

町は、携帯電話の受信環境の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

##### (2) 応援協力体制の整備

ア 町は、県及び防災関係機関と協力し、林野火災が隣接市村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、県及び防災関係機関と協力し、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

##### (3) 救助・救急及び医療（助産）救護

町は、県及び防災関係機関と協力し、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。また、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

#### (4) 消防力の強化

ア 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進するものとする。

イ 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

ウ 消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

#### (5) 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

#### (6) 防災訓練の実施

町は、県、防災関係機関と協力し、「一般災害対策編 第1部第7章第3節 防災訓練の充実」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

### 5 防災知識の普及・啓発

町は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。

### 6 要配慮者予防対策

町は、県と協力し、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

## 第2節 林野火災応急対策計画

### 1 災害情報の収集伝達

(1) 町は、防災関係機関と協力し、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2部第3章 情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

(2) 町及び消防組合から県（危機管理部）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート 集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

### 2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

### 3 相互応援協力

町は、林野火災の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2部第2章 応援の要請及び広域避難者の受入」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

### 4 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、知事に自衛隊の派遣要請をする。

### 5 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

### 6 消火活動

町は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

- (1) 出動部隊の出動区域
- (2) 出動順路と防ぎよ担当区域（地域状況精通者の確保）
- (3) 携行する消防機材及びその他の器具
- (4) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (6) 応急防火線の設定
- (7) 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- (8) 交代要員の確保
- (9) 救急救護対策
- (10) 住民等の避難
- (11) 空中消火の要請
- (12) 空中消火資機材の手配及び消火体制

（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照）

町は、消防機関等と連携し、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じ消防防災ヘリによる消火、偵察等を県に要請する。被災地以外の市町村は、町からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 7 避難誘導

林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずるものとする。

## 8 要配慮者対策

町は、県等と協力し、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

## 9 森林内の滞在者

町は、消防組合等と協力し、林野火災発生のお知らせを受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、森林内での作業員等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

## 10 災害広報

町は、県、防災関係機関及び事業者と相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2部第4章 災害時の広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

## 11 二次災害の防止

(1) 町は、県（農林水産部、土木部）、国（森林管理署等）と協力し、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 町は、県（農林水産部、土木部）と協力し、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

(3) 町は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

## 第7章 原子力事故災害対策計画

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって町民の安全を図ることを目的とする。

### 2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

### 3 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに区域の範囲を定める。

町役場庁舎から、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所までの距離は、それぞれ約39km、約35kmとなっており、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設から概ね30km圏：以下参照）には含まれていない。

#### (1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベルに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

#### (2) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時活動レベルなどに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、国際原子力機関の国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

### 4 計画の前提となる原子力発電所の概要

福島県及び隣接する宮城県、新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所

町役場庁舎から福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所までの距離は、それぞれ約 39 k m、約 35 k mとなっている。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東京電力株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW
			2号	BWR	78.4万kW
			3号	BWR	78.4万kW
			4号	BWR	78.4万kW
			5号	BWR	78.4万kW
			6号	BWR	110.0万kW
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡檜葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉

(2)女川原子力発電所（宮城県）

町役場庁舎からは約 146 k mの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW
			2号	BWR	82.5万kW
			3号	BWR	82.5万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉

(3)柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）

町役場庁舎からは約 180 k mの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東京電力株式会社	柏崎刈羽原子力発電所	新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW
			5号	BWR	110.0万kW
			6号	ABWR	135.6万kW
			7号	ABWR	135.6万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉、ABWR＝改良型沸騰水型軽水炉

## 第1節 原子力事故災害予防対策計画

### 1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

#### (1) 防災情報通信網等の整備

町は、県及び事業者と協力し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。

なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。

町は、携帯電話の受信環境の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

#### (3) 応援協力体制の整備

ア 町は、県及び防災関係機関と協力し、原子力事故災害が隣接市村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、県及び防災関係機関と協力し、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

### 2 災害応急体制の整備

町は、県及び防災関係機関と協力し、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、災害応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備する。

なお、県〔危機管理部、健康衛生総室、警察本部〕は、暫定的な重点地域以外の地域の住民の安全確保のため、暫定的な重点地域以外の地域に対しても、以下の事務または業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備する。

- (1) 原子力災害に関する情報収集と県内市町村への情報提供〔危機管理部、警察本部〕
- (2) 事故影響の有無を確認のための放射線モニタリングの実施〔危機管理部〕
- (3) 事故現場付近を通過した県民等に対する健康相談等の実施〔健康衛生総室〕
- (4) その他必要な事項

### 3 避難収容活動体制の整備

#### (1) 町における避難計画

町は、原災法第15条の緊急事態において、住民避難、コンクリート屋内退避、屋内退避等の指示、または独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、必要に応じて避難計画を策定するものとする。なお、避難計画の策定に当たっては、避難の長期化や県外も含めた市町村間を越えた広域避難についても考慮する。

ア 避難等に関する指標

イ 避難等の指示の伝達方法

- ウ 一次集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- エ 指定避難所及びコンクリート建物の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- オ 他の市町村への避難の方法、他市町村からの避難の受け入れの体制
- カ 一次集合場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- キ 避難状況の確認体制
- ク 住民輸送に関する事項
- ケ 一次集合場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- コ 要配慮者者に対する救援措置に関する事項
 

町は、要配慮者を適切に誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域団体等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導、移送体制を整備するものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。
- ス 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

#### (2) 広域的な避難のための計画の作成

県〔危機管理部〕は、市町村間を越えた広域避難を想定し、関係市町村の他の市町村（県外市町村を含む）への避難について調整し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成するものとする。

- ア 関係市町村における指定避難所の名称、場所、収容可能人数
- イ 要請を行う関係市町村の措置
- ウ 県の措置
- エ 要請を受けた市町村の措置
- オ 避難者の輸送体制等

### 4 緊急輸送活動体制の整備

#### (1) 住民避難等の緊急時の輸送活動のための交通管理体制等の整備

県警察は、道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。

県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、運転者等に対し周知を図るとともに、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

### 5 緊急被ばく医療体制の整備

#### (1) 緊急被ばく医療体制

緊急被ばく医療は、「いつでも、どこでも、誰でも最善の医療を受けられる。」という命の視点に立ち、日常的に機能している一般の救急医療、災害医療との整合性を図り、原子力緊急事態を含めた異常事態の発生時には、これらに組み込まれて機能することで実効性を向上させる必要がある。

このため、県〔健康衛生総室〕は、一般の救急医療、災害医療体制の充実を図るとともに、医療関係者、防災関係機関、事業者等が連携した緊急被ばく医療ネットワークを構築し、初期被ばく及び二次被ばく医療体制を整備するものとする。

また、三次被ばく医療については、国が行う医療体制の構築に協力するものとする。

#### (2) 緊急被ばく医療活動マニュアルの整備

県〔健康衛生総室〕は、緊急被ばく医療活動の組織、役割、関係機関との協力体制、派遣要員の確保、連絡手段、活動内容及び技術的事項、安定ヨウ素剤の予防服用の方法等について、緊急被ばく医療活動マニュアルに定めておくものとする。

### 6 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

町は、県、国及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平素から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

また、重点地域以外の住民に対しても、平素からわかりやすい知識の普及に努めるものとする。さらに、県は、関係市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、必要な助言を行うものとする。

教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

特に、安定ヨウ素剤の予防服用にあたっては、防災指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を普段から提供しておくものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。
- (7) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- (8) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) コンクリート屋内退避所、避難所に関する事項に関すること。
- (10) その他必要と認める事項

### 7 原子力防災に関する訓練

町は、県及び防災関係機関は、国、事業者等の協力のもと、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、次に掲げる訓練を定期的実施するものとする。また、訓練等の実施により明らかとなった課題を修正するとともに、現況に即した修正を随時行うものとする。

- (1) 緊急時通信連絡訓練

- (2) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (3) 対策拠点施設への参集、運営訓練
- (4) 緊急時環境放射線モニタリング訓練
- (5) 緊急被ばく医療活動訓練
- (6) 広報訓練
- (7) 住民等に対する情報伝達及び住民避難訓練
- (8) 交通規制、立入制限、災害警備訓練
- (9) 上記の要素を組み合わせた訓練
- (10) 原子力災害対策特別措置法第 13 条に基づく総合的な防災訓練

## 第 2 節 原子力事故災害応急対策計画

### 1 住民等に対する指示の伝達と広報

#### (1) 地域に対する指示の伝達と広報

ア 県〔災害対策本部〕は、県内全市町村に対し、県総合情報通信ネットワークや電子メール等を利用して、災害情報の伝達を行うものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認するものとする。ただし、伝達する情報の内容については、近接する市町村、さらにそれ以外の市町村に対するものとは分類し、指示内容、頻度等の相違に配慮するものとする。

イ 県〔災害対策本部〕は、地域の住民等に対し、テレビ・ラジオ・新聞及びインターネット等により、必要な情報を提供するとともに、電話の自粛等災害応急対策の円滑な実施に対する協力を求めるものとする。

#### (2) 問い合わせ窓口の設置

町は、県、国、事業者と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制を確立するものとする。

なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、インターネット等により、速やかに住民等に周知するものとする。

### 2 緊急時環境放射線モニタリング

#### (1) 緊急時モニタリング体制

##### ア 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施

県〔危機管理部〕は、発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生の通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備（主に空間放射線量率の測定）を直ちに開始する。

##### イ 緊急時モニタリングセンターの設置協力

県〔危機管理部〕は、発電所の原子力防災管理者から原災法第 10 条の特定事象発生の通報を受けた場合、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力す

る。

#### ウ 緊急時モニタリングセンターの活動

緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、特定事象の通報を受けて直ちに緊急時モニタリングを開始し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会原子力事故対策本部に連絡するものとされている。また、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画が定められた後には、これに基づき初期モニタリングを実施するものとされている。

#### エ 関係機関の協力

##### (ア) 情報の提供

発電所の原子力防災管理者、福島地方気象台長及び関係市町村長は、緊急時モニタリングの実施に当たり、必要な情報を提供するものとする。

##### (イ) 緊急時モニタリング活動に対する協力要請

緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、関係機関相互の連絡を取り、緊急時モニタリングの実施調整を図るものとする。

#### オ 緊急時モニタリング実施のための派遣要員及び機器等

緊急時モニタリング実施のための要員及び機器については、国（原子力規制委員会）が、緊急時モニタリング計画等を踏まえ緊急時モニタリング実施計画として定める。

また、国から派遣される要員及び機器等については、国が動員計画として定める。

#### (2) 緊急時モニタリング活動

緊急時モニタリングセンター長は、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、原子力災害対策本部に送付するものとする。

#### (3) 測定結果等の共有

緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果の妥当性を確認して、緊急時モニタリングセンター内で結果を共有するとともに、速やかに原子力災害対策本部に送ることとされている。

また、緊急時モニタリングの結果等については、関係市町村及び関係機関に連絡するものとされている。なお、緊急時モニタリングセンターは、原子力災害対策本部とともにモニタリング結果の評価を行い、共有することとされている。

#### (4) 県内各地における空間線量率等の測定

緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、暫定的な重点区域外の県民等の安全を確保するため、市町村等の協力を得て県内全市町村において、空間線量率等の測定を行うものとする。

測定結果については、危機管理部又は災害対策本部設置後は災害対策本部が、総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付するものとする。

### 3 退避及び避難

#### (1) 速やかな住民避難のための準備

町は、県と協力し、原災法第 15 条の緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施に移せる体制をとるため、原災法第 10 条の通報受信後、直ちに住民の屋内退避または避難のための準備として、モニタリング情報の収集、気象条件は S P E E D I 等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受入の調整の検討を開始するとともに、避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

#### (2) 屋内退避及び避難に関する指標

国及び事業者が定めるところによるものとする。

ただし、国及び事業者が指標を定めるまでの間は、下表のとおり防災指針によるものとする。

予測線量（単位：ミリシーベルト）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線またはガンマ線の放出に対しては、現地対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するかまたは避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。

(注) 1 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民の防護対策措置についての指示等が行われる。

2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3 外部被ばくの実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにない時は、いずれか高いレベルの線量に応じた防護対策をとるものとする。

#### (3) 屋内退避及び避難の決定、実施

町長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣からの屋内退避及び避難等を要する区域（以下「防護対策区域」という。）についての指示に従い、または独自の判断により、防護対策地区における屋内退避及び避難等の実施を決定し、住民等に対し屋内退避または避難のための立ち退きの勧告、または指示を行うものと

する。

知事は、町長に対し、内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断により、住民等に対する屋内退避または避難の指示の連絡、確認等の必要な緊急事態応急対策を実施するよう指示するとともに、町に協力して住民の避難状況等の確認を行うものとする。

県〔現地本部〕は、住民等の避難誘導にあたっては、町に協力し、避難所の所在、災害の概要、その他の避難のための情報の提供に努めるものとする。

#### (4) 避難所の設置

避難所の設置は、原則として町が実施するものとする。町で措置不可能な場合は、近隣市村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

大規模災害などで市町村間を越える広域避難が必要となり、町で開設する避難所だけでは避難者を収容できない場合、町は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。県が広範囲にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力が不足する場合は、県が自ら避難所を設置することができる。

#### (5) 屋内退避及び避難の実施

##### ア 屋内退避

(ア) 町は、屋内退避を決定したときは、屋内退避地区住民に対して、屋内退避を指示するものとする。

(イ) 県〔現地本部〕は、町が屋内退避を決定したときは、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等を通じて屋内退避地区内の住民に周知するとともに、原子力災害に係る情報を提供し、住民の安全確保に努めるものとする。

##### イ コンクリート屋内退避または避難

(ア) 町は、コンクリート屋内退避または避難を決定したときは、対象地区の住民に対し、避難場所、携帯品等の留意事項を含め、コンクリート屋内退避または避難を指示するものとする。

(イ) 県〔現地本部〕は、町がコンクリート屋内退避または退避を決定したときは、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等を通じて対象地区の住民に周知するとともに、原子力災害に係る情報を提供し、住民の安全確保に努めるものとする。

また、県は、避難者の輸送及び誘導等について、町への協力体制を整えるものとし、警察、及び周辺輸送機関等に対して協力を要請するものとする。

##### ウ コンクリート屋内退避

(ア) 住民の防護対策については原則として屋内退避及び避難の措置を講ずるものとするが、次に掲げる有効性が認められる場合であって、国がコンクリート屋内退避が適切であると判断したときは、コンクリート屋内への退避の措置が講じられる。

a 避難と同等程度に被ばくが低減されると認められるとき。

b 既にコンクリート施設に退避している場合であって、そのままとどまることが有効であると認められるとき。

(イ) コンクリート屋内退避所への集合

町は、コンクリート屋内退避所を指定し、住民に対してコンクリート屋内退避の指示を行うとともに、消防署員・団員、警察官の誘導のもとに住民を集合させるものとする。

(7) 広域的な避難

ア 県の要請

県〔現地本部〕は、大規模災害により町域を越えた避難が必要であると認めるとき、または、町から他市町村への避難の要請を受けたときは、風向、予測被ばく地域等を考慮した上で住民の避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村に対し避難の受入及び避難場所への設置を要請するものとする。また、必要に応じて職員を派遣し、避難受入等の支援にあたらせるものとする。

イ 要請を受けた町の措置

町から要請を受けた町は、避難所の中から、受入に必要な避難所を開設し、関係市町村と協力してその運営を行うものとする。

ウ 関係市町村の措置

町は、県から他市町村への避難の指示を受けたときは、その旨を速やかに住民に指示し、避難者の輸送に努めるとともに、受入市町村の避難所に職員を派遣し、受入市町村との連絡及び避難者の状況把握にあたらせるものとする。

エ 避難者の輸送

県は、自衛隊及び指定地方公共機関の輸送機関に対し、避難者の輸送についての協力を要請し、輸送のための車両を確保するものとする。

なお、これによっても車両が不足するときは、合同対策協議会において、支援を依頼するものとする。

また、町は、避難を要する住民を指定する集合場所へ集合させ、乳幼児、妊婦等の優先順位の高い者から順に輸送するものとする。

オ 県外避難

県は、災害の状況等により県外への避難が必要と認めるときは、あらかじめ定める広域避難計画により、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整を進めるとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達等を支援する。

(8) 要配慮者への配慮等

町は、要配慮者に向けた情報の提供、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等のいわゆる要配慮者に十分配慮するものとする。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。

4 飲食物の摂取制限等

(1) 防護対策地区の住民に対する飲食物の摂取制限

ア 県〔現地本部〕は、町が屋内退避等の防護対策を講じた場合には、防護対策区域内の住民に対し、とりあえず屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を

禁止するよう、関係市町村に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等による広報を行うものとする。

イ 町は、県からの指示に基づき、防護対策地区内の住民に対し、飲食物の摂取制限を指示するとともに、飲食物の供給活動を実施するものとする。

#### (2) 飲食物摂取制限に関する指標

平成 24 年 4 月 1 日から施行された基準値は、次の表のとおりである。

##### 【放射性セシウムの基準値】

食品群	基準値（単位：ベクレル/kg）
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

#### (3) 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限

町は、県〔現地本部〕と協力し、国の指示または緊急時環境放射線モニタリングにより(2)に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、当該試料が採取された地区の住民に対し、(1)と同一の措置を講ずるものとする。

また、飲料水の水源についても、国の指示または(2)に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等を決定し、当該水道利用者全てに対し必要な措置を講ずるよう町等に指示するものとする。

#### (4) 農畜産物の採取及び出荷制限

ア 県〔現地本部〕は、国の指示または緊急時環境放射線モニタリング等により(2)に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、住民、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場責任者等に対して、当該試料が採取された地区の農畜産物の採取、出荷の禁止等必要な措置を講ずるよう、町に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等により広報するものとする。

イ 町は、住民、生産者及び生産流通関係機関・団体に対し、農畜産物の出荷を禁止するよう指示するものとする。

### 5 緊急被ばく医療活動

県は、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて身体汚染検査や除染を行う。

また、身体汚染検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、二次被ばく医療機関（主に原子力発電所立地県で指定）又は三次被ばく医療機関（放射線医学総合研究所等）に移送すべく対処する。

### 6 放射性物質による汚染の除去

町は、国の指示または指導・助言をもとに、町県〔現地本部〕、事業者及びその他関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。

## **第 3 編 震災対策編**



# 第1部 災害予防計画

## 第1章 福島県の地震災害と地震想定調査

### 第1節 既往の地震災害と本県における地震発生特性

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて二つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海洋型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の二つである。

#### 1 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

##### (1) 活断層分布特性

福島県内の顕著な活断層は、阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められる。

阿武隈高地東縁部にある双葉断層は、すでに先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

福島盆地西縁部の活断層は、盆地西縁丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものとして注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

この3つの断層以外に、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より300m高く、地質的にも西側には先第三紀基盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。さらに、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により1956年の白石地震（M6.0）が発生したといわれている。

##### (2) 地震発生履歴

#### ア 1611年（慶長16年）9月（会津地方）M6.9

会津地方に強い地震があり、特に河沼、大沼、南会津の3郡で被害が多かった。会津若松城をはじめ、神社仏閣の堂塔倒壊・大破多く、民家も多く潰れ又は大破し（2万余戸）、死者3,700名余りとなった。日橋川、大川などがせき止められ、耶麻郡山崎・慶徳付近では、16平方キロメートルほどの山崎湖が出現した。

#### イ 1659年（万治2年）4月（会津地方）

会津地方で大地震があり39名が死亡し、家屋409戸が倒壊した。

#### ウ 1821年（文政4年）12月（大沼郡）M=5.5～6.0

大沼郡大石村の狭い範囲に強震。130戸壊れ、大小破300余、死若干。

## 2 海洋型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

### (1) 本県沖における地震発生特性

海洋型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。本県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

### (2) 地震発生履歴

ア 1677年（延宝5年）11月（磐城地方） $M \approx 8.0$

磐城地方に強い地震があり、500余名が死亡した。また、午後8時ごろ小名浜に地震があり、家屋1,000余戸が流出し、80余名が溺死した。

イ 1696年（元禄9年）6月（磐城地方）強震地域－磐城小名浜

磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450名が死亡した。

ウ 1793年（寛政5年）2月（陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖） $M=8.0 \sim$

余震が多く、相馬では10ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者8名、矢祭で死者3名となっている。

エ 1938年（昭和13年）5月 塩屋崎沖地震  $M=7.0$

県下全域に強震があり、家屋や土蔵の壁にはく離や亀裂250ヶ所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や堤防の亀裂6ヶ所等の被害があった。

オ 1938年（昭和13年）11月 福島県東方沖地震  $M=7.5$

県下地域に強い地震があった。震源は塩屋崎の東北東約70kmの沖合で、県内の被害は死者1名、負傷者9名、住家全壊4、半壊29戸、非住家全壊16棟、半壊42棟となっている。

また、同日に $M=7.3$ 、翌日に $M=7.4$ の強い余震を観測している。

カ 1964年（昭和39年）6月 新潟地震  $M=7.5$

16日午後1時20分ごろ、県下全域に震度4～5の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15ヶ所、山・崖崩れ17ヶ所等の被害があった。

キ 1978年（昭和53年）6月 宮城県沖地震  $M=7.4$

12日午後5時14分ごろ地震があり、福島が震度5、若松、小名浜、白河が震度4であった。国見町で死者1名、負傷者19名を出し、重傷者は福島市、桑折町で計3名報告されている。住家全壊は福島市で5棟、相馬市で1棟報告されており、福島県内では計800強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊9、山（崖）崩れ26等の被害も発生している。

ク 2005年（平成17年）8月 宮城県沖の地震  $M=7.2$

16日午前11時46分ごろ地震があり、国見町などで震度5強、福島、白河、小名

浜が震度4、若松が震度3であった。福島県内で負傷者5名が発生した。

ケ 2011年(平成23年)3月 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) Mw=9.0

11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震度6強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。(災害の詳細は3のとおり)

また、4月11日には浜通りを震源として余震と思われるM=7.0の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度6弱を観測した。

### 3 東日本大震災の発生

#### (1) 地震、津波の被害

三陸沖を震源としたマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。また長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて2,900名以上という、本県の歴史上類を見ない大災害となった。

なお、福島県から茨城県にかけての陸域において、引き続き余震が発生する可能性が指摘されている。

#### (2) 原子力災害の誘発

津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

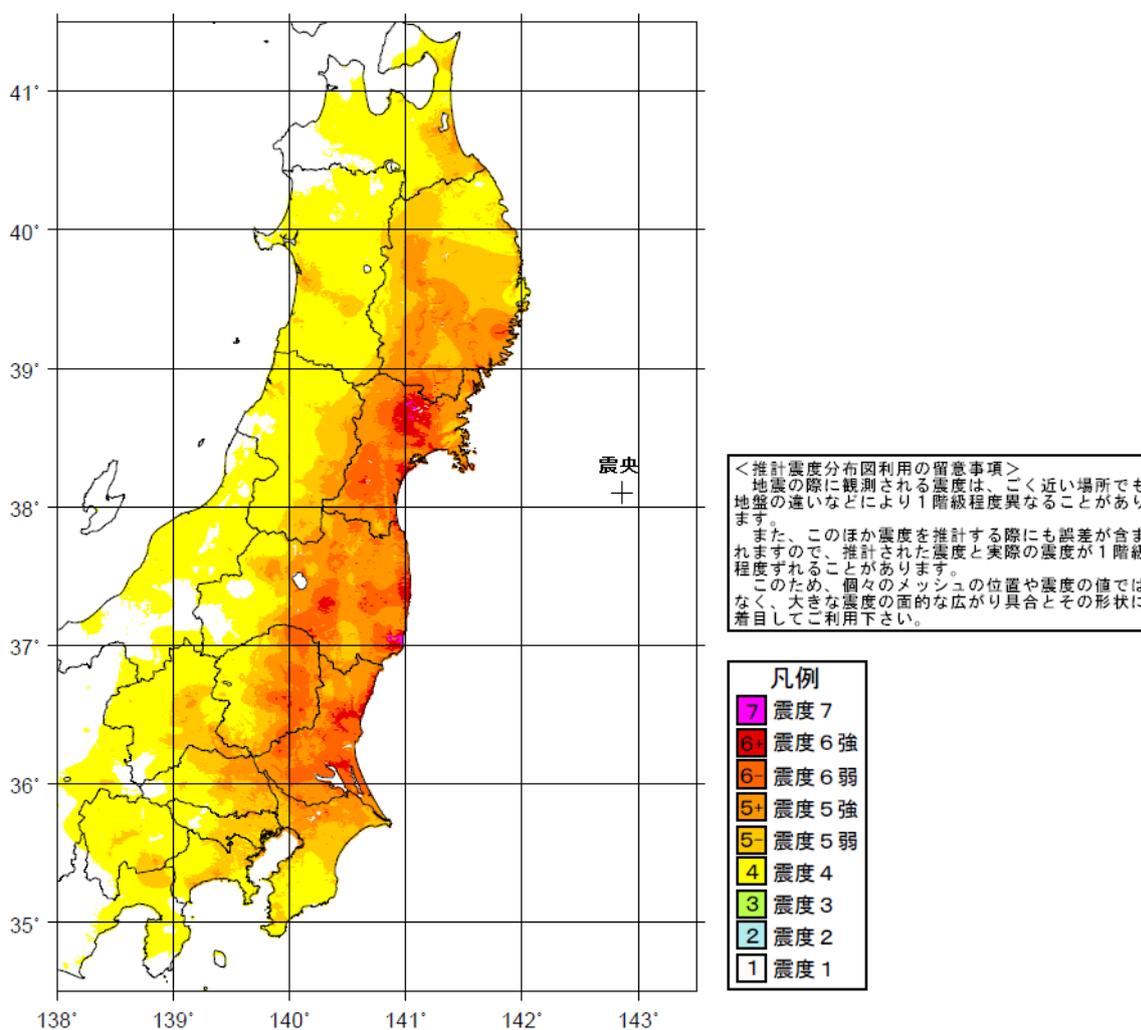
#### 東日本大震災の規模、被害の概要

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源	三陸沖(震源の深さ24km)
規模	マグニチュード9.0
県内の観測震度	震度6強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町 震度6弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、 <b>小野町</b> 、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値：相馬港9.3m以上※、小名浜港3.3m (※検潮所が被害にあっており、実際の波高はそれ以上と推定される)
人的被害(死者は震災関連死を含む)	死者：2,972名 行方不明者：5名 重傷者：20名 軽傷者：162名
建物被害	住家全壊：21,014棟

(警戒区域指定自治体においては未集計)	住家半壊：71,963 棟 住家一部損壊：162,309 棟 住家床上浸水：1,061 棟 住家床下浸水：338 棟 公共建物被害：1,116 棟 その他建物被害：27,163 棟
消防職員出動延べ人数	消防職員：12,716 人 消防団員：34,766 人

(平成 24 年 11 月 1 日現在)

東北地方太平洋沖地震震度の推計分布図 (出典：気象庁)



## 第2節 地震被害の想定

### 1 地震・津波被害想定調査の実施

地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。

このような考え方から、本県においては、平成7年度から3カ年を通じて地震・津波被害想定調査を実施した。

まず、地質や地盤の状況、海岸現況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行った。次に、想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。また、これらの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、地震災害対策の提言を行っている。

この調査の推進にあたっては、学識経験者から構成される専門委員会議を設置し、その指導と助言のもとに必要事項の見当を行ってきた。さらに、そこで見当された内容は、福島県防災会議地震・津波対策部会において審議され、本地域防災計画の策定に反映されている。

### 2 地震被害の想定

#### (1) 想定地震の設定

本計画の前提となる想定地震は、以下の4種類（内陸部3、海洋部1）とする。

想定地震の概要

地震名		マグニチュード	震源深さ等
内陸部	①福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とした地震	M7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
	②会津盆地西縁断層帯を震源とした地震	M7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
	③双葉断層北部（塩手山断層）を震源とした地震	M7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
海洋部	④福島県沖を震源とした地震	M7.7	震源深さ浅部 20km 東西幅 60km 南北長さ 100km

内陸部の地震については、起震断層としての活断層の存在が認められており、周辺地域の人口規模等、地震発生による社会的な影響が大きいと判断される地震として、上記の3つの地震を選定している。海洋部の地震については、過去に100年から200年程度の周期間隔で繰り返し同じ場所で数回の地震発生が認められていることから、

1938年の福島県東方沖の地震をモデルとして想定地震の選定を行っている。

### 地震想定の震源位置



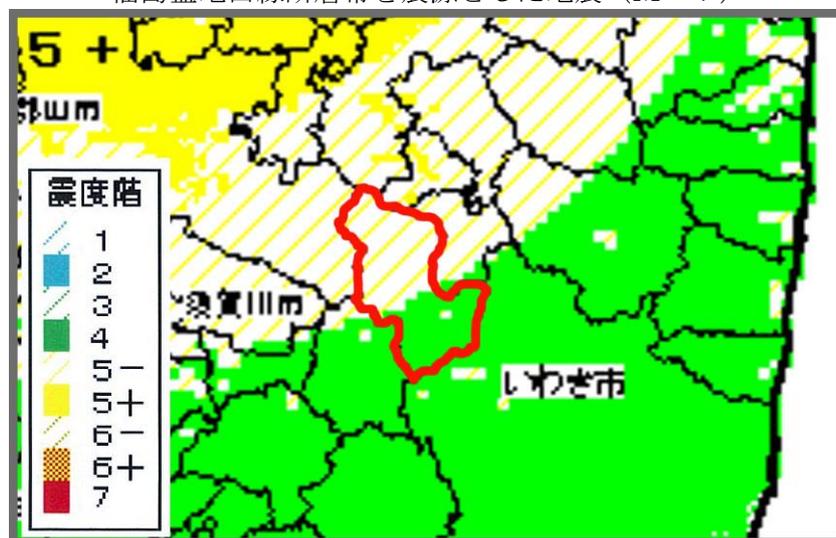
### (2) 震度分布想定結果の概要

各想定地震ごとの震度分布図は以下のとおりである。

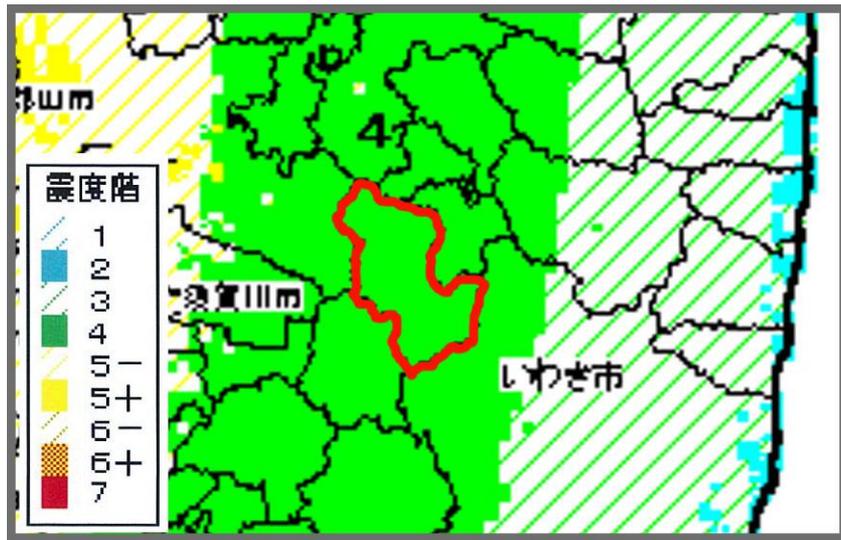
#### 小野町での想定最大震度

地震名	想定最大震度
①福島盆地西縁断層帯を震源とした地震	5弱
②会津盆地西縁断層帯を震源とした地震	4
③双葉断層を震源とした地震	5弱
④福島県沖を震源とした地震	5強

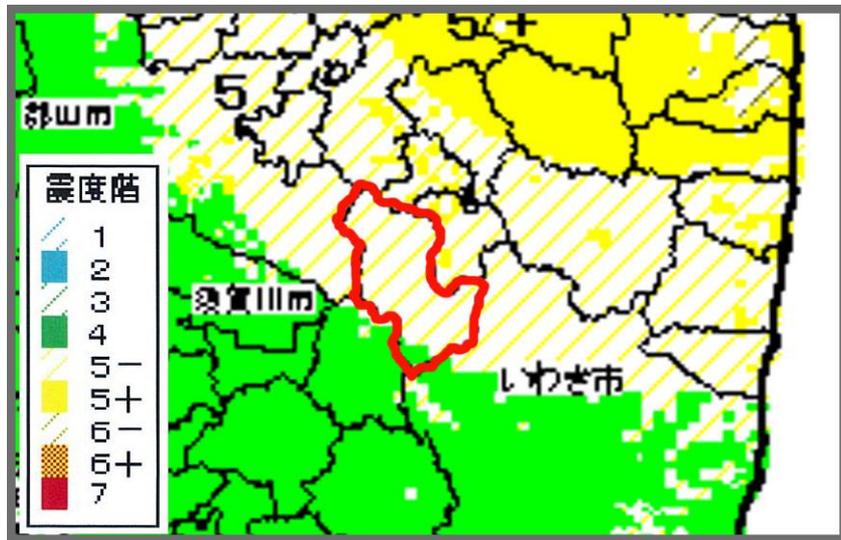
#### 福島盆地西縁断層帯を震源とした地震 (M=7)



会津盆地西縁断層帯を震源とした地震 (M=7)



双葉断層を震源とした地震 (M=7)



福島県沖を震源とした地震 (M=7.7)



### (3) 想定地震別の地震被害発生の特徴

各想定地震ごとの震度分布図は以下のとおりである。

#### ア 福島盆地西縁断層帯地震

福島盆地西縁断層帯地震は、人口や産業の集中が著しく進行し、市街地の拡大や高密度化が進んでいる福島盆地の西縁部直下で発生し、最大で震度6強を記録するほか、福島市、二本松市、猪苗代町、桑折町、伊達市など、震源域を中心とした長径30km、短径20kmの楕円形状の広い範囲に大きな揺れをもたらすものと予想される。この地震により、最大で800名を上回る多くの尊い人命が奪われる可能性があるほか、建物についても木造大破棟11,000棟強、非木造倒壊棟約500棟にも及ぶ被害の発生が想定される。また、道路や鉄道、ライフライン供給施設等の都市基盤を始め、町民生活や社会経済活動全体に甚大な被害をもたらされるものと予想される。

この地域には、東北地方の流通・経済の生命線となっている東北新幹線や東北自動車道が貫通しており、これらが寸断された場合には、東北地方全体の社会経済活動の機能停止に結び付く危険性も有している。

また、郡山市等の都市部では、交通混雑が激しい朝夕の時間帯に地震が発生した場合には、路上での事故や高架橋、駅舎等交通施設の被害、走行中の電車の脱線等により通勤・通学者を中心とする死傷者の発生規模がさらに拡大されるものと予想される。

#### イ 会津盆地西縁断層帯地震

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地を始め、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、会津美里町北部から喜多方市南部に至る地域を中心として、会津坂下町、会津若松市、会津美里町などでは、最大で震度6強の強い地震動の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定されており、建物被害については、福島盆地西縁断層帯地震による被害の発生規模とほぼ同じ水準に達している。この地震による人的被害については、死者が最大で750名近くにも及ぶほか、負傷者も最大で4,500名を大きく上回るなど極めて深刻な被害をもたらされるものと想定される。

また、会津盆地周辺の山地では、数多くの斜面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがある。

さらに、会津盆地周辺は、冬期間においては豪雪等の影響により交通などの都市機能や住民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下に置かれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火など様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。また、会津盆地と周辺地域を結ぶ幹線道路が豪雪等の影響により通行支障に陥った場合には、周辺地域との連携が困難になり、陸の孤島化するおそれもある。

#### ウ 双葉断層帯地震

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層帯地震では、最大震度6強の強い地震

動を伴い相馬市、南相馬市を中心として新地町、飯館村など阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定される。この地震による死者は最大で 550 名を超え、建物の大破・倒壊棟数は概ね 8,000 棟にも及ぶものと想定される。

東日本大震災では、浜通り地方中部の大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町沿岸部に立地する原子力発電所（東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所）事故により全号機の運転が停止された。福島第一原子力発電所 1～4 号機では事故の完全収束及び廃炉に向けての取組みが続けられており、事故後の原子炉建屋については、東京電力(株)と国において耐震性が確認されているものの、原子炉等の冷却は仮設備であることから、再び地震等により機能を失った場合に備えて予備設備等も準備されている。福島第一原子力発電所 5・6 号機及び福島第二原子力発電所 1～4 号機では冷温停止が維持されている。しかし、仮に地震等によって予備設備等を含めて全ての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の放出等が想定される。

#### エ 福島県沖地震

福島県沖では、過去に 100～200 年程度の周期でマグニチュード 7 前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もある。

福島県沖地震では、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度 6 弱の大きな揺れが発生するものと予想され、最大で 350 名近くにも及ぶ死者と 1,600 名を上回る負傷者を始め、5,000 棟にも及び建物の大破・倒壊といった被害が想定されている。このように福島県沖地震では、他の 3 つの想定地震のような内陸型の地震と比較して、地震動により局地的にもたらされる激甚な被害が少ないものの、被害の範囲が広範にわたるといった特徴がみられる。

また、福島県沖地震による津波では、地震発生後 20～40 分程度でいわき町沿岸部に津波第一波が到達するほか、富岡町仏浜を中心とする地域で最大 6.1m にも及ぶ津波水位が想定されているが、概ね津波高が現状における海岸保全施設の天端高を下回っており、陸域への越流がほとんどみられない状況となっている。

しかし、海岸地形や海底地形などの特性により実際の津波高が想定地震による津波高を上回る可能性があるほか、想定される津波高を越える地震津波が発生する可能性も考えられる。また、地震動や液状化により海岸保全施設の構造物自体が被災し、施設が持つ本来の機能が損なわれる可能性もあるため、津波対策のより一層の充実強化に努めることが重要である。

また、いわき市、広野町に形成されている石油コンビナート等では、地震による被災により大量の危険物が漏洩した場合は、海水を介して危険物が広範囲に拡散しやすく、大規模な火災や爆発に発展するおそれがある。さらに、津波来襲地には、浸水域の拡大や津波の河川遡上等を通じて、内陸の市街地にも被害が及ぶ可能性もある。

なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所においては、東日本大震災と同程度の津波高さに対応する仮設防波堤を設置しており、これを越

える津波により仮に設備に被害が生じた場合に備えて予備設備等も準備されている。しかし、仮に津波等によって予備設備等を含めて全ての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の放出等が想定される。

### 3 想定調査成果及び過去の経験の活用

上記2に示した「地震被害の想定」の成果及び東日本大震災の経験を、震災対策に活用するとともに、町における震災対策の検討及び県民の防災意識の向上への活用を図る。

#### (1) 町における震災対策の検討

町は、県地震被害想定調査を踏まえて、震災対策の検討、町地域防災計画の見直し等に活用する。

#### (2) 東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで本県が想定してきた地震、津波規模を遙かに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であったが、今後も、東日本大震災と同程度の災害が起こりうることを想定し、町、県及び防災関係機関は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を策定する必要がある。

#### (3) 住民防災意識の向上

地震被害想定調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえた防災対策について、広く普及、啓発を図り、当町の地震被害発生の可能性に関する住民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。

## 第2章 災害に強い体制づくり

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第3章 災害に強いまちづくり

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第4章 災害防止対策

### 第1節 建築物防災対策

#### 1 既存建築物総合防災対策推進計画の策定

町は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種対策を相互に関連づけた総合的な防災対策計画を策定する。

- (1) 耐震診断及び耐震改修対策
- (2) 防災診断及び防災改修対策
- (3) 落下物対策
- (4) ブロック塀等安全対策
- (5) 定期調査報告及び維持保全計画の推進

#### 2 一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、町は建築物の所有者又は管理者に対し、耐震広報及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

- (1) 町は、町民からの建築物の耐震性に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発に努める。
- (2) 町は、耐震工法・耐震補強等についての資料を配布し、説明会等を開催し、建築物の耐震性確保を図る。
- (3) 町は、建築物の設計・施行について豊富な知識と経験を持つ福島県建築士事務所協会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

#### 3 防災上重要な建築物の耐震性確保

町は、大規模な地震による災害時に応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性確保を図る。

(1) 防災拠点施設

- ア 町庁舎
- イ 町の出先機関

(2) 避難施設

- ア 小中学校
- イ 体育館
- ウ 社会福祉施設

(3) 緊急医療施設

- ア 公立病院
- イ 病院及び診療所

4 建築設備等の耐震性確保、ロッカー、書架等の転倒防止対策

町は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築整備についても耐震性に十分配慮する。特に、防災拠点施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の不測の事態に備えた非常用設備の整備、コンピュータ等器材の地震対策、データ等の保護対策に努める。

町（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行うこととする。

5 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

町は、県（土木部）が、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」により、地震で被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動体制の構築に協力を行う。

## 第2節 ライフライン施設の耐震化

1 上水道施設の耐震化

(1) 取水及び配水施設を常時監視して、保守点検に万全を期すとともに、老朽化した施設を耐震型の施設に整備改良し、災害時における被害を最小限に食い止め、二次災害の防止を図る。

(2) 導水管・送水管及び配水管を常時点検し、漏水等の早期発見に努めるとともに、石綿セメント管や経年管の取替えを促進する。また、継手や管路の耐震性の強化も併せて推進する。

2 電気施設の耐震化

- (1) 電気事業法第 42 条の規定に基づき、保安規程を定め、定期巡視及び特別巡視を実施し、不適合施設については、発生の都度、改修を行う等災害時における不測の事故防止を図る。
  - (2) 必要に応じ、設備の臨時点検を行い、設備の異常の有無を確認する。
- 3 電話施設の耐震化
- (1) 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの 2 ルート化と回線の分散収容を図る。
  - (2) 一般電話が途絶した場合に、最小限度の通信ができるよう、町指定の避難所等及び町内要所に臨時公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
  - (3) 架空ケーブルは、地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地下埋設化の可能な箇所については事業の推進について検討する。
  - (4) 交換センター相互間を結ぶ地下ケーブル経路の分散化を推進する。
  - (5) 商用電源が停止した場合の対策として、発電用予備エンジン等を常備し、更に自らが被災した場合を考慮して、移動発電装置、可搬型電源装置を常備する。
  - (6) 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動無線車、携帯用無線機、非常用移動電話局装置等を配備する。
- 4 鉄道施設の耐震化
- (1) 地震時には、運転中の列車を速やかに停止させることが安全の第一要件であるため、耐震列車防護装置設備の整備推進を行う。具体的には、防災情報システムの導入によりリアルタイムに情報を感知し、列車防護が速やかにできるようにする。
  - (2) 線路構造物、電気及び建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。
  - (3) 各種情報の迅速な周知徹底を図るため、通信施設の整備、充実を図る。
- 5 道路施設の耐震化
- 道路防災点検に基づき、落橋防止対策を行う。

### 第3節 震度情報ネットワークシステムの概要

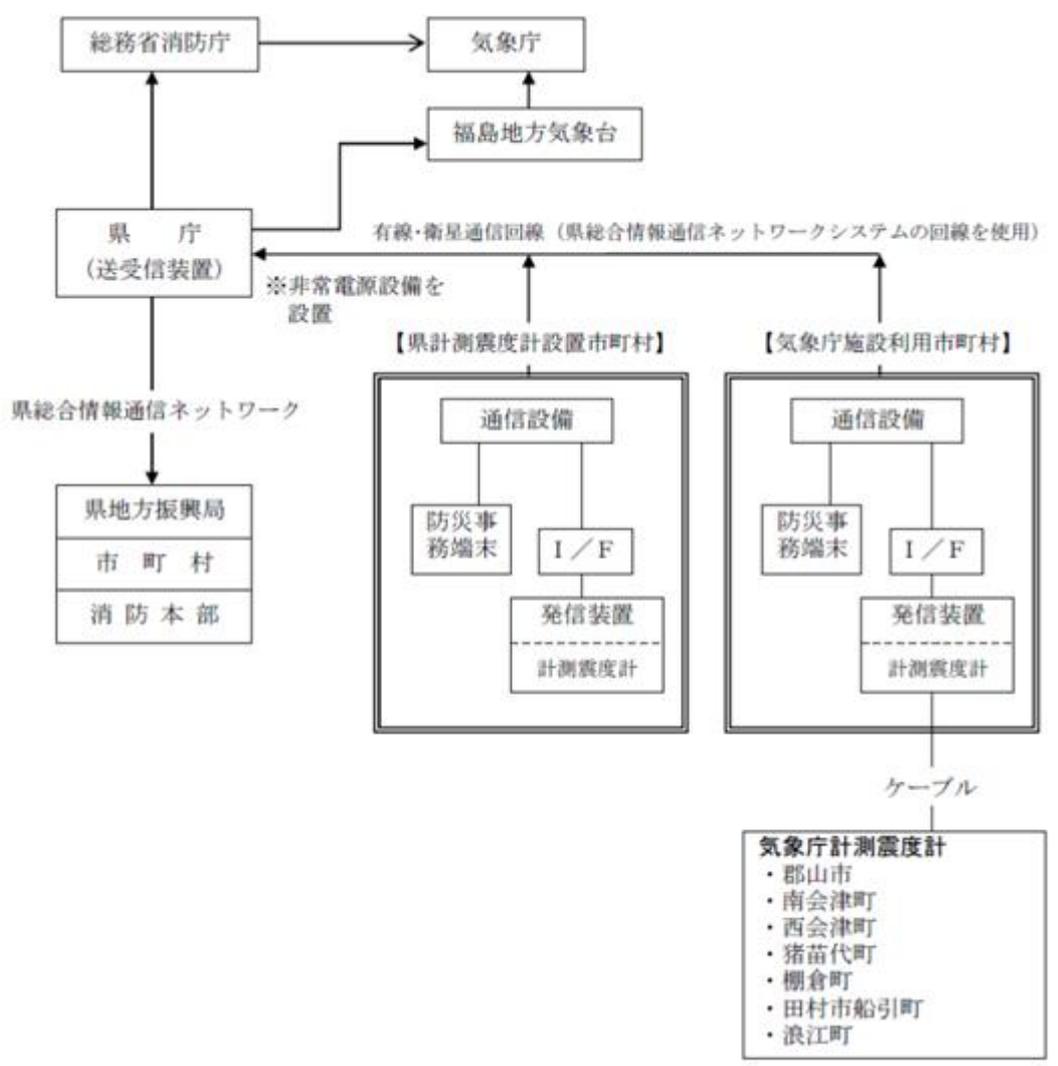
#### 1 福島県震度情報ネットワークシステムの概要

県（危機管理部）では、県内の84箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7箇所と合わせて、県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っている。

このシステムで得られた震度情報は、県庁を経由し、総合情報通信ネットワークを通して県の各地方振興局、町、消防組合等に配信され、市町村別の被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、県の職員参集システムに組み入れられることにより、初動体制の充実・強化に活用されている。

また、平成13年度に福島地方気象台と接続したことにより、気象庁の地震情報に利用されていることから、震度データの正確な伝送の確保に努めている。

なお、消防庁においても、全国都道府県から送られてくる各市町村別の震度情報を早期に把握することにより、迅速な広域応援が可能となるよう体制の整備を図っている。



## 第5章 避難・誘導體制づくり

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第6章 緊急輸送の整備

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第7章 備蓄・調達体制の整備

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第8章 防災知識の普及計画

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第9章 要配慮者の安全確保

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第10章 二次災害対策

### 第1節 地震による火災の防止

#### 1 出火防止対策

##### (1) 住宅防火対策の推進

- ア 「地震だ！火を消せ！」と声を掛け合い、火の始末をすることの習慣化
- イ 耐震自動消火装置付き火気使用器具の点検整備及びガス漏れ警報機等出火防止のための安全な機器の普及

- ウ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
  - エ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
  - オ 防災カーテン等の防災製品使用の普及
  - カ 灯油・ベンジン・アルコール等危険物の安全管理の徹底
  - キ 消火器の設置、風呂水の汲み置きとバケツの常備等、消火用具の準備
- (2) 防火管理者設置建築物の防火体制の徹底
- ア 町は、消防組合と協力し、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。  
特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者等の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。
  - イ 火災による人的・物的損害を最小限度にするため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、消防組合は、防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、防火管理者を定めなければならない防火対象物にあっては、防火管理者の選任及びその届出を励行させる。
  - ウ 火災の未然防止には、建物及び消防用設備等の維持管理が重要であり、消防組合は、年間計画に基づき予防査察を実施するとともに、特に不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し、管理権原者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

## 2 火災拡大要因の除去

### (1) 道路等の整備

町は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急通路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

### (2) 建築物の防火対策

町は、公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃及び耐火建築の推進を啓蒙する。

## 第2節 落下物防止対策

### 1 一般建築物の落下物防止対策

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス・看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

### 2 町庁舎等におけるガラス飛散防止対策

町は、概ね6階建て以上の公共施設のうち、ベランダ・ひさし(0.6m以上)・強化ガラス・網入ガラス等以外で危険防止対策が講じられていないものについて、ガラス飛散

防止措置を講ずる。

### 第3節 ブロック塀等の倒壊防止対策

- 1 町は、町民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について広報し、知識の普及を図る。
- 2 町は、ブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路・避難路及び避難場所等に重点を置く。
- 3 町は、ブロック塀を設置している住民に対して、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては、造り替えや生垣化等を奨励する。
- 4 町は、ブロック塀を新設又は改修しようとする町民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

## 第2部 災害応急対策計画

### 第1章 応急活動体制

————— 一般災害対策編準拠 —————

### 第2章 職員の配備体制

#### 第1節 災害対策本部設置前の配備体制

	配備時期	配備内容
事前配備	1 震度4の地震が発生したとき。 2 その他、必要により町長が当該配備を指令したとき。	情報連絡のため、総務課、町民生活課、地域整備課、産業振興課等の少数の人数をもって当たるもので、状況により、さらに次の警戒配備体制に円滑に移行できる体制とする。
警戒配備	1 震度5弱の地震が発生したとき。 2 その他、必要により町長が当該配備を指令したとき。	関係各課の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。  事態の推移に伴い、速やかに第一非常配備に移行できる体制をとる。

#### 第2節 災害対策本部設置基準

- 1 気象庁が、町内において震度6弱以上を観測し、発表したとき。
- 2 気象庁が、町内において震度5（強・弱）を観測、発表し、町内に大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。
- 3 気象庁の発表にかかわらず、町内に地震による大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。

### 第3節 災害対策本部設置後の配備体制

		配備時期	配備内容
本部設置後の体制	第一非常配備	1 震度5強の地震が発生したとき。 2 その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき。	本部事務局が常時活動するほか、所要の地域に現地本部をおく。 各部の、おおむね1/3の職員を配備し、災害応急対策活動を実施する体制とする。 事態の推移に伴い、速やかに第二非常配備に移行できる体制をとる。
	第二非常配備	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき。	各部の、全職員を配備し、災害応急対策活動を実施する体制とする。 ※ 配備人員は、原則として1日3交代とする。 (例 A部×B部×C部)

### 第4節 動員数

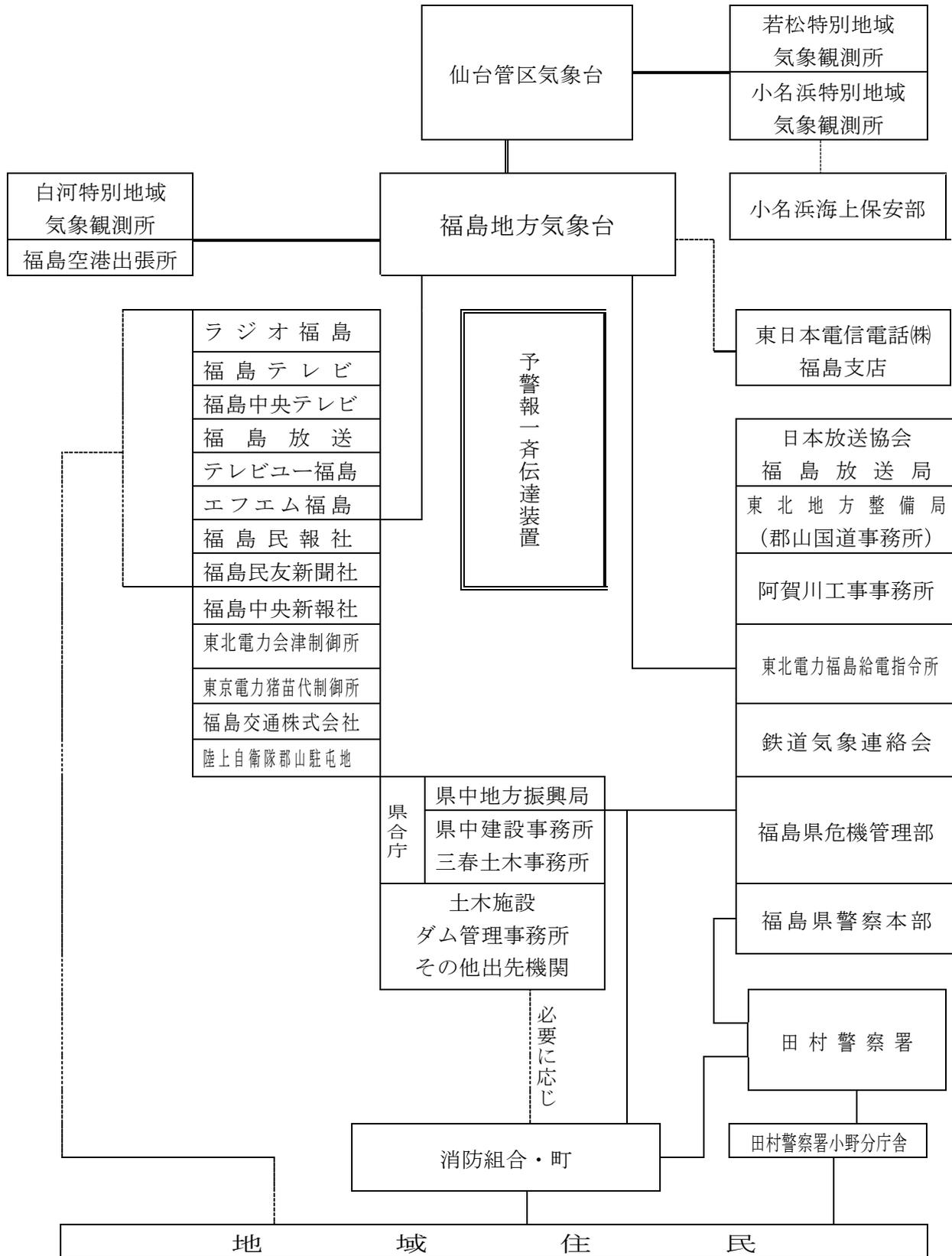
- 事前配備 … 関係部課職員の20%
- 警戒配備 … 関係部課職員の30%
- 第一次配備 … 全職員の50%
- 第二次配備 … 全職員 (100%)

## 第3章 応援の要請

————— 一般災害対策編準拠 —————

# 第4章 情報の収集・伝達

地震情報等伝達系統図



## **第5章 災害時の広報**

————— 一般災害対策編準拠 —————

## **第6章 消防・救急・救助活動**

————— 一般災害対策編準拠 —————

## **第7章 避難対策**

————— 一般災害対策編準拠 —————

## **第8章 交通・社会秩序の維持**

————— 一般災害対策編準拠 —————

## **第9章 応急医療・救護対策**

————— 一般災害対策編準拠 —————

## **第10章 飲料水・食料等供給対策**

————— 一般災害対策編準拠 —————

## **第11章 緊急輸送対策**

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第 12 章 清掃・防疫等活動

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第 13 章 生活救護対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第 14 章 文教対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第 15 章 ライフラインの応急対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第 16 章 ボランティアとの連携

### 第 1 節 ボランティア団体等の受入れ

- 1 大災害が発生した場合、町は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部、各種ボランティア団体等からの協力申入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受入れするものとする。

また、被災地域外からのボランティアの受入れ、活動調整等については、町社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った後災害対策本部にその資料を提出するものとする。

なお、日本赤十字社福島県支部、地元ボランティア団体等に取りまとめ等事務の協力を依頼するものとする。

- 2 町は、災害対策本部の中にボランティア団体に対する情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供、求人等に努めるものとする。

また、発災直後においては、近隣市村や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

- 3 町は、災害時において、必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設の提供を行うものとする。

## 第2節 ボランティア団体等の活動

### 1 ボランティア団体等の主な活動

- (1) 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 老人介護、看護補助、外国人への通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (10) 無線による情報収集及び伝達 等

### 2 ボランティア受け入れ体制

なお、組織化されていないボランティアについての受け入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申し出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、町及び県において効率的な活用を図るものとする。

### 3 ボランティア保険の加入促進

町は、県と協力し、ボランティア保険への加入について広報等を通じて呼びかけるとともに、災害の態様、積極的なボランティア募集の有無等に応じて、保険料の助成を検討するものとする。

## 第3節 建築物応急危険度判定士の養成・活用

### 1 建築物応急危険度判定士の養成

県は、被災地において被災建築物の余震等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」の養

成を行うとともに、災害時において判定士を迅速かつ効果的に活用するための制度（ボランティア登録制度等）づくりを行うものとする。

- 2 町は、前述の判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

## 第4節 被災建築物応急危険度判定活動体制

### 1 応急活動体制

- (1) 被災建築物応急危険度判定活動の実施本部の設置について定める。
  - ア 被災建築物応急危険度判定活動を所管・実施する担当部署を明確にする。

### 2 職員の動員

- (1) 被災建築物応急危険度判定活動の実施本部の体制について定める。
  - ア 被災建築物応急危険度判定活動の所要人員について明確にする。

### 3 被災地の応急対策

- (1) 被災建築物応急危険度判定活動の実施について定める。
  - ア 被災建築物応急危険度判定活動の実施決定した場合の、判定活動の内容について明確にする。

## 第3部 災害復旧計画

### 第1章 町民生活安定のための緊急措置

————— 一般災害対策編準拠 —————

### 第2章 災害救助法の適用

————— 一般災害対策編準拠 —————

### 第3章 激甚災害の指定

————— 一般災害対策編準拠 —————

### 第4章 災害復旧事業

————— 一般災害対策編準拠 —————